

# 政 経 研 究

第五十四卷 第二号 2017年9月

論 説

小笠原返還における核持ち込み問題 ..... 信 夫 隆 司

女性活躍推進法と人材マネジメント ..... 谷 田 部 光 一

アダム・スミスの商業社会における消費の意義 ..... 山 口 正 春

連結精算表の作成手続に関する一考察 ..... 小 阪 敬 志

アジア太平洋地域における戦時情報局（OWI）  
プロパガンダ・ラジオ ..... 小 林 聡 明

——朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析——

政経研究 第五十三巻第四号 目次

論 説

BREXITの政治学  
——イギリス保守主義の現状と課題—— …… 渡 辺 容 一 郎

日本企業における定年制度の実態と問題点 …… 谷 田 部 光 一

国際通貨基金におけるG5各国の投票力と  
融資資金提供量との相関について …… 横 溝 えりか

持分法に関する一考察 …… 小 阪 敬 志

政党システム変化の分析枠組み …… 荒 井 祐 介

Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated  
Globalized Information Society: From the View Point of  
CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics  
…… 築 場 保 行

雑 報

政経研究 第五十三巻 索引

政経研究 第五十四巻第一号 目次

論 説

M・ニードラムの政治原理に関する一研究 …… 倉 島 隆  
——利益理論を中心に——

研究ノート

RAS法による投入係数の修正と …… 武 縄 卓 雄  
生産技術構造の分析

論 説

ALIBABAの光と影、躍進と諸問題 …… 築 場 保 行  
——高成長、偽造品売買、賄賂、粉飾と政治・投資家リスク——

日本のDemocratic Capitalと …… 坂 井 吉 良  
所得との相互関係に関する研究 …… 坂 本 直 樹

## 小笠原返還における核持ち込み問題

信 夫 隆 司

はじめに

### 小笠原返還から五十年

小笠原は一九六八年六月に本土に復帰し、来年で五十周年の節目の年を迎える。二〇一一年には世界遺産に登録された。豊かな自然が残り、マリンスポーツの楽園である。ただ、今から約五〇年前の小笠原返還交渉の記録を紐解いてみると、東西冷戦の陰が見え隠れする。小笠原返還は、四年後の沖縄返還とも関連していた。

小笠原返還交渉で、最大の争点となったのが、返還後の小笠原に、緊急事態に際し、核兵器を貯蔵したいとする米軍部の意向を、どのような形で記録に残すかであった。小笠原核持ち込み密約が存在するのではないかといわれてきた。二〇一〇年三月、いわゆる密約問題に関する調査報告書が公表された際、沖縄核持ち込みに関する文書も公開さ

れている。詳しくは後に紹介するが、それらの中に、小笠原核持ち込み密約の存在を示唆する文書がある。また、この密約はアメリカ側の公文書でも確認できる。

しかしながら、小笠原核持ち込み密約とはいかなるものであったのか、かならずしも十分に解明されたとはいえない。そこで、まず先行研究を概観してみよう。

### 先行研究

小笠原の本土復帰問題をいちはやく、かつ、詳細に論じたのが、ロバート・D・エルドリツヂである。エルドリツヂは、『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』を著した。緊急時に小笠原に核を持ち込むことに関する三木武夫外務大臣とU・アレクシス・ジョンソン駐日大使との合意（後に紹介する「討議の記録」である。）の全文が同書に掲載されている。<sup>(1)</sup>

「討議の記録」を要約するとつぎのようになる。ジョンソン駐日大使が、返還後の小笠原に、緊急事態の際、核兵器を貯蔵したい旨を希望し、事前協議において日本政府に好意的な反応を期待する。これに、三木大臣は、こうしたことは事前協議の対象であり、現時点では、協議に応じるとしかいえない、と述べたものである。

また、エルドリツヂは、小笠原返還協定調印の直前になり、核問題が主な理由で、調印式が四月五日まで延期されたことをつぎのように記している。

さらなる協議の後、三木は口頭で日本の自国領内に核兵器を許さないという意味を示し、ジョンソン大使は合意

の条件を確かめる声明で応じた。両方の声明は、調印式の公式の文書記録に残らないとの条件で行われた。後に覚書は、外務省の関係者が米国の立場を承認したことを示している。これにより三木は、米国側の要請に同意したと明確に言わなければならないという問題から救われた。<sup>②</sup>

ただ、これだけでは、緊急事態における核持ち込みについて、三木とジョンソンとの間で、具体的にどのようなやりとりがあったのかは明らかでない。

太田昌克は、『日米「核密約」の全貌』で、小笠原核持ち込み密約問題をつぎのように論じている。

しかも三木は、上記の「口頭声明」〔注：本稿でいう「討議の記録」のこと。〕の最終テキストが確定した後、日本政府は「領土内への核の持ち込みを認めない」という点を付言したいと主張し始め、四月五日の調印式直前の土壇場でジョンソン大使や国務省幹部を大いに憤慨させた。そして、上記「口頭声明」の公式テキストとは別に三木が口頭で「領土内への核の持ち込みは認めない」と発言し、これにジョンソンが反論する場を持つことを前提に、「口頭声明」の記録化がようやく図られた。<sup>③</sup>

「討議の記録」が確定した後、三木が日本領土内に核持ち込みを認めないと主張し始め、土壇場での協議の末、「討議の記録」を残すことで決着した様子がうかがえる。

中島琢磨は、「非核三原則の規範化 一九七〇年代日本外交への道程」という論文で、「事前協議に関する討議の記

録」(本稿でいう「討議の記録」) および「事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言」に触れ、この間の経緯の  
説明により迫っている。

以上とは対照的な解釈をしているのが、真崎翔『核密約問題から沖縄問題へ』である。「討議の記録」(以下の引用  
では小笠原議事録と呼ばれている。)について、同書でつぎのように述べている。

しかしながら、小笠原議事録は後に変更が加えられ、日本による米国への責任転嫁を許さない文面となった可  
能性がある。つまり、最終的には軍部の主張通り、日本の意思に関係なく返還後の小笠原に核兵器を貯蔵したい  
という米国の要求を日本が「承認した」という文面となった可能性があるのである。<sup>(4)</sup>

真崎は事前協議において日本のとりうる選択肢を分類している。右は、事前協議を実施しない場合のうち、③事前  
協議をするまでもなく許可するにあたる例である。<sup>(5)</sup> 後述のように、三木が「核を持ち込ませず」という原則を厳格に  
適用しようとしていたのとは、正反対の結論が導かれている。

### 本稿の目的

本稿は、以上の先行研究を踏まえつつ、小笠原返還協定の締結にあたり、緊急事態に際し、返還後の小笠原に核を  
持ち込む問題に、日米間でいかなる決着が図られたのかを明らかにすることを目的とする。

結論を先取りすれば、つぎのようになる。小笠原返還協定締結時、「事前協議に関する討議の記録」という不公表

文書が作成され、三木大臣とジョンソン大使との間でイニシアルされた。この文書に、アメリカ側は、非常事態の際、小笠原に核兵器の貯蔵を必要とする問題を提起するとある。このような事態が起れば、日本を含むこの地域の安全にとって、核貯蔵は不可欠となり、アメリカ側は、日本政府による好意的な反応、つまり、核兵器の貯蔵を認めるよう期待する。これに、三木大臣はつぎのように応答している。ジョンソン大使が挙げた事例は、米軍の装備の重要な変更にあたるので、事前協議の主題となる。ただ、この場合、日本政府は協議を行うであろうとしか言えない。

ところが、この「討議の記録」の文言が確定し、小笠原返還協定調印の数日前になつて、三木大臣は、同年一月二七日の佐藤栄作総理の施政方針演説に言及する必要性を主張し始める。佐藤は、この演説の中で、非核三原則を明確に打ち出していた。この原則からすれば、返還後の小笠原への核貯蔵は、「持ち込ませず」に明らかに反する。三木は、「討議の記録」で事前協議に応ずるとした立場を翻す。これにより、アメリカ側は、協定締結を断念する選択肢をも考慮する事態にいたる。

この問題は、結局、「(事前協議)の補足——口頭」(以下、「口頭発言」と記す。)という新たな文書が作成され、決着をみた。「口頭発言」の内容は以下である。三木大臣は先の佐藤総理の施政方針演説(非核三原則)に言及する。ジョンソン大使は、この言及によつて、すでに確定した「討議の記録」の内容、つまり、協議を行うであろうとの三木大臣の先のステートメントを変更するものではないとの解釈を示す。三木大臣はこれを首肯する。

この「討議の記録」と「口頭発言」という二つの文書を中心に、なぜこのような文書が作成されたのかを明らかにしたい。そのためには、一九六七年一月の日米首脳会談で、小笠原返還が決まった当時、米政府内で小笠原返還をめぐりいかなる議論が行われていたのかを解明する必要がある。また、小笠原返還に関連し、核の持ち込みについて、

国会でどのような応酬があったのかも分析しなければならない。

### 本稿の構成

二〇一〇年三月、日米密約問題に関する調査結果が公表された際、関連する外交文書も公開された。その中に、小笠原への核持ち込み密約を示唆する文書がいくつか存在する。第一節では、この密約がどのように記録されているのかを確認しておきたい。

第二節では、小笠原返還までの経緯を概観する。小笠原返還の決定にいたるまで、旧島民による墓参、損害補償、帰島が主に論じられ、返還はその後の問題と考えられていた。それが、一九六七年十一月の日米首脳会談で、小笠原返還が決定される。同会談でのもっとも重要なテーマは沖繩返還への道筋をつけることにあった。それとの関連で小笠原返還が決まってくる。その経緯を跡付けておきたい。

第三節は、小笠原返還協定締結時の外交文書を一覧する。とりわけ、「討議の記録」および「口頭発言」は、本稿における最重要文書である。

第四節では、「討議の記録」および「口頭発言」が作成される経緯を分析する。これにより、これら文書に込められた意味を明らかにしたい。

第五節では、小笠原返還と非核三原則（とくに、核を持ち込ませず）をめぐる国会での議論の展開をたどってみる。三木大臣が、非核三原則をどのようにとらえていたのかを説明する。

最後に、小笠原核持ち込み密約が、沖繩核持ち込み密約へとより明確な形で受け継がれたことを明らかにし、本稿



を閉じることとしたい。

## 一・外交文書に記された小笠原核持ち込み密約

一九六九年の沖縄返還交渉では、緊急時、返還後の沖縄に核を持ち込む問題をどのように決着させるのかが、一月の日米首脳会談にいたるまで、最大の懸案事項となった。アメリカ側は、緊急時に、返還後の沖縄への核持ち込みを日本側が何等かの形で認めるよう主張する。これに対し、日本側は、非核三原則の手前、「持ち込ませず」にあからさまに反する約束を交わすわけにはいかなかった。

結局、この問題は、一九六九年一月一九日に開かれた佐藤栄作総理とリチャード・ニクソン大統領との首脳会談で、緊急時の核持ち込みを認める秘密合意議事録への署名によって決着をみた。同議事録には、極めて重大な緊急事態が生じた際、アメリカ政府は返還後の沖縄に核兵器を持ち込むための事前協議を要請し、日本政府はその必要をみたと記されている。

同議事録の存在および作成の経緯は、佐藤総理の密使をつとめた若泉敬・元京都産業大学教授の手記『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』（一九九四年公刊）により、広く知られている。<sup>⑥</sup> また、二〇〇九年一二月、佐藤総理の次男・佐藤信二によつて、秘密合意議事録の現物が公開され、同書の記述が完全に裏付けられた。<sup>⑦</sup>

沖縄返還の交渉過程を記した一九六九年の外交記録に、一九六八年四月、小笠原返還協定が締結された際、緊急事態において、アメリカ側が返還後の小笠原に核を持ち込む取決めがあったことをうかがわせる記述がいくつか存在する。まず、それらの記録を確認しておくことにしよう。

一九六九年六月～八月

六月四日、愛知揆一外務大臣とウィリアム・ロジャーズ國務長官との間で、沖縄返還をめぐり会談が行われた。返還後の沖縄における米軍の基地使用のあり方が議論されている。この会談に同席したU・アレクシス・ジョンソン國務次官〔注：駐日大使から昇格〕は、「沖縄に戦術核兵器を置くことは抑止力にとってVITALなり」と発言。さらに、「小笠原返還の際緊急事態における核に関する特別のアレンジメントにつき話し合い、完全に満足すべきものではないが一応合意に達した。しかし沖縄について同じ方式をとるのは困難である。核についても事前協議はNOとは限らないことが明らかになるべきであろう」と述べている<sup>(8)</sup>。

八月四日、東郷文彦アメリカ局長とリチャード・スナイダー在京米大使館公使（沖縄返還交渉首席交渉官）との間で沖縄返還交渉の事務レベル協議が行われた。スナイダー公使は、先の愛知・ロジャーズ会談に触れ、「ジョンソン次官はワシントンで有事持込に言及したと記憶するが、小笠原のケースは軍は極めて不満である。有事持込について何か更に考へられたか。」と質問している。これに、東郷局長は、「之は考へれば考へる程むつかしい。恐らく持込みの事前協議と云うよりはoptionの事前協議と云うことになるのではないか。又使用と云うことになれば戦闘作戦行動であるからそこでまた事前協議と云うことになるのではないか。」と答えている<sup>(9)</sup>。「optionの事前協議」とは、一律に核持ち込みができないということではなく、いかなる場合に核持ち込みができ、あるいは、できないか、その線引きのことを指しているのだろう。

八月八日、ジョンソン次官は下田武三駐米大使とランチをともにしている。その際、下田が核の問題を取り上げる  
と、ジョンソンは、核の緊急時貯蔵のための「小笠原方式」(Bonins formula)に比し、より効果的かつすぐれたなん

らかの方式を必要とすると述べている。<sup>10)</sup>

### 首脳会談直前

佐藤総理の訪米直前となる一月四日、東郷・スナイダー会談で、東郷は、沖縄返還時にアメリカ側が核を撤去するとしても、非常時の際、返還後の沖縄にアメリカ側が核を持ち込む問題に言及している。東郷は、「大統領が総理にこの点を質問すれば自分の見るところ総理はイエスと言はれると思うが、そうだとしても之を記録に止めようと云うことは別問題」<sup>11)</sup> だとして、記録を残すことに難色を示す。スナイダーは、「非常時持込の問題については小笠原の場合よりは、より明確な話を期待すると思う。」と主張した。<sup>11)</sup> この後、佐藤総理とアーミン・マイヤー駐日大使との会談が予定されており、佐藤総理がマイヤー大使に小笠原の例よりも明確な話をすることが期待されているという意味である。

一月五日、国務省のリチャード・フィン日本部長が、在米吉野文六臨時代理大使に、緊急時における沖縄への核再持ち込みについて、つぎのように内話している。「緊急持ちこみをどう表現するかということであり、オガサワラのような秘密協定も一つの方法であるが、これも一〇〇%満足すべきものではない。<sup>12)</sup>」

一月一〇日の東郷・スナイダー会談で、スナイダーは、本国からの訓令に接している旨明かしている。訓令には、マイヤー駐日大使から佐藤総理に、「首脳会談の際大統領から有事の際核についてどうされるかという質問がある旨伝えるように」と記されていた。スナイダーは、私見として、「コミュニケ及び口頭説明だけでことがすむとは思えない」と述べる。これに東郷は、暗に小笠原返還時の事を想起するが如き様子であった、との印象を受けた。<sup>13)</sup>

以上の日米の公文書の記述から、小笠原返還交渉時に、返還後の小笠原への核持ち込みに関し、なんらかの秘密協定が存在していたことは明らかだ。ただ、この秘密協定に、アメリカ側、とりわけ軍部は満足していない。沖縄返還交渉で、アメリカ側は、核持ち込みに関する小笠原方式よりも効果的かつすぐれた方式を日本側に求めていた。

## 二・小笠原の軍事的価値

### 小笠原返還前史

小笠原返還の歴史をかえりみると、返還決定以前には、旧島民による墓参問題、帰島問題、そして、損害補償問題が話し合われている。

一九五七年九月二三日の藤山愛一郎外務大臣とジョン・フォスター・ダレス國務長官との会談で、ダレスは、帰島問題について研究した結果、否定的である旨を藤山に伝えている。さらに、「國務省は容易に論駁されないのであるが、この問題については軍に理由ありとの結論に達せざるを得なかつた。軍は混血系〔注：先に帰島をゆるされた欧米系の人々を指している。〕を帰えしたことも失敗であつたと考えており、右は security reason に由るものである。」と説明している。補償については「実際の解決方法として日米間に検討の用意あり。」と肯定的であつた。<sup>14</sup>

また、墓参について、両者はつぎのような会話を交わしている。ウォルター・ロバートソン國務次官補も発言している。

ダレス 軍は総ての島民につき全島に亘り帰島反対である。又墓地については戦争による破壊や其の後のジヤング

ル化により跡形もないと言っている。

大臣 墓地がなくなっているから墓参は意味なしと言う様なことは日本政府は言える道理はない。

ダレス 墓地の検分に日本政府の代表を送つて見ては如何。

ロバートソン 軍は日本政府代表を送る facilities はないと言っているし、セキュリティの関係から墓参のための出入を許すことは出来ない<sup>15</sup>。

安全保障 (security) がキーワードとなっている。帰島どころか、旧島民の墓参すらも許さない要因となっていたのだ。

旧島民の帰島問題は、結局、小笠原返還まで解決をみることはなかった。補償(見舞金の支払い)は、一九六一年六月、六〇〇万ドルの支払いで決着をみている。ただし、旧島民の帰島の要求を何ら害するものではないことを確認している。墓参問題は、一九六五年一月の佐藤・ジョンソン会談において、アメリカ側が好意的に検討することに同意した。同年四月、在京米大使館から外務省に、島民代表の墓参を許可する旨の通報があった。一九六五年五月および一九六六年五月、硫黄島および父島、母島に、それぞれ墓参団が派遣されている<sup>16</sup>。アメリカ側は、安全保障を理由に墓参さえも拒否していたが、その根拠が、一九六五年には薄れていたことがうかがえる。

薄れた要因は何だったのか。ロバート・S・ノリスらの研究によれば、一九六〇年にポラリス搭載の潜水艦就航がおおきな要因のようだ。核弾頭ミサイルを常備する原子力潜水艦の登場である。一九六四年一二月、ポラリス潜水艦が、太平洋の監視任務をおび、はじめてグアムを出航したという。同年一〇月から一二月の間に、父島から最後のレ

ギユラス（潜水艦発射用の核巡航ミサイル）が撤去され、小笠原から完全に核が撤去された。<sup>17</sup> 旧島民の墓参が許されたのは、小笠原から核が撤去されたすぐ後だった。

### 小笠原返還をめぐる日米共同声明

旧島民の墓参問題に関連し、一九六五年一月および一九六七年一一月の佐藤・ジョンソン会談の共同声明を確認しておこう。

一九六五年一月、佐藤総理・ジョンソン大統領の初の首脳会談が開かれ、共同声明第一一項につきのように述べられている。

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設が極東の安全のため重要であることを認めた。総理大臣は、これらの諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。（中略）大統領は、旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討することについて同意した。<sup>18</sup>

この共同声明では、大統領が、「極東における自由世界の安全保障の利益」と述べているように、まさにその利益

がそこなわれない状態が実現してはじめて、施政権の返還が可能になるとなっていた。したがって、施政権の返還は、極東情勢の変化待ちである。

一九六七年一月の日米共同声明第七項には、小笠原返還について、つぎのように記されている。

総理大臣と大統領は、小笠原諸島の地位についても検討し、日米両国共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、これら諸島の日本への早期復帰をこの地域の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ること<sup>19</sup>に合意した。

この中で、「日米両国共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうる」との文言がある。外務省が準備した「沖縄、小笠原問題に関する擬問擬答」（改訂版）によれば、「安全保障上の利益を害なうことなく小笠原の返還を取り決めることは可能であるという趣旨に過ぎ<sup>20</sup>」ない<sup>20</sup>とある。この利益は、「日米両国の共通の」とあるところから、この地域の安全を担ってきたアメリカの安全保障上の利益がそこなわれない、と判断したことになる。

### 小笠原の返還要求

補償問題、墓参問題も決着し、残るは帰島問題および返還問題となった。一九六七年六月の衆議院外務委員会で、

小笠原返還における核持ち込み問題（信夫）

三木外務大臣は、直ちに小笠原の全面返還が困難であれば、過渡的に、できるだけ全面返還に近づける処置として、小笠原の帰島問題も検討していききたいと発言している。<sup>(21)</sup> 帰島が先で、返還はその後という認識である。ところが、返還問題が前面に出てくる。

日本側は、いつごろから、小笠原の全面返還を求めるようになるのであろうか。旧島民の墓参もゆるされ、小笠原の軍事的価値に、日本側も疑問をいだき始めていた。一九六七年五月末に開かれた日米安全保障協議委員会（いわゆる2プラス2）の小委員会では、日本側は小笠原諸島の軍事的価値の評価をアメリカ側に求めた。これを受け、統合参謀本部は“Military Utility of the Bonins”と題する六月二九日付の報告書をロバート・マクナマラ国防長官に提出している。それによると、小笠原諸島の軍事的価値はきわだったものではないが、現行の軍事活動のレベルだけで、基地の価値は評価できない。現時点のアジアの安全保障情勢は不安定であり、小笠原諸島の施政権を日本に返還できない、と記されていた。<sup>(22)</sup>

日本側が正式に小笠原の返還要求をしたのは、一九六七年七月一五日の三木大臣とジョンソン大使との会談においてであった。<sup>(23)</sup> その後、同年九月の三木大臣の訪米、一二月の佐藤総理の訪米へと続き、最終的に佐藤・ジョンソン会談で、小笠原の返還が決まる。

もちろん、日米間に小笠原返還問題だけが存在していたわけではない。もうひとつの領土問題である沖縄返還に向け、返還時期という時間的要素を共同声明の中にどれだけ盛り込めるか、また、日本政府がアメリカ側の要請（ベトナム戦争への支持、東南アジアへの経済援助の拡大、国際収支の改善等）にどれだけ応えられるかといった問題が、パッケージをなしていた。その中で、沖縄返還と切り離す形で、小笠原返還が可能となったのである。



## アメリカ政府内の議論

小笠原の返還をめぐり、アメリカ政府内で、どのような議論があったのかを明らかにしておきたい。後の小笠原核持ち込み密約へと繋がっていくからだ。

一〇月下旬、十一月の佐藤訪米に向け、共同声明の調整が進んでいた。小笠原返還に直接関連する国務省、国防省、統合参謀本部の考えは、ほぼつぎのようになっていた。国務省およびマクナマラ国防長官は小笠原の返還に賛成の立場であった。これに対し、統合参謀本部は、小笠原の現状維持が望ましいとし、次善の策として、少なくとも、父島と硫黄島の保有を主張していた。<sup>24</sup>

前述のように、小笠原の核兵器はすでに撤去され、将来、核を貯蔵する計画も存在しなかった。ディーン・ラスク国防長官およびマクナマラ国防長官は、小笠原返還にあたり、核貯蔵権がなくとも、米軍の立場はなんらそこなわれないと考えていた。<sup>25</sup>

実際、小笠原諸島の軍事施設は非常に限られていた。一九六七年六月三〇日の時点で、七七名（海軍三三名、空軍四四名）の軍人が常駐するだけであった。その他、軍属が五八名である。したがって、統合参謀本部としても、小笠原の軍事的価値を高く評価していたわけではない。将来、緊急事態が発生した場合、それに対応するため、非常用基地としての活用が考えられていたのである。<sup>26</sup>

東京で交渉にあたっていたジョンソン大使は、日本側は全島一括返還を要求しており、安全保障上の明確な根拠もなく、部分返還を行えば、小笠原返還の価値がひどくそこなわれる、と部分返還に懸念を示す意見を本省に具申し立てた。<sup>27</sup>最終的には、ジョンソン大使の意見具申どおり、小笠原の施政権は一括返還される。

小笠原の一括返還か部分返還かは別に、小笠原における将来の核貯蔵の問題は、重大な懸案事項として首脳会談まで持ち越されることとなる。十一月五日、本省からジョンソン大使宛の訓令が発出された。それによると、小笠原の核持ち込みに関する内容はつぎのとおりである。アメリカ側としては、小笠原諸島への核兵器の配備の必要性が差し迫っているとは考えていない。今後、起りうる非常事態に備え、小笠原諸島に関する協議において、核配備の問題を協議する権利を留保する旨を佐藤総理および三木大臣に伝えること。また、小笠原の解決方法は、沖縄の先例となるものではないことを明確にすること。<sup>(28)</sup> この訓令は、統合参謀本部の前述の立場を考慮して発せられたものである。

具体的には、敵潜水艦による脅威が及ぶ事態、および、琉球・マリアナ諸島に核兵器を貯蔵できない事態への対処が考えられていた。小笠原に対潜水艦兵器の貯蔵が必要となる緊急事態に備えるためであった。この点につき、日本側からどのようにして了解を得るか、その方法がアメリカ政府内で議論されている。ひとつの方法として、こうした要請に好意的考慮を払うことを日本政府がなんらかの形で保証することが挙げられている。また、理論的には、日本側が事前協議を放棄するという方法も考えられていた。<sup>(29)</sup>

十一月五日の訓令を受け、翌六日、三木・ジョンソン会談が開かれた。ジョンソンが小笠原への核貯蔵を説明すると、三木は明らかに動揺を示したという。ジョンソンは三木につきのように伝えた。小笠原に関する共同声明の発出に先立ち、また、発出の条件として、小笠原における核兵器に関する同意を日本側に求めているのではない。しかし、アメリカ側は、小笠原返還に関する詳細な交渉が行われる際、現行の安全保障条約の枠組みで、本件を日本側に提起し、協議した上、合意に達することを希望する。<sup>(30)</sup>

小笠原への核持ち込み問題をどのような形におさめるのか、小笠原返還協定交渉の主要な課題となってくる。

### 三・小笠原返還に関する文書

#### 文書一覧

小笠原返還協定調印時に、日米間でどのような文書が交わされたのかを明らかにしておきたい。その全体像を示す文書が、明治大学史資料センターに残されている。同大学出身の三木武夫元総理の関連文書である。三木は、一九六六年二月から一九六八年一〇月まで外務大臣をつとめた。一九六七年一月の日米首脳会談で小笠原返還が決まり、翌六八年四月の小笠原返還協定の署名にいたる時期、外務省の最高首脳として陣頭指揮にあたっていたことになる。

同センターが所蔵する三木武夫文書には、これまでの外交記録公開では公開されておらず、またアメリカ国立公文書館やジョンソン大統領図書館でも非公開となっている文書が存在する。<sup>(31)</sup> 三木文書を手がかりに、まず、小笠原返還協定締結時にいかなる文書が日米間に取り交わされたのかを確認しておきたい。

三木文書の中に、「小笠原返還」という表題で「目次」という文書が存在する。<sup>(32)</sup> 小笠原返還協定署名時に、日米間で交わされた文書の一覧である。以下のとおりである。

- 一・小笠原諸島返還協定 (公表) 署名
- 二・摺鉢山記念碑に関する外務大臣書簡 (公表) 署名
- 三・先例問題に関する外務大臣発言 (不公表)

小笠原返還における核持ち込み問題 (信夫)

- 四. 在小笠原動産購入に関する外務大臣発言 (不公表)
- 五. 事前協議に関する討議の記録 (不公表) 「イニシアル」
- 六. 事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言 (不公表)
- 七. 施設区域に関する合同委員会議事録 (不公表) 「イニシアル」

全部で七つの文書が作成された。最初のふたつの文書には、「公表」と記されている。これらは外務省が編纂する条約集にも掲載されている。残りの五文書は不公表とある。返還後の小笠原への核持ち込みに関する文書は、五・と六・である。手書きの文書で、筆跡から、東郷アメリカ局長が英文から日本語に翻訳したものと思われる。前述のように、「事前協議に関する討議の記録」を「討議の記録」、「事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言」を「口頭発言」と記す。

「討議の記録」に、「イニシアル」と記されている。小笠原返還協定への署名が行われた一九六八年四月五日、三木外務大臣とジョンソン大使との間でイニシアルされたという意味である。

この二つの文書は、その重要性に鑑み、以下、そのまま記しておく。なお、「討議の記録」の英文は、ジョンソン大統領図書館で公開されており、両文書の趣旨に変わりはない。<sup>33</sup>

### 「討議の記録」

（事前協議）——討議の記録

本日の小笠原諸島返還協定署名に先立ち、外務大臣と米大使との間に次の発言が交された。

大使―小笠原或は火山列島に核兵器貯蔵を必要とする様な非常事態生起の際は、米国は此の問題を日本政府に提起し、この様な申出は日本を含む此の地域の死活の安全に不可缺の場合でなければ為されぬことに鑑み、日本政府の好意的な反応を期待するであろう。

大臣―安保条約第六條実施に関する交換公文に従い、日本に在る米軍の装備の重要な変更は、非常事態も含み、日本政府との事前協議の主題とされている。貴大使の言はれた事例は正しく右の事前協議の主題となるものである。この際本大臣は、貴大使の述べられたような場合、日本政府は協議を行うであろうとしか申上げられない。<sup>34</sup>

### 「口頭発言」

（「事前協議」の補足）―口頭

大臣―この際核政策に対する日本政府の立場についての最近の公のステートメントに注意を喚起したい。佐藤総理は一月二十七日の今國會の施政方針演説において、「われわれは核兵器の絶滅を念願し、自らもあえてこれを保有せず、その持込みも許さない決意であります。」と述べています。

大使―私は貴大臣の言及された総理のステートメントをよく承知しています。貴大臣がこれに言及されたことは、私が挙げたような場合に、日本政府は安保條約の定めるところに従い協議を行うであろうと云う貴大臣の前のステートメントを変更するものではないと解します。

大臣―然り。<sup>35</sup>

## 「討議の記録」「口頭発言」の比較

「討議の記録」の英文ドラフトは、日米双方に残されている。日本側に残されている同案の日付は、一九六八年三月一九日となっている。<sup>36</sup>在京米大使館から本省に送られた同案の文面はこれとまったく同じであり、発電は三月二一日とある。したがって、三月二〇日前後に、「討議の記録」の文案が確定したと思われる。

「討議の記録」と「口頭発言」を比較すると、ほぼ同じことが述べられている。問題は、非常時、返還後の小笠原における核兵器貯蔵に、日本側がどのように応じるかであった。小笠原に残される米軍施設の取り扱いが、日米安保条約下で処理されることは、一九六七年一月の日米共同声明に明記されている。同第七項に、「総理大臣と大統領は、米国が、小笠原諸島において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。」とあるからだ。当然のことながら、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文〔注…事前協議を定めたものである。〕も適用され、小笠原への核兵器貯蔵は、装備における重要な変更<sup>37</sup>に該当し、事前協議の対象となる。

「討議の記録」で、ジョンソン大使は、非常事態生起の際、日本政府に核兵器貯蔵の問題を提起し、日本政府から好意的な反応を期待する旨を述べている。これに対し、三木大臣は、事前協議にもとづき、協議を行うとしか述べられないと返答している。この文面からは、事前協議の適用を三木大臣は述べているにしか過ぎないとも受け取れる。

「口頭発言」で、三木大臣は、まず、一九六八年一月二八日の佐藤総理の施政方針演説に触れている。非核三原則が盛り込まれたものである。これに対し、ジョンソン大使は、佐藤総理による非核三原則の表明があつたにしても、先の「討議の記録」の内容に変更はないとの解釈を示し、三木大臣も「然り」と応じている。したがって、「口頭発

言」は、「討議の記録」を確認しただけとも読める。

しかしながら、「討議の記録」および「口頭発言」は、核持ち込みとは何かを理解する上で、重要な意味をもっていった。さらに、これら文書は、沖縄返還交渉における沖縄核持ち込み密約へと連なってくる。このことを明らかにするため、次節では、「討議の記録」および「口頭発言」が作成された経緯をたどりたい。

#### 四・「討議の記録」「口頭発言」作成の経緯

##### 核持ち込みをめぐるアメリカ側交渉方針

一九六七年一月二二日付のウィリアム・P・バンディ東アジア太平洋担当國務次官補からディーン・ラスク國務長官宛のメモランダムに、小笠原返還協定交渉の開始にあたり、在京米大使館宛の訓令案が記されている。<sup>37</sup> 実際、これが在京米大使館宛の訓令となる。<sup>38</sup> この訓令にもとづき、交渉が進められる。訓令によれば、小笠原の核持ち込みの扱いはつぎのようになっている。

小笠原諸島に核兵器を貯蔵し、使用する権利をできれば確保したい。しかしながら、本件に日本側が敏感に反応することを考慮する必要がある。また、現時点において、核兵器を貯蔵するために、小笠原諸島を使用する緊急時の計画は存在しない。そこで、小笠原諸島における核貯蔵権に日本側の同意を得ることはかならずしもアメリカ側の利益になるとは考えていない。とはいえ、日本本土に核を貯蔵することには政治的制約があり、小笠原諸島に同様の制約が適用されないことを望む。緊急事態の際、核兵器を貯蔵するため、小笠原諸島を使用することを日本政府に要請する。かかる要請は同地域の安全にとって不可欠な場合にかぎり行われるので、アメリカ側は日本政府から好意的な反

応を期待する。アメリカ側のこうした発言は、なんらかの形で公式記録に残すが、日本側から返答を求めるつもりはない。

以上の内容は、アメリカ外交文書集 (FRUS) に掲載されたものである。この記述に注9が付されている<sup>39)</sup>。それによると、一二月、太平洋軍最高司令官は統合参謀本部に対し、小笠原諸島で核兵器を貯蔵・使用する無制限の権利を取得するよう勧告している。ただ、統合参謀本部内では意見が分かれたという。こうした無制限の権利を主張するグループがある一方、将来、核兵器の貯蔵を考慮しなければならない事態にいたったとき、この問題を協議することに日本側の同意を得ればよいとするグループである。結局、マクナマラ国防長官は、後者のグループの考えを採用した。同長官同様、ジョンソン国務次官も、こうした無制限の権利を日本側に要求すると、交渉が行き詰まってしまい、日米関係に悪影響を及ぼすという意見であった。

### 三木・ジョンソン会談 (一九六七年一月二八日)

一二月二八日、将来、核貯蔵のために小笠原を使用する可能性について、三木とジョンソンは、通訳だけを伴い、会談している。

ジョンソンは、まず、一月六日の三木・ジョンソン会談を三木に想起させている。前述のように、ジョンソンが返還後の小笠原に核を持ち込む問題を提起し、三木が動揺したときのことである。ジョンソンは、訓令にある小笠原の核持ち込みに関する文書を三木に手交し、この文書に日本政府の返答は期待しない旨を付け加えた<sup>40)</sup>。

これに、三木はつぎのように述べている。アメリカ政府が、小笠原で核兵器を使用する可能性を考慮する非常事態



は、日本の利益にも深く関与することとなる。アメリカ側による核貯蔵の要請は、現状とは大幅に異なる雰囲気でも検討されることになる。核貯蔵という危機的問題は、小笠原といった特定の地域だけではなく、日本全体から考慮されなければならないだろう。同じ日本で、地域により原則の線引きを変えるのは非常に困難である。また、こうした文書がリークされ、日本政府が直面する根本問題である沖縄返還交渉で混乱させられることを懸念する。たとえば返答は必要ないにしても、こうした文書をやりとりする必要はないと感じている。

日本側の返答は必要ないとしても、三木は、こうした文書を公式記録に残すこと自体、問題であると考えていた。結局、この件は、あらためて協議することとなった。

一九六八年一月四日付の国務省から在京米大使館宛の電報には、核問題と小笠原返還協定交渉について、先に三木に示した内容を文書として日本政府に手交するという方式にこだわらない旨が示されている。<sup>(41)</sup>三木が示唆したように、リークの危険性があるなら、他の方法でもよいというのだ。アメリカ側としては、外務省にそうした記録のコピーが保管されるといったように、アメリカ側の立場が受け継がれることが重要だと考えていた。この部分に括弧書きで、「おそらく一九六〇年の特別な取決めと同じようなやり方で行われる。この取決めはリークされていない。」と記されている。これは、一九六〇年の安保改定時の朝鮮議事録および討議の記録を指しているのだろう。<sup>(42)</sup>

### 「討議の記録」の作成

その後、日米間でこの問題がどのように推移したのか、かならずしも明らかではない。バンディ国務次官補からラスク国務長官宛の三月二三日付メモランダムによれば、ジョンソン大使は、小笠原返還に関する一連の文書の交渉が

終了し、本省の承認を待つのみ状況にある旨報告している。この一連の文書の中に、oral statements on nuclear storage が存在する。「討議の記録」である。同メモランダムによれば、調印日は四月二日が予定されている。<sup>(43)</sup>

このメモランダムで、小笠原における核の貯蔵はつぎのように説明されている。アメリカ側は緊急時に核の貯蔵を日本政府に要請し、日本政府の好意的な反応が期待される。日本政府は、かかる状況下で、日米安保条約の事前協議に入ることに同意する。

ジョンソン大使は、日本側の好意的な反応を期待するとの提案には、わずかながら利点があると述べている。というのも、核貯蔵について日本側が協議に入ることを明確に約束しているからだ。ジョンソン曰く、日本側はこれまでこうした立場を明確にすることを避けてきたという。

三月二五日付の国務省発在京米大使館宛公電によれば、調印式で交わされる文書の最終調整が行われている。国務省側では、核貯蔵に関する三木とジョンソンの発言は文書化されるのは当然だと考えていた。また、この文書の機密指定がいかなるものになるかを在京米大使館に問い合わせている。<sup>(44)</sup> このようなりとりを経て、三月二九日、国務省からジョンソン大使に、小笠原返還協定（関連文書を含め）を締結し、署名する権限が与えられた。<sup>(45)</sup> 四月二日、牛場信彦外務次官からジョンソン大使に、四月五日午前、小笠原返還協定を承認する閣議が行われるとの連絡があった。牛場とジョンソンは、同日午後四時に、調印式を行うことで合意する。<sup>(46)</sup>

### 三木大臣の異論

四月五日の小笠原返還協定調印に向け、すべての準備は整ったかに思われた。ところが、調印式の日時を定めた四

二月二日になって、三木大臣が、「討議の記録」を残すことに異議を唱え始めることとなる。どのような経過をたどったのであろうか。

四月三日付の國務省発在京米大使館宛公電で、バンディ國務次官補はジョンソン大使に、つぎのように伝えている。三木大臣は、小笠原返還協定調印の土壇場になって、小笠原返還の取決め、とりわけ核の問題に関する取決め（「討議の記録」を指す。）を変更しようとしている。貴使（ジョンソン大使）と同様、当方にもいやな後味が残った。三木大臣は、一月二七日の佐藤総理の施政方針演説（非核三原則）に言及すると主張した。この三木の発言を受け入れたとしても、アメリカ側が望みうる最大限のことは「討議の記録」に盛り込まれていると考える。ただ、貴使の考えと同様、「口頭発言」はない方が望ましいだろう。土壇場になって、三木がこの方式（「討議の記録」）をみだりに変更しようとするなら、貴使が小笠原返還協定に署名しないとしても、当方は貴使を全面的に支持する<sup>47</sup>。

さらに、この電報によると、バンディの要請により、四月二日夜、スナイダー日本部長が下田駐米大使と非公式に会談している。その際、スナイダーは、土壇場になって三木が核の問題を変更しようとしていることに不快感を表明した。下田大使もこの事態に驚いた様子で、直ちに牛場事務次官に連絡すると述べたという。

なお、この点に関する日本側の記録によれば、四月二日、下田大使の公邸で開かれたレセプションの際、スナイダーは、非常に思いつめた様子で、館員につきのように内話した。

目下貴大臣とジョンソン大使との間で返かん後のオガサワラに対する核原則の適用問題に関連して話合いが行きづまつているが、本件は米国では極めて機微な事項であり、せつかくここまでまとまった交渉がこの段階で御破

算になることをおそれている次第であり、バンデイ次官補も事態を深くいう慮しおり何とか日本側の再考を期待したい。<sup>(48)</sup>

「口頭発言」作成にいたる経緯については、日本側にも記録が残されている<sup>(49)</sup>。それによると、大臣の補足発言の件（「口頭発言」）に関し、牛場次官とジョンソン大使との間で協議が行われた。ジョンソン大使は、大臣の意見としての発言を、別添案のように記録に止める形にして戴きたいと要請している。別添案とは以下である。

この際誤解を残さないため、本大臣は、今大使との間に取交したステートメントは、左に引用する一月二十七日国会における佐藤総理大臣の施政方針演説中のステートメントと矛盾するものとは考へない旨を明らかにし、之を記録に止めることとしたい。

### 「三原則引用」

ジョンソン大使は、三木大臣の意見としての発言をなぜ記録として残したかったのであろうか。牛場次官とジョンソン大使の協議によると、「非核三原則を米側も了解したと云う形になると三原則と非常事態の場合との関係如何と云う点を大使として質問せざるを得ないと云うことになる」からだという。小笠原への核貯蔵は、装備における重要な変更該当し、事前協議の対象となる。非常事態の場合も非核三原則がそのまま適用されると、小笠原に核兵器の貯蔵はできない。この点をジョンソン大使は質問しなければならなくなるというわけだ。その場合、「討議の記録」

では、三木大臣は事前協議に応ずるとしかいえないとなっている。

この別添案が「口頭発言」の原型である。「口頭発言」では、三木大臣とジョンソン大使とがそれぞれ発言する形式となった。別添案では、非核三原則を明らかにした佐藤総理のステートメントと、三木大臣のステートメント（「討議の記録」の発言）は矛盾しないとなっている。これに対し、「口頭発言」では、三木大臣が佐藤総理の非核三原則に言及したことは、「討議の記録」にある三木大臣のステートメントを変更するものではないと解釈されるとジョンソン大使は発言している。三木大臣は、このジョンソン大使の発言を首肯した。この微妙なやりとりは如何なる意味を有していたのか。次節で明らかにしたい。

##### 五・ 三木外務大臣の国会答弁

「討議の記録」で、ジョンソン大使は、緊急時に、小笠原への核貯蔵があることを示唆し、日本側に好意的対応を求めた。これに、三木外務大臣は、現時点では、事前協議に応じるとしか答えられないとしている。「口頭発言」で、三木大臣は、一月二六日の佐藤総理の非核三原則の発言に言及した。ただ、ジョンソン大使は、非核三原則の発言によつて、「討議の記録」における三木大臣の発言を変更するものではないと主張。三木大臣もこの主張を受け容れている。このやりとりだけでは、「討議の記録」がいかなる意味を有していたのか、三木大臣は「口頭発言」で、佐藤総理の非核三原則になぜ言及したのかは不明である。そこで、本節では、「討議の記録」、ならびに、これを補足する「口頭発言」の意味を、当時、国会で、核持ち込み問題および非核三原則が、どのように議論されていたのかをたどりながら明らかにする。

### 佐藤総理の非核三原則発言

まず、一九六八年一月二七日に行われた佐藤総理の施政方針演説の中で、非核三原則がどのように述べられているのか、確認しておきたい。

佐藤は、「長期的な展望に立つた重要な政治の課題に触れ、国民各位のご理解を得たい」として、つぎのように述べている。

まず第一に、二十世紀後半の人類は核時代に生きております。この核時代をいかに生きるべきかは、今日すべての国家に共通した課題であります。

われわれは、核兵器の絶滅を願ひ、みずからもあえてこれを保有せず、その持ち込みも許さない決意であります。<sup>(50)</sup>

このように、非常に明確に非核三原則を打ち出している。ただ、佐藤がこのとき初めて非核三原則に触れたわけではない。一九六七年一月八日の衆議院本会議で非核三原則を提示し、同一日開催の衆議院予算委員会で、社会党の成田知己委員の小笠原返還に関する質問に答える形で、突っ込んだ議論が行われている。このときの討論の様子を追ってみた。

成田委員は、「いままでの御答弁の中で、小笠原では核保有はいたしません。また核持ち込みもしない、こう答弁されておりますね。これはもう一度御確認いただきたいと思ひます。」と総理に要望している。佐藤は、「本土方式と

いうことは、ただいまのもしそういうことがあるなら、これは事前協議の対象になる、かように御了承いただきませす。」と答えた。また、佐藤は、もし核の持ち込みをするならば、「重大なる装備の変更だから事前協議の対象になる」ということを、本土並みの場合には当然申すわけです。」とも述べている。<sup>51</sup>

この佐藤の答弁に、成田は納得しなかった。事前協議を行えば、イエスもあればノーもあるのではないかという疑問である。成田は、「事前協議のいかんによっては持ち込みを許し得ることがあるのだ、こういうようにもとれますから、そういう誤解のあるような発言はおやめになって、持ち込みはいたしません、その方針は変わらないなら変わらないと、こう明確にひとつ断言していただきたいのです。」<sup>52</sup>と畳み込んでいる。

さらに、成田は、持ち込ませないとは、返還された地域に、新たに核を持ち込ませないだけではなく、もしあればそれを撤去させるという意味かと問うている。佐藤は、小笠原について本土並みだと繰り返し返すとともに、「新しく持ち込むことももちろん、また現在あるならば、そういうものの撤去についても十分折衝する」と答えている。<sup>53</sup>

すでに一九六七年一月の首脳会談で、小笠原の本土復帰は決まっております、近々、返還協定の交渉が始まること予想されていた。佐藤総理自身が、小笠原に核を持ち込ませないとの趣旨の答弁をしていたのである。

「討議の記録」では、アメリカ側から小笠原へ核を貯蔵したい旨の希望があつた場合、三木は、それは事前協議の主題であり、「日本政府は協議を行うであろうとしか申上げられない。」と答えている。事前協議に應ずると述べるこゝと自体が、核の持ち込みを認める可能性を残すことになる。小笠原には新たに核を持ち込ませない、もし現にあれば撤去させるという佐藤の答弁とは食い違う内容が含まれていた。

この一二月一日の予算委員会の審議では、小笠原の核持ち込みに関し、主に佐藤総理が答弁に立っている。三木

外務大臣はほとんど発言していない。一九六八年に入り、とくに三月になると、核持ち込みの解釈をめぐって、三木大臣自身が答弁に立つこととなる。

### 核持ち込みとは何か

一九六八年三月の予算委員会で、核の持ち込みとはいかなる意味か、事前協議の対象となる持ち込みとは何かをめぐって、三木大臣自身が何度も答弁に立っている。これから紹介するのは、核兵器の貯蔵のように、明らかに核の持ち込みにあたる事例ではない。公海から公海に核兵器搭載艦船が日本の領海をかすめて航行するといった場合である。

三月一二日の衆議院予算委員会第二分科会議において、社会党の榎崎弥之助分科員は、領海及び接続水域に関する条約第二三条にもとづき、核装備艦船には無害航行が認められている点を取り上げている。同条に、「軍艦が領海の通航に関する沿岸国の規則を遵守せず、かつ、その軍艦に対して行なわれた遵守の要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対し領海から退去することを要求することができる。」とあるからだ。榎崎の主張は、「国内法でもそれができるのに、ましてや日米安保条約というアメリカとの条約で、事前協議条項というものをこれほどきびくしくおるならば、その条項に照らして、核装備艦は領海に入っては困るということは言えるじゃありませんか」ということ<sup>54</sup>にあった。

榎崎の発言は、当然、非核三原則の持ち込ませずを前提としている。日本の領海内に核搭載艦船が入ることは、結局、持ち込ませずに抵触し、日本側は航行を拒否しなければならぬものである。これに対する三木の答弁は以下である。



事前協議を厳格に解釈したいと考えておる論者の私は一人なんです。したがって、このポラリスの場合においても、ただ一つの公海から公海へ通り抜けるような場合は、これはやはり当然に国際法の慣習、今度できる条約などにもそれを認められておる。しかし、沿岸を通り抜けるのではなくして、そして接岸しなくても、停泊するよ  
うな形でポラリス潜水艦が領海に入るということは、事前協議の対象にされなければならぬ。ただすうつと通り抜けるような場合はそれを事前協議の対象にはしない。<sup>55</sup>

その他にも、野党側は、公海から公海へ抜けていくために、日本の領海を抜けていくような場合も、核持ち込みにあたるのではないかと質問している。これに、三木は、宗谷海峡や五島列島を例に挙げ、日本の領海に入ってくる意図ではなく、公海から公海へ通り抜けるだけの場合は、事前協議の対象となる核持ち込みにあたらない、と説明している。<sup>56</sup>

### 「討議の記録」「口頭発言」の意味

三木は、国会答弁を通じ、事前協議における核持ち込みとは何かを明らかにしている。核搭載艦船の寄港はもちろ  
んのこと、領海に意図的に入る、あるいは、停泊するといったような場合、核持ち込みにあたる。日本の領海に入る  
意図なしに、公海から公海へ抜けるような場合の領海への立ち入りは、事前協議の対象となる核持ち込みではない、  
という解釈である。

「討議の記録」は、こうした微妙な例を取り上げているのではない。小笠原への核貯蔵という、明白に「装備にお

ける重要な変更」にあたる場合である。核貯蔵は事前協議の対象となり、非核三原則をそのまま適用すれば、事前協議にさえ応じることはできず、たとえ応じたとしてもノーと答えざるを得ない事例である。

「口頭発言」は、こうした国会での審議を踏まえ、事前協議あるいは非核三原則への三木の強い意思を表したものである。 「口頭発言」で、三木は、一月二六日の佐藤総理の非核三原則の表明に言及した。その意図は、これまでの国会での審議の様子から明らかである。緊急時といえども、小笠原への核貯蔵は、非核三原則に反し、認められないうものである。これは、「討議の記録」の内容を明らかに覆すものであった。「討議の記録」では、日本側は少なくとも事前協議には応じる姿勢だったからだ。アメリカ側はこれに反発した。

結局、「討議の記録」に、三木大臣とジョンソン大使はイニシアルしたものの、「口頭発言」は記録として残されただけであった。アメリカ側からみれば、緊急時に小笠原への核貯蔵が果たして認められるのか否か、不確実な状態に置かれたことになる。それが、米軍部にとっては不満であった。

前述のように、一九六九年一月一九日、佐藤総理とニクソン大統領との間で、緊急時における沖縄への核持ち込みの事前協議において、日本側がイエスと述べる秘密合意議事録に署名がなされた。この議事録は、小笠原返還の際のアメリカ側の不満を解消するとともに、戦略的により重要な沖縄への核持ち込みを確実にするものであった。

おわりに

### 「討議の記録」とは

本稿の目的は、一九六八年の小笠原返還協定締結時、返還後の小笠原に核を持ち込む問題に、日米間でどのような

決着がはかられたのかを明らかにすることであった。日米間で交わされた「討議の記録」および「口頭発言」、ならびに、当時の国会審議で三木外務大臣が核持込とは何かについて答弁した記録から、つぎのような結論が得られる。

アメリカ側、とりわけ、統合参謀本部の中には、返還後の小笠原に核兵器を無制限に貯蔵する権利を要求するグループも存在した。一九六七年十一月の首脳会談直前にも、この要求はアメリカ側から示され、また、返還が決まった後の一二月にも、同様の希望が出されていた。

問題は、これをどのように表現し、記録として残すかであった。アメリカ側も、核持込みに対し日本国民が強い懸念を抱いていること、また、これを文書化し、リークされる政治的危険性を承知していた。そこで、アメリカ側が核貯蔵の希望を述べるのに対し、日本側はかならずしもそれに応ずる必要がない形で文書の作成が進んだ。

その結果、「討議の記録」という文書が作成された。「討議の記録」では、アメリカ側の希望に対し、三木大臣は、核貯蔵はまさに事前協議の対象であり、それに応ずるとしか言えないと述べているだけである。しかし、その応答自体、国会での三木大臣の発言から明らかに逸脱したものであった。当時、国会で、核持込みとして議論されていたのは、核搭載艦船が国際海峡を公海から公海に抜けるような場合である。意図的に領海に入る、あるいは、領海に留まることは、核持込みにあたると三木大臣は答弁していた。ましてや核の貯蔵が核持込みにあたるとは明々白々であった。

したがって、三木大臣は、「討議の記録」という文書を残すこと自体、リークの可能性を考えれば、躊躇したであろう。その理由となったのが、一九六八年一月二六日の佐藤総理の施政方針演説である。前年一月八日に、佐藤総理はすでに非核三原則を表明しており、施政方針演説であらためて同原則を明示したことになる。この原則が、小笠

原返還との関連で提示されたことは記憶しておく必要があるだろう。小笠原返還では、核抜き、そして、将来における核持ち込みの禁止を日本側は前提にしていたのである。

### 「口頭発言」とは

三木大臣が「討議の記録」をどのように受け止めていたのかは不明であるが、四月五日の小笠原返還協定調印の数日前になって、同大臣は「討議の記録」の修正を申し出た。その後に関わされる「口頭発言」の内容から、非核三原則を前面に押し出し、小笠原への核貯蔵は認められないと主張したものであろう。それが、非核三原則を厳格に適用しようと考えた三木大臣の結論であった。

しかし、調印が行われる土壇場になって、前言を翻すようなやり方に、アメリカ側は立腹した。場合によっては、協定の調印を拒否する可能性もあった。事務レベルの交渉を経て、最終的に、三木大臣は、一月二六日の総理の施政方針演説にある非核三原則に言及し、ジョンソン大使は、協議を行うという三木大臣のステートメントに変更はないと応ずることでも落着する。

この「口頭発言」は、日米双方の主張を並べただけで、小笠原の核持ち込み問題がどうなるのかは、かならずしも明確ではない。もともと、アメリカ側はこの問題について、日本側の返答を求めるものではないとの方針で臨んだことから明らかなように、小笠原への核持ち込みは、あくまでも可能性の問題であった。とはいえ、このあいまいな結論に、米軍部は不満を持つ。より重要な沖縄返還にあたっては、核の持ち込み問題に明確に決着をつけるよう要求した。

その結果が、一九六九年一月一九日、佐藤総理とニクソン大統領が大統領執務室脇の小部屋に入り、通訳もはずし、署名した秘密合意議事録である。緊急時、沖縄への核持ち込みについて事前協議が行われた際、日本側がその必要を充たす内容となっている。事前協議においてイエスと述べることを保証するものであった。

「討議の記録」は、三木大臣が、核持ち込みに関し公表している見解以上のこと、つまり、核貯蔵までも事前協議に応ずると答えている点で、「密約」といつてよい。ただ、「口頭発言」で、三木大臣は、その密約部分を撤回しようとした。核貯蔵は非核三原則に反し、核貯蔵は許されないと述べようとしたのである。

これが、三木の非核三原則を厳格に解釈する信念にもとづくものであるのか、それとも、ただたんにリークをおそれ、みずからに責任が降りかかることを懸念したものであるのか、三木の政治信条をさらに解明する必要があるだろう。

- (1) ロバート・D・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』南方新社、二〇〇八年、四三四頁。
- (2) エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』四三五頁。
- (3) 太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩書房、二〇一一年、二五九頁。
- (4) 真崎翔『核密約から沖縄問題へ 小笠原返還の政治史』名古屋大学出版会、二〇一七年、一九一頁。
- (5) 真崎『核密約から沖縄問題へ』九七頁。
- (6) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、一九九四年。
- (7) 『読売新聞』（夕刊）、二〇〇九年二月二三日。
- (8) 北米一長「大臣・国務長官第2次会談要旨（追加）」（特秘）、一九六九年六月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査

- 結果、その他関連文書②—一六四、③—七三。
- (9) 米局長「スナイダー公使と会談の件」(極秘)、一九六九年八月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書②—一七六、③—七九。
- (10) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 133630, August 9, 1969” (Secret), JU01111, National Security Archive.
- (11) 米局長「米局長スナイダー公使会談の件」(極秘)、一九六九年一月四日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、報告対象文書①—一八。
- (12) 吉野臨時代理大使発外務大臣宛公電第三五二五号「オキナワ及びせん維問題(内話)」(特秘)、一九六九年一月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書③—一一二。
- (13) 北米一長「東郷・スナイダー会談(一月一〇日午後於局長室)」(極秘)、一九六九年一月一〇日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書③—一一五。
- (14) 「藤山大臣、ダレス国務長官会談録」(極秘)、一九五七年九月二三日、『藤山外務大臣第一次訪米関係一件(一九五七、九)』第二卷、A:1.5.2.5、外交史料館。
- (15) 「藤山大臣、ダレス国務長官会談録」(極秘)、一九五七年九月二三日、『藤山外務大臣第一次訪米関係一件(一九五七、九)』第二卷、A:1.5.2.5、外交史料館。
- (16) 外務省アメリカ局北米第一課「小笠原諸島の返還経緯」(取扱注意)、一九六九年一月、『小笠原諸島帰属問題 小笠原返還協定関係』第一卷、A:6.1.1.5-1、外交史料館。
- (17) Robert S. Norris, William M. Arkin, and William Burr, “How much did Japan know?” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 56, No. 1, January/February, 2000, p. 78.
- (18) 「日米共同声明」一九六五年一月二三日、鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第二卷、原書房、一九八四年、五四五頁。

- (19) 「日米共同声明」、一九六七年一月一日、鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第二卷、原書房、一九八四年、七三六頁。
- (20) 外務省「沖繩、小笠原問題に関する擬問擬答」(改訂版)(秘)、一九六八年二月、三木10203-32、明治大学史資料センター所蔵。
- (21) 「第五十五回国会衆議院外務委員会議録」第一〇号、一九六七年六月七日、一一頁。
- (22) “Memorandum From the Joint Chiefs of Staff to Secretary of Defense McNamara, JCSM-376-67, June 29, 1967” (Secret), *Foreign Relations of the United States, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 86. *Foreign Relations of the United States* は以下 *FRUS* と省略して記載する。
- (23) 東郷文彦『日米外交三十年 安保・沖繩とその後』中公文庫、一九八九年、一二七頁。
- (24) “Memorandum from EA - William P. Bundy to the Secretary, Subject: Visit of Prime Minister Sato - Action Memorandum, October 21, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2243 [POL 7 JAPAN 10-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (25) “Memorandum From the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, November 3, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 100.
- (26) “Memorandum From the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, October 27, 1967” (Secret), National Security File, Country File, Japan, Box 253 [2 of 2], Lindon B. Johnson Library.
- (27) “Memorandum from EA - William P. Bundy to the Secretary, Subject: Visit of Prime Minister Sato - Action Memorandum, October 21, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2243 [POL 7 JAPAN 10-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (28) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 65117, November 5, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2249 [Political Aff. & Rel. Japan-US 1-1-67], National Archives at College

Park, MD.

- (29) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 65120, November 5, 1967” (Top Secret), RG59, Subject-Numeric Files, file “POL 19 Bonin Islands.” の電報で National Security Archive が公開している U.S. Nuclear Weapons on Chichi Jima and Iwo Jima の Document 92469。
- (30) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 3060, November 6, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2249 [Political Aff & Rel. Japan-US 1-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (31) アメリカ側公文書で小笠原返還に関連する文書がすべて収録されていると思われるのが、東京発国務省宛公信 A-1331 (一九六八年四月一〇日) である。ただ「抜き取りカード」(withdrawal card) が挟み込まれているため閲覧できない。RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (32) 表題「小笠原返還」三木武夫関係文書」三木11306-114 明治大学史資料センター所蔵。
- (33) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 6698, March 21, 1968” (Secret), National Security File, Country File, Japan, Box 252 [Vol VII cables [2 of 3]], Lindon B. Johnson Library. 以下に英文を記している。
1. Following negotiated text for recording oral statements to be exchanged between ForMin Miki and me on contingency requiring nuclear storage in Bonins:

Begin Text

A. Prior to the signing of the agreement today on the return of the Bonin and other islands, the following conversation took place between the Foreign Minister and the American Ambassador.

B. The American Ambassador stated: In the event of contingency requiring the use of the Bonin and/or the Volcano Islands for nuclear weapon storage, the United States would wish to raise this matter with the Government of Japan and would



anticipate a favorable reaction from the Government of Japan since such a request would not be made unless it were essential for the vital security interests of the area, including Japan.

C. The Foreign Minister stated: Major changes in the equipment of United States Forces in Japan, including those in the event of emergency, are the subject of prior consultation with the Government of Japan in accordance with the Exchange of Notes of January 19, 1960 concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security. The case you have indicated is precisely one which is subject to the said prior consultation, and at this time I can only say that under the circumstances you cite the Government of Japan will enter into such consultation.

End Text.

- (34) 「事前協議」—討議の記録」(極秘)´日付なし´三木11306-114´明治大学史資料センター所蔵。
- (35) 「事前協議」の補足—口頭」(極秘)´日付なし´三木11306-114´明治大学史資料センター所蔵。
- (36) 「小笠原諸島返還関係資料」´“Draft 3-19-68” (Secret)´三木6738´明治大学史資料センター所蔵。
- (37) “Action Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asia and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, December 22, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 107.
- (38) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 89684, December 27, 1967” (Confidential), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is], National Archives at College Park, MD.
- (39) “Action Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asia and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, December 22, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 107.
- (40) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 457´ December 29, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 108.
- (41) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 93485, January 4, 1968” (Secret), RG59 Central

- Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 1-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (42) 詳細については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年を参照。
- (43) “Information Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, March 23, 1968” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Volume XXIX, Part 2, Japan, Document 118.
- (44) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 136048, March 25, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 3-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (45) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 138456, March 29, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 3-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (46) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 7081, April 2, 1968” (Confidential), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-4-68], National Archives at College Park, MD.
- (47) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 141066, April 3, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (48) 下田大使発外務大臣宛公電第一〇一一号「オガサワラ返かん交渉」(特秘、大至急)、一九六八年四月二日、三木10059、明治大学史資料センター所蔵。
- (49) この文書は、「口頭発言」のすぐ後に配列され、「口頭発言」がなぜ作られたかを説明している。文書の表題・日付はなく、欄外に「極秘」と記されている。「口頭発言」および硫黄島の記念碑書簡の問題に触れている。表題「小笠原返還」、三木11306-114、明治大学史資料センター所蔵。
- (50) 「第五八国会衆議院会議録」第二号(2)、一九六八年一月二七日、二頁、「第五八国会参議院会議録」第二号(その2)、一九六八年一月二七日、六頁。
- (51) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月二一日、一八頁。
- (52) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月二一日、一八頁。

- (53) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月一日、一九頁。
- (54) 「第五八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録」第一号、一九六八年三月二日、一一頁。
- (55) 「第五八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録」第一号、一九六八年三月二日、一一―一二頁。
- (56) 「第五八回国会衆議院予算委員会議録」第一八号、一九六八年三月一七日、七―八頁。



# 女性活躍推進法と人材マネジメント

谷田部 光 一

## 一 はじめに

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が二〇一五年八月二十八日に成立し、一〇年間の時限立法として二〇一六年四月一日から全面施行された。同法に関して法理論的、学際的に研究するために、一五年九月、日本大学法学部内に有志による「女性活躍推進法研究プロジェクト」が結成された。研究代表者は神尾真知子教授、研究分担者は新谷真人教授と筆者で、メンバー三人で構成される研究プロジェクトである。同研究（「女性の活躍推進法の理論的・学際的研究」）に対しては、平成二八年度日本大学法学部研究費「学術研究費（共同研究費）」を受給している。

共同研究の一環として、女性活躍推進法で一般事業主行動計画を策定することが義務づけられている従業員三〇一

人以上の民間企業を対象に、実態調査を実施することにした。女性活躍推進法に対する企業の取組み実態を調査することが目的で、調査名は「二〇一六年 女性活躍推進法への企業対応に関する実態調査」である。調査にあたっては、人材マネジメント（人事・労務管理）を中心とした分野の調査、出版、コンサルティングの専門機関である株式会社産労総合研究所との共同調査の形をとった。

設問項目の設定や全体の体系的構成、選択肢の設問文の作成など、調査票の実質的な設計は法学部の研究プロジェクトが会合を重ねて主導的に実施した。これに対して、産労総合研究所が実際の企業にプレ調査を行い、その結果をフィードバックするなどして修正し、研究プロジェクトと同研究所で調査票を練上げていくというプロセスを踏んだ。調査票の形式的な設計・印刷、対象企業への発送・回収、調査結果の集計・作表・作図は、企業に対する実態調査の実績とノウハウのある産労総合研究所が行った。

調査対象は産労総合研究所の（購読）会員企業から任意に抽出した三〇〇〇社である。調査時期は女性活躍推進法施行後の二〇一六年九月一〇月、調査方法は郵送によるアンケート方式で、締切日までに回答のあった一九二社を集計対象にしている。

調査結果の全体は、集計結果にプロジェクトメンバーの分析・コメントを付けて産労総合研究所『人事実務』第一一六九号（二〇一七年二月一日）に特集記事として掲載し、また、同研究所『賃金事情』第二七三六号（二〇一七年三月二〇日）に抜粋が掲載されている。

本稿は、以上に説明した実態調査の結果から、人材マネジメントに関連する項目、部分を取上げて、女性活躍推進法が企業の人材マネジメントにどのような影響を及ぼすか、さらに女性活躍推進のための人材マネジメント制度・施

策は何かなど、女性活躍推進（法）と日本企業における人材マネジメントの関係について論ずることを目的としている。

本稿の構成は次のようになっている。まず、男女均等推進、仕事と家庭の両立支援、女性活躍推進などに関するこれまでのわが国の労働法政策の動向、具体的には関連する法律のポイントを素描し、各法律の主な機能とそれらの構造的連関をごく簡単に整理する。次いで、前述した調査結果から、行動計画策定に関連する「状況把握」と「課題分析」、「目標設定」の実態を把握し、また、人材マネジメントとくに人事制度・施策改定への影響を確認する。さらに女性活躍推進のための人材マネジメント制度・施策、人材マネジメントと女性活躍推進の関係などを検討するが、その前提として、そもそもなぜ企業において女性活躍とその推進が必要なのかなどについて、人材マネジメントの視点から考察する。最後は人材マネジメントにおける女性活躍推進の今後の方向性について、簡単に示唆してむすびにかえる。

## 二 女性労働法政策の展開

### 1 女性活躍推進法につながる労働法政策の概要

一九四五年以降の行政と立法を中心とした女性労働政策の展開に関する詳細は他の文献<sup>①</sup>に譲り、ここでは一九八五年以降に成立した法律に限定して概観する。

## (1) 男女雇用機会均等法

まず、「男女雇用機会均等法」（略称。以下本稿で言及する法律は原則として略称あるいは通称で表記する）が一九八五年に成立し、一九八六年四月一日から施行された。同法は、職業生活における女性の活躍に関してベースとなる法律といえよう。一九四七年に成立、施行された労働基準法では、賃金についてのみ第四条で女性の差別的取扱いを禁じていたが（男女同一賃金の原則）、募集・採用から退職・解雇まで雇用の広範な部面で女性差別を禁止する男女雇用機会均等法の成立は画期的であった。ただし、雇用システムの重要なプロセスである募集・採用、配置、昇進に関して努力義務にとどめ、また、女性に対する差別のみに限定した片面的性格という点で限界があった。

均等法は一九九七年に改正され九九年四月一日から施行された。募集・採用、配置、昇進を努力義務から禁止規定化し、ポジティブ・アクション（均等確保を目的とする女性に対する積極的優遇措置）を適法とする特例規定が設けられ、また、セクシャルハラスメントに対する事業主の配慮義務が規定化されている。次の大きな改正は二〇〇六年であり、〇七年四月一日から施行された。この改正では女性だけでなく男性も保護の対象とする性差別禁止法に転化し、間接差別（性別以外の事由を要件とする措置）の禁止、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止も規定された。以上の大改正を含む数次の改正で均等法は禁止項目が増え、努力義務規定は禁止規定（強行規定）化された。これらに反する取扱いは民事上も違法・無効となる。

## (2) 育児・介護休業法

均等法は性差別禁止法に発展したが、今日におけるその現実的な機能は、職業生活において女性が男性と平等に活躍できる機会と均等な待遇を確保することにある。しかし人間には、職業生活以外にも多様な生活があり、とりわけ



家庭生活は人間生活で大きな割合を占めている。職業生活と家庭生活の両立は、ワーク・ライフ・バランス (Work-Life Balance = WLB)。職業生活と職業以外の人間生活との調和) の重点課題といえる。本来は家庭生活の責任も男女均等が原則になるが、今日でも家事や育児は女性に大きな負担がかかっていることは周知の事実である。家庭生活に対する支援なしには、女性の職業生活の活躍は実現しない。

そこで、両立支援の観点から立法化されたのが、一九九一年五月に成立し、九二年四月一日から施行された育児休業法である。男性も育児責任は当然あるのだが、育児休業法は女性の職業生活の環境作りに実質的な目的があったといつてよい。同法は一九九五年五月に改正して介護休業制度が法制化され、法律名の略称も育児・介護休業法となり、九五年一〇月の施行段階では努力義務だった介護休業が、九九年四月一日施行時から義務化された。その後も今日まで育児・介護休業法はたびたび改正され、子の看護休暇の義務化や父親が育児に関与しやすい仕組みが盛り込まれ、また介護休暇が創設され、介護休業制度も次第に使い勝手のよい方向に修正されつつある。現在の育児・介護休業法は、女性のための働く環境作りの法というよりは、男性の介護責任にも対応する法として、男女の職業生活と家庭生活の両立支援的な色彩を帯びながら今日に至っている。同法の改定動向はまた、両立支援だけでなく国の少子化対策への取り組みの意味合いが強い。

なお、均等法も含めて本章で言及する法律の詳しい内容については、それぞれの解説書に譲ることにして、ここでは詳細を省略する。<sup>(2)</sup>

### (3) パートタイム労働法

総務省統計局「労働力調査(基本集計)二〇一六年平均(速報)」によると、役員を除く雇用労働者のうち、非正規

従業員比率は男女計で37・5%である。男女非正規従業員計に占める女性非正規の割合は67・8%と三分の二を上回り、また、女性雇用労働者自体に占める非正規の割合は55・9%で、正規従業員の割合44・1%を一一・八ポイント上回る。女性雇用労働者に占めるパートタイマーの割合は35・5%で、女性非正規従業員に限ってみるとその63・6%がパートである。つまり、男性に比べて女性の非正規労働者の割合は高く、しかもパートタイマー（短時間労働者）が多い。パート労働は女性に限らないわけだが、女性の比率が高いパート労働に対する法制化は、女性の職業生活を支援することにつながる。

一九九三年六月に成立し同年一二月一日に施行されたパートタイム労働法は、短時間労働者（パートタイマー）の保護と活用を目的とした法律である。同法は二〇〇七年に大幅に改正され、職務の内容と人材活用の仕組みが通常の労働者と同じである無期雇用のパート労働者に対する均等待遇、その他のパート労働者の均等待遇等を事業主に義務づける内容で、〇八年四月一日から施行された。さらに二〇一四年にも改正され、職務内容・人材活用が通常の労働者と同じ有期雇用のパート労働者にも均等待遇が拡大されるなどの内容で、一五年四月一日に施行された。

#### (4) 次世代育成支援対策推進法

二〇〇三年七月に成立し、〇五年四月一日から施行された次世代育成支援対策推進法は、少子化対策のねらいが強いが、子育てを支援する雇用環境整備の側面を捉えると、職業生活と家庭生活の両立支援の機能も持っている。前述したように子育ては男女が担うものであるが、現状の子育て負担の実態を考えると、間接的な女性に対する両立支援法といえよう。

三〇一人以上の労働者を雇用する民間事業主は、仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備等に関して、目標と目標

達成のための対策等を定めた一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務づけられた。目標としては、たとえば育児休業取得率、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得率など多様なものが考えられ、行動計画の目標を達成し認定基準を満たせば認定マーク（くるみん）を取得できる。二〇〇八年の改正では、行動計画の公表と従業員への周知を義務づけたほか、一一年四月から一般事業主行動計画の策定・届け出義務が一〇人以上の企業に拡大されることになった（二〇〇人以下の企業は従前どおり努力義務）。同法は当初、二〇一五年三月まで一〇年間の時限立法であつたが、一四年の改正で二〇二五年三月までに延長され、また、高い水準の取組みを行った企業に対する「プラチナくるみん」認定制度が設けられた。

## 2 女性活躍推進法の成立と施行

### (1) 女性活躍推進法制定の背景―均等推進、両立支援策の効果と限界

以上のとおり、均等推進、両立支援のための法制化は徐々に進んでいて、法政策の企業実務における効果も期待できると思われる。実際、均等法施行後に男女均等な雇用管理が定着した企業では、女性の企業定着、管理職に占める女性の割合が高まっているという先行研究がある<sup>(3)</sup>。

しかしながら、女性の就業率（二五歳以上人口に占める就業者の割合）は48・9%で五割に届かず、また、役員を含む雇用者に占める女性の割合は44・2%であるの<sup>(4)</sup>に対して、役員・管理職に占める女性の比率は、「役員を含む課長相当職以上」で12・1%にとどまる<sup>(5)</sup>。男女間賃金格差は大きく、一般労働者の月間所定労働時間内賃金で比べると、男性一〇〇に対して女性は七三・〇である<sup>(6)</sup>。出産前に就業していた女性が第一子出産前後に離職する比率は約六割が続い

ていたが、二〇一〇年〜一四年を第一子出生年とする調査では、逆に就業継続が53・1%と半数を超えた<sup>(7)</sup>。もつとも、出産を機に退職する女性も46・9%と約半数弱存在することになる。

こうした実態は様々な要因が複雑に影響し合っているわけだが、いまだに女性の活躍推進が不十分だと指摘する声は強い<sup>(8)</sup>。とくに、男性正規労働者を中心に組み立てられた、長期継続雇用で代表される日本的雇用システムに変化のないことが、女性のキャリア展開に対する制約要因であると指摘する研究がある<sup>(9)</sup>。

働く場における女性の活躍が期待ほど進展してないことは政府も認識しており、冒頭に記したとおり、女性活躍推進法が二〇一五年八月に成立し、中心となる一般事業主行動計画などは一六年四月から施行された。同法については、ポジティブ・アクションの取組みを推進する「ポジティブ・アクション法」の意味合いを持っているという見解もある<sup>(10)</sup>。

## (2) 女性活躍推進法の概要

女性活躍推進法は、国、地方公共団体、一般事業主(民間企業)それぞれの責務を定めているが、ここでは常時雇用する労働者二〇一人以上の一般事業主が果たすべき義務の概要を確認する(三〇〇人以下の事業主は努力義務)。

まず一般事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握と課題分析を行う。状況把握・課題分析の基礎項目(必ず把握すべき項目)は、厚生労働省令が定める①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均勤続年数の差異、③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合、の四項目である(表1)。このほかに、必要に応じて把握する選択項目として、表1に掲げた合計二一の選択項目が厚生労働省令で定められている。

表1 女性の活躍に関する状況把握・課題分析項目（基礎項目、選択項目）

女性活躍に向けた課題	状況把握・課題分析項目
採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合（基礎項目）</li> <li>・男女別の採用における競争倍率</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合</li> </ul>
配置・育成・教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別の配置の状況</li> <li>・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況</li> <li>・管理職や男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識</li> <li>その他の職場風土等に関する意識</li> </ul>
継続就業・働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異（基礎項目）</li> <li>・10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率および平均取得期間</li> <li>・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）の利用実績</li> <li>・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績</li> <li>・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況（基礎項目）</li> <li>・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況（選択項目）*</li> <li>・管理職の各月ごとの労働時間等の勤務状況</li> <li>・有給休暇取得率</li> </ul>
評価・登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職に占める女性労働者の割合（基礎項目）</li> <li>・各職階の労働者に占める女性労働者の割合および役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合</li> <li>・男女の人事評価の結果における差異</li> </ul>
職場風土・性別役割分担意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況</li> </ul>
再チャレンジ（多様なキャリアコース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別の職種または雇用形態の転換の実績</li> <li>・男女別の再雇用または中途採用の実績</li> <li>・男女別の職種もしくは雇用形態の転換者、再雇用者または中途採用者を管理職へ登用した実績</li> <li>・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況</li> </ul>
取組の結果をはかるための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の賃金の差異</li> </ul>

出所：事業主行動計画策定指針・「別紙一」から筆者作成。

(注) 1. 「基礎項目」と表記している項目以外は全て選択項目。

2. \*の選択項目「労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況」については、「雇用管理区分」ごと、あるいは派遣先事業主は派遣労働者も含めて把握する必要がある点で、同じ文言の基礎項目とは異なる。その他の基礎項目、選択項目に関しても「(区)」 「(派)」の表示で同様な条件がついている項目が多いが、本表では表示を省略した。

状況把握・課題分析の結果を踏まえて、一般事業主行動計画を策定して社内に周知し、厚生労働省のサイトなどで外部に公表しなければならない。行動計画には、①計画期間、②数値目標、③取組み内容、④取組みの実施期間、を盛り込む必要がある。最低一つ以上の数値目標を設定する必要があるが、どの事項についてどのような数値目標を設定するかに関しては、事業主に任されている。

一般事業主は、行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出る義務がある。行動計画を策定し届け出た事業主のうち、女性の活躍推進の取組み実施状況が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定の段階には五つの認定基準を満たす項目数によって三段階有り、認定マーク「えるぼし」を自社の商品や広告などに付けて女性活躍推進企業であることをPRできる。

さらに一般事業主は、女性の求職者の職業選択に資するように、自社の女性活躍に関する情報をおおむね年一回以上、定期的にインターネットなどで社外に公表する義務がある。公表する項目は、厚生労働省令に定める採用、継続就業・働き方改革、評価・登用、再チャレンジ（多様なキャリアコース）の四分野一四項目の中から一項目以上を選択する。

### (3) 女性活躍関連法律の機能

以上、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法と、法律制定順にその内容に関してごくポイントだけをみてきた。均等法は雇用機会均等の推進という点で女性活躍推進の側面を持つが、働く機会の環境を整備するという側面もある。育児・介護休業法は、主として両立支援という雇用環境作りの目的がありかつ少子化対策も担っている。パート労働法には保護と活用の両面がある。次世代法は

表2 状況把握と課題分析を行った選択項目の区分別割合

〔選択項目に関して状況把握を行った企業=100、  
課題分析を行った企業=100〕

(複数回答、単位：%)

選択項目の区分	状況把握	課題分析
合計（産業・企業規模計）	100.0 (147社)	100.0 (140社)
採用	87.1	80.0
配置・育成・教育訓練	49.7	51.4
就業継続・働き方改革	59.2	54.3
評価・登用	53.1	55.7
職場風土・性別役割分担意識	26.5	27.1
再チャレンジ（多様なキャリアコース）	31.3	25.7
取組の結果をはかるための指標 (男女の賃金の差異)	17.7	12.9

出所：日本大学法学部研究プロジェクト・産労総合研究所

「2016年 女性活躍推進法への企業対応に関する実態調査」

両立支援と少子化対策の役割が大きい。いずれの法律も機会均等、活躍推進、両立支援に関して直接、間接に影響するのだが、ポジティブ・アクションを規定する均等法を除くと、働く環境の整備や働きやすさの基盤作りの側面がむしろ強い。

これに対して女性活躍推進法は、労働時間や働き方改革といった活躍の環境、ベース作りの部分もあるが、他の法律に比べて活躍推進の色彩が濃い。行動計画の作成義務に関する中身をみると、全体的にみてポジティブ・アクションの実効性を高めることが、女性活躍推進法のねらいだと言えることもできる。

### 三 日本大学法学部共同研究プロジェクトによる企業実態調査の結果

本節では、日本大学法学部「女性活躍推進法研究プロジェクト」による前述した「二〇一六年 女性活躍推進法

表3 自社の課題と判断された基礎項目の企業割合  
(複数回答、単位：%)

基礎項目	課題とする企業
合計 (産業・企業規模計)	100.0 (183社)
管理職に占める女性労働者の割合	84.7
採用した労働者に占める 女性労働者の割合	38.8
男女の平均勤続年数の差異	23.0
労働者の各月ごとの平均残業時間数等 労働時間の状況	12.6
課題と判断された項目はなかった	1.1

出所：表2と同じ。

への企業対応に関する実態調査<sup>①</sup>の結果から、まず行動計画策定に関連する状況把握と課題分析、目標設定の実態を把握する。次いで人材マネジメントとくに人事制度・施策改定への影響を分析し、最後に均等法に規定するポジティブ・アクションの取組みとの関係を確認する。

### 1 状況把握と課題分析の実態と設定した数値目標

#### (1) 状況把握と課題分析の状況

基礎項目に関して状況把握・課題分析を行うのは当然なので、選択項目について状況把握と課題分析を行った項目を質問した。二一の選択項目別に設問すると複雑になるため、表1の表頭「女性活躍に向けた課題」の区分を選択肢にした。状況把握に関しては、実際に把握を行った一四七社(81.3%)の項目をみると(複数回答)、「採用」87.1%、「就業継続・働き方改革」59.2%、「評価・登用」53.1%、「配置・育成・教育訓練」49.7%の順であった(表2)。課題分析を行った一四〇社(77.3%)の項目の割合は(複数回答)、状況把握とほぼ同じで、「採用」80.0%、「評価・登用」55.7%、「就業継続・働き方改革」54.3%、「配置・育成・教育訓練」51.4%の順であった(表2)。採用



表 4 自社の課題であると判断された選択項目の区分別割合  
〔選択項に関して課題分析を行った企業=100〕

(複数回答、単位：%)

選択項目の区分	課題とする企業
合計（産業・企業規模計）	100.0 (137社)
採用	44.5
就業継続・働き方改革	39.4
評価・登用	38.7
配置・育成・教育訓練	35.0
職場風土・性別役割分担意識	21.2
再チャレンジ（多様なキャリアコース）	6.6
取組の結果をはかるための指標 (男女の賃金の差異)	0.7
課題と判断された項目はなかった	5.1

出所：表 2 と同じ。

に関する状況把握と課題分析が、企業の重点項目といえる。

(2) 自社の課題と判断された項目

次に、基礎項目について実際に自社の課題と判断した項目の割合をみると、一八三社のうち（複数回答）、「管理職に占める女性労働者の割合」が圧倒的に多くて84・7%、次いで「採用した労働者に占める女性労働者の割合」が38・8%であった（表3）。

選択項目に関して自社の課題であると判断された項目区分は、回答のあった一三七社で見ると（複数回答）、「採用」44・5%、「就業継続・働き方改革」39・4%、「評価・登用」38・7%、「配置・育成・教育訓練」35・0%、「職場風土・性別役割分担意識」21・2%であり、抱えている課題は多岐にわたる（表4）。

(3) 数値目標を設定した項目

行動計画で最も注目される実際に数値目標を設定した項目は（複数回答）、回答のあった一八一社のうち「管理職比率」が55・8%で最も多く、次いで「女性の積極採用」46・4%で

表5 数値目標を設定した項目の割合

（複数回答、単位：％）

数値目標を設定した項目	設定した企業の割合
合計（産業・企業規模計）	100.0 (181社)
管理職比率（管理職に占める女性の割合等）	55.8
女性の積極採用（採用者に占める女性の割合等）	46.4
女性の継続就業（勤続年数の男女差の縮小等）	16.6
女性の配置・育成・教育訓練	15.5
労働時間等の働き方（残業時間数の減少等）	12.7
多様なキャリアコース（女性のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換等）	3.3
その他	13.3

出所：表2と同じ。

あった。その他の項目は多くても10％台にとどまっている（表5）。数値目標には、基礎的な項目、企業が重視している項目、比較的取り組みやすい項目、直接的に成果が出やすい項目が選択されたと考えられる。それが管理職比率や女性の積極採用なのである。なお、「その他」の内容は実に多様だが、男性も含めた育児休業取得に関連した項目が注目される。

## 2 女性活躍推進法の人事制度・施策への影響

### (1) 「改定」または「具体的に改定」の有無

女性活躍推進法を契機に人事諸制度・施策を改定した、または具体的に改定を検討しているかどうかを質問した。「改定する予定」という抽象的な設問では実際に改定するかどうか曖昧なため、「具体的に改定を検討している」かどうかを質問文とした。

回答一八二社のうち、「改定または具体的に改定を検討している人事制度・施策がある」企業が一〇五社（57.5％）、ない企業は七七社（42.3％）で、何らかの人事制度・施策を改定した、または具体的に改定を検討している企業が過半数を超えている。

表 6 女性活躍推進法を契機に改定した、または具体的に改定を検討している人事制度・施策

〔改定または具体的に改定を検討している人事制度・施策がある企業＝100〕

（単位：％、（ ）内は社数）

制度・施策の内容	合計 (産業・ 企業規模計)	改定した、および 具体的に改定を 検討している			具体的に 改定を検 討している	該当の制度・ 施策は改定 (検討)して いない
		改定した	改定した	改定した		
育児・介護休業制度	100.0 (105)	46.7 (49)	16.2 (17)	30.5 (32)	53.3 (56)	
教育・研修制度	100.0 (105)	36.2 (38)	9.5 (10)	26.7 (28)	63.8 (67)	
年次有給休暇取得促進策	100.0 (105)	32.4 (34)	14.3 (15)	18.1 (19)	67.6 (71)	
残業規制の強化	100.0 (105)	29.5 (31)	10.5 (11)	19.0 (20)	70.5 (74)	
労働時間制度（フレックス タイム制の導入・拡大等）	100.0 (105)	25.7 (27)	4.8 (5)	21.0 (22)	74.3 (78)	
在宅勤務制度の導入・拡大	100.0 (105)	22.9 (24)	2.9 (3)	20.0 (21)	77.1 (81)	
募集・採用方法	100.0 (105)	21.0 (22)	6.7 (7)	14.3 (15)	79.0 (83)	
昇進・昇格制度	100.0 (105)	20.0 (21)	4.8 (5)	15.2 (16)	80.0 (84)	
配置・転換方針（ルール）	100.0 (105)	20.0 (21)	3.8 (4)	16.2 (17)	80.0 (84)	
人事評価制度	100.0 (105)	17.1 (18)	3.8 (4)	13.3 (14)	82.9 (87)	
人事等級制度（社員格付制度）	100.0 (105)	14.3 (15)	2.9 (3)	11.4 (12)	85.7 (90)	
賃金制度	100.0 (105)	13.3 (14)	1.9 (2)	11.4 (12)	86.7 (91)	
社員区分（雇用区分）	100.0 (105)	9.5 (10)	1.9 (2)	7.6 (8)	90.5 (95)	
その他	100.0 (105)	9.5 (10)	2.9 (3)	6.7 (7)	90.5 (95)	

出所：表 2 と同じ。

表 6 により個別の人事制度・施策ごとにみると（複数回答）、「改定」と「具体的に改定検討」を合計した企業数は、「育児・介護休業制度」四九社（改定・検討企業一〇五社に占める割合は46・7％）、「教育・研修制度」三八社（36・2％）、「年次有給休暇取得促進策」三四社（32・4％）、「残業規制の強化」三一社（29・5％）が上位にくる。「改定」と「具体的に改定検討」に分けると、民間企業に関連する部分の法の施行自体が二〇一六年四月で、この調査の約六カ月前ということもあり、実際に「改定した」企業より「具体的に改定を検討している」企業のほうが多い（表 6）。

(2) 改定した人事制度・施策

実際に「改定」した企業数はあまり多くないが、制度・施策別にみて相対的に多かったのは（複数回答）、「育児・介護休業制度」一七社（16・2％）、「年次有給休暇取得促進策」一五社（14・3％）、「残業

規制の強化」一一社（10.5%）、「教育・研修制度」一〇社（9.5%）である。全体的に労働時間に関連した制度・施策を改定した企業が多く、労働時間関連を除く社員区分、人事等級制度、昇進・昇格制度、配置・転換制度、人事評価制度、賃金制度など狭義の人事・処遇システムの改定企業は少ない（表6）。

### (3) 具体的に解答を検討している人事制度・施策

具体的に改定を検討している制度・施策の内容をみると（複数回答）、「育児・介護休業制度」三二社（30.5%）、「教育・研修制度」二八社（26.7%）、「労働時間制度」二二社（21.0%）、「在宅勤務制度の導入・拡大」二二社（20.0%）、「残業規制の強化」二〇社（19.0%）が比較的多い制度・施策で、「年次有給休暇取得促進策」一九社（18.1%）、「配置・転換方針」一七社（16.2%）、「昇進・昇格制度」一六社（15.2%）、「募集・採用方法」一五社（14.3%）と続く（表6）。

育児・介護休業制度がトップにくるのは改定企業と同じで、個々の順番は入れ替わるものの、労働時間関連の制度・施策が多いことは改定検討企業でも同様といえる。ただ、改定検討企業の場合は、狭義の人事・処遇システムにも広く改定検討が及んでいる点異なる。また、個別の制度・施策の中では、とくに「労働時間制度」や「在宅勤務制度」について改定を検討している企業が、改定した企業に比べて割合は多い。

数値目標設定の前提となる状況把握・課題分析の基礎項目、選択項目が企業の人事制度・施策の改定動向に影響を及ぼすと思われるが、現時点では、具体的に改定を検討している企業における今後の制度・施策の動向に注目したい。

### (4) 女性活躍推進法と人事制度・施策の改定

以上の結果をみると、女性活躍推進法の施行に対応した企業で、同法の施行に誘発されて人事・処遇システムの改

定に着手した、あるいは着手予定であるというケースは少ないことが分る。女性活躍推進法への対応は、主としてコンプライアンス（compliance ≡法令遵守）あるいはCSR（Corporate Social Responsibility ≡企業の社会的責任）の観点から行っているといえよう。

もともと企業の人材マネジメントシステム、人事・処遇制度は、たとえば労働基準法や均等法、育児・介護休業法などの法的強制規定に制度的に対応する必要がある場合は別として、経営戦略に基づく人材マネジメント戦略によって、経営環境の変化に対応しながら企業独自に策定、改定する性格のものである。本調査により、人材マネジメントシステム、とくに狭義の人事・処遇システムに対する女性活躍推進法の直接的なインパクトは、あまり強くないことが明らかになった。

#### (5) ポジティブ・アクションとの関係

なお、本調査では、男女雇用機会均等法に規定するポジティブ・アクションに対する取組みとの関係についても質問した。回答一七八社のうち、「従来のポジティブ・アクションに女性活躍推進法の対応を付加した」が一一〇社（61.8%）と多く、「従来のポジティブ・アクションの取組はやめて女性活躍推進法に対応した」はさすがに七社（3.9%）と少なかったが、そもそも「ポジティブ・アクションに取り組んでいなかった」企業も六〇社（33.7%）ある。もちろん、雇用均等を実現していればあえてポジティブ・アクションに取り組まなくてもよいわけだが、取組んでいない企業が三分の一を占めるという結果になった。

参考までに厚生労働省「平成二六年度雇用均等基本調査」によると（集計表不掲載）、ポジティブ・アクションに取組んでいない企業は、一〇人以上の規模計で51.8%、三〇〇人以上の企業を規模別にみると、三〇〇〜九九九人

31・3%、一〇〇〇〇〜四九九九人26・4%、五〇〇〇人以上17・3%であった。取組まない理由で一番多かったのは（複数回答）、五〇〇〇人以上が「女性の意識が伴わないため」41・4%だったほかは、各企業規模とも「既に女性は十分に活躍していると思うため」であった。具体的には、一〇人以上の規模計で38・8%、規模別にはばらつきがあるが34・6%〜50・6%という回答割合だった。傾向的には規模の小さい企業のほうが、「活躍している」と認識している企業割合が相対的に多い。大企業より人材が少ないため、中小企業の方が女性の活躍する可能性が高いということかもしれない。いずれにしろ、実態はともかく「女性は十分に活躍している」と認識している企業が少なくないということがある。

#### 四 女性活躍推進のための人材マネジメント

##### 1 なぜ女性活躍推進が必要か

なぜ、職業生活における女性の活躍推進が、「二 女性労働法政策の展開」で概観したように立法化までして必要なのだろうか。

第一に、言い古されたことだが、わが国の少子・高齢化による労働力人口の絶対的減少傾向が挙げられる。ひいてはそれに比例する国力の衰退に対する国（政府）の危機感がある。ずいぶん前から政府は、女性の労働市場への参入と定着、高齢者の継続的就労を重要な政策としてきた。国策レベルではなく、産業界や個別企業にとっても労働力不足は経営力の向上にとってマイナスになる。女性労働力の獲得は企業経営にとっても喫緊の課題なのである。

労働力の数的増加といった量的な面だけでなく、企業経営にとっては労働力の質的な面で女性従業員に期待するところは大きい。というよりも、労働力が減少する中で、女性従業員の参加と活躍がなければ企業経営は今後成り立たなくなる。女性従業員の能力が男性従業員とレベル的に差がないということは、科学的な検証を待つまでもなく、筆者の知見によれば企業実務上の経験則として認識されている。ジェンダー的な偏見と批判されるかもしれないが、社会的・文化的に形成された資質によって、むしろ女性のほうが能力やセンスで優れている面や領域も少なくない。企業経営による女性労働力の積極的活用へのニーズが、女性活躍が必要な第二の理由、背景である。

第三には、第二の理由である女子の能力活用とも関連するが、ダイバーシティ (Diversity Management) の視点が挙げられる。ダイバーシティ・マネジメント (Diversity Management) は、労働者、従業員には、性別だけでなく年齢、心身、国籍、人種、宗教など様々な違いがあることを当然の前提として差別せず、発想や価値観の異なる多様な人材にチャンスを与えて活用し、経営環境や商品市場の多様性へ対応して、企業業績の向上を目指す経営のことである。<sup>12)</sup> 性別つまり女性であることも多様性の一つであり、ダイバーシティの観点から女性の能力活用を推進する必要性が挙げられる。

第四の理由というか、最も根源的なものは、憲法の保障する基本的人権の尊重にかかわってくる。憲法第二十七条第一項に規定する狭義の働く権利だけでなく、働くことで自分の能力と適性を発揮できる権利、個性を実現できる権利、そうした機会を得る権利である。女性活躍の推進は、国家の労働政策や企業経営の労働力活用策にとどまらず、女性労働者個人の人権を尊重し、個別の働く女性に対して広義の労働権を保障する視点も忘れてはならない。

なお、女性の活躍を推進するためには、均等法や女性活躍推進法などの活躍推進に関連する法や施策だけでなく、

女性労働者の活躍のベースとなる両立支援のための法や施策が必要だということを確認しておきたい。これに関しては後段であらためて触れる。

## 2 女性活躍推進法の想定する女性活躍のための人材マネジメントシステム・施策

### (1) 状況把握・課題分析の項目

女性活躍推進法は、第二条で基本原則を定めるが、その第一項では「女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用」を通じて活躍を推進すると、人事管理システムの仕組みをいくつか例示している。

さらに、一般事業主行動計画に関連して女性活躍推進法と厚生労働省令を受けた「事業主行動計画策定指針」では、女性活躍に向けた課題を分類したうえで、基礎項目と選択項目に関する状況把握・課題分析項目を「別紙一」にまとめている。それを筆者が再整理したのが前掲表1である。表1をみると、採用、配置、育成・教育訓練、継続勤務年数と継続雇用割合、育児休業など両立支援施策、労働時間制度・施策（柔軟な働き方、残業時間等の労働時間の実態、年次有給休暇取得率）、管理職への昇進・登用、人事評価、ハラスメントの相談状況、再チャレンジ（職種と雇用形態の転換、再雇用、中途採用、非正規社員の研修）、男女の賃金差など、人材マネジメントシステムの全般に及んでいる。定年・退職管理、労使関係、安全衛生などの領域にかかわる項目が欠けるだけである。

### (2) 女性活躍推進法は女性の活躍を推進するか

以上のように、女性活躍推進法に基づいてなるべく多くの項目について状況を把握し、課題を分析すれば、どう



いった項目を目標として設定するかにもよるが、人材マネジメントシステムのほとんどの領域にわたって、実態が把握でき、活躍推進の端緒が開かれるといえる。

基礎項目は、すでに述べたように①採用労働者に占める女性の割合、②平均勤続年数の男女差、③月平均労働時間数など労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合である（表1参照）。女性活躍の基礎となる女性採用者数（割合）を増やし、女性の定着を進め（勤続年数を増加させ）ながら職務経験を広げ、深め、高め、長時間労働を抑制、廃止することによって両立支援とワーク・ライフ・バランスを実現し、結果として女性活躍の一つの具体的な指標となる女性管理職比率を高めることに結び付ける。これが基礎項目の状況把握と課題分析の眼目である。多くの企業に共通し、基本となる項目として設定されたものであり、これ自体は妥当であろう。

前記調査結果でも、基礎項目で自社の課題であると判断されたのは、「管理職に占める女性労働者の割合」が圧倒的に多い（表3）。また、数値目標を設定した項目も、基礎項目と選択項目を区分しない設問に対する結果だが、「管理職比率」と「女性の積極採用」が他を引き離している（表5）。

さらに前記調査によれば、選択項目で状況把握と課題分析を行った項目、それに自社の課題であると判断された区分は「採用」が最も多い（表2、表4）。ただそれぞれについて、「就業継続・働き方改革」、「評価・登用」、「配置・育成・教育訓練」も企業割合は少なくはない（表2、表4）。

こうしてみると、まず女性の採用割合を増やすことによつて、女性従業員の比率を高め、ひいては将来的に女性管理職比率を高めようというのが、多くの企業における当面の女性活躍推進に向けた戦略ないし方針だといえよう。その意味では、短期的な効果は期待できないが、女性活躍推進法は女性活躍の下地作りとしての機能を持つ可能性はあ

るかもしれない。その場合、企業はポジティブ・アクションを積極的に活用しなければ、女性活躍の実現は難しいと思われる。

ところで、特定の人達を対象にした就労支援立法のうち、障害者雇用促進法や育児・介護休業法など異なり、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法は、少子化対策や女性の就業率向上という経済的、社会的目的のため、数値目標の設定を記載した行動計画の策定を事業主に義務づけた結果志向の規制であり、過剰介入の疑いがある<sup>13</sup>、とその正当性に疑問を差し挟む主張もある。しかし、現状を見る限り過剰ともいえる介入をしなければ職業生活における女性の活躍推進と両立支援は実現できないのであって、論者のいう労働権と個人の尊厳の観点からも、現下の女性労働の実態を前提にすれば、女性活躍推進法は（そして次世代育成支援対策推進法も）、現時点において正当性と妥当性を有すると考える。

### 3 女性活躍推進と人材マネジメント

#### (1) 働くことへのモチベーション

短大・高専卒以上の学歴の女性を対象にした「女性とキャリアに関する調査」によると、女性が仕事を辞める背景には、「仕事に希望が持てなかつたから」など就労モチベーションの問題が存在する<sup>14</sup>。就労モチベーションが理由で仕事を辞めるのであれば、企業が両立支援制度・施策を充実しても、離職する女性従業員を止めることはできないことになる。

同調査によると、正社員で育児休業取得者の63・6%がその後に離職している。これまでは育児休業制度があつて

も利用しにくいことが、初職を継続することの最大のネックであるという印象があった。しかし、育児休業取得者の多くが離職するということは、出産・育児期の女性に対する就業継続の中心施策である育児休業が、必ずしも有効に働いていないことになるという。育児復帰後の評価システム、教育訓練、配置、昇進、処遇などに問題がなかったかを検討する必要があると指摘する<sup>15</sup>。つまり、人材マネジメントシステム（人事・処遇制度）全体にかかわる問題というわけである。

もつとも、仕事を辞める理由として仕事にやり甲斐を感じないことを挙げるのは男性も同様である。ただ、女性と男性が担当する仕事、職務に関しては部署の配属と配属先における仕事の割り当てによって格差が存在する、という研究がある。その研究によると、女性に対する偏見と特定のイメージから、そもそも割り当てられる職務が男性と女性とは異なる（性別職務分離）。その結果、職務の幅と知識・スキルの量に差が生じ、昇進も女性は遅くなる。つまり、男性と女性では与えられる職務が異なり（職務格差）、昇進の基準も異なってくる<sup>16</sup>。全社レベルの仕組み、基準に男女による違いを設けることは通常ないので、配属先である現場、職場での上司による運用が影響していると考えられる。

## (2) 女性管理職の割合

女性活躍推進法では、管理職に占める女性労働者の割合が状況把握、課題分析の基礎項目になっており、前掲・法学部研究プロジェクト調査の結果では、数値目標を設定した項目としては「管理職比率（管理職に占める女性の割合等）」が最も多かった。女性労働者が活躍していることを目に見える客観的な形で検証するには、管理職に占める女性労働者の割合や、管理職に昇進した女性の人数・割合をみるのが最も分かりやすいからであろう。

なお、この場合の「管理職」は、厚生労働省の一般事業主行動計画策定パンフレットによると、「課長級」と「課

長級より上位の役職（役員を除く）にある労働者のことである。課長級には、いわゆる組織管理職としての課長のほかに、呼称や部下の人数に関係なく、その職務の内容と責任の程度が「課長級」に相当するものも含んでいる。したがって、いわゆる専門職や専任職<sup>17)</sup>が含まれているかどうかは、当該企業における組織上の責任と権限如何によることになる。

考えるに、職業人にとって組織管理職になるだけが、職業キャリアで能力を發揮し、自己充実を図る唯一の手段、ルートではない。スペシャリスト（専門職）、エキスパート（専任職）、企業内プロフェッショナルとして、その専門的能力で企業に貢献し、専門職業人として自己実現を図る道もあると思われる<sup>18)</sup>。ピラミッド型組織からフラット型組織への転換、剛構造の組織からプロジェクトチームのような柔軟な組織へ移行している企業・団体も少なくない。当然、組織管理職としての課長・部長のポストは少なくなり、男性労働者でも管理職に就けない職業人は少なくない。女性活躍推進法で一般事業主行動計画を策定する義務があるのは従業員規模三〇一人以上であり、その規模の企業には管理職のポストもそれなりにあるだろうが、小規模企業では定年退職まで管理職に就かない労働者は男女とも希ではない。

ただ、女性活躍の分りやすい指標の一つとして、女性労働者の管理職昇進数や割合、管理職比率は有効であることは否定できない。それでも、女性の管理職比率が自己目的化し、数値目標ありきでは本末転倒である。先行研究が指摘するように、能力に応じて女性を積極的に採用し、女性が定着して従業員に占める女性の割合が高まり、それらの人材を育成し、その結果として女性が管理職に登用されていくというのが、時間はかかってもとるべき方向であろう<sup>19)</sup>。なお、これまでの女性労働者に対する取扱いや処遇の帰結のだが、女性の昇進意欲の欠如や意欲の低さを企業側か

らは指摘されることがある。それは現状の実態であろうが、先行研究の結果からは、女性活躍推進施策と両立支援施策を継続的に進めることで、徐々に女性の昇進意欲は高まっていくことが期待できる。<sup>20)</sup>

(3) 両立支援は依然として重要な意味を持つ

女性が職業人生で活躍するには、キャリアの長さ、とくに同一企業における一定程度の継続勤務は必須要件である。それには、とくに出産から育児期における両立支援策が依然として重要な意味を持つ。<sup>21)</sup> もちろん、両立支援策は均等推進策と併せて実施することによって、女性従業員の長期勤続化（定着）の実現、女性の能力開発促進、女性の管理職登用増加につながっていく。<sup>22)</sup> ただ、両立支援制度という仕組みを作るだけでなく、制度が利用されなければ意味がないから、企業は利用しやすい職場状況を工夫する必要がある。さらに、制度を利用して女性が能力を発揮し、キャリアを開発・形成していくための環境を整える必要もある。<sup>23)</sup>

なお、単なる仕事と家庭の両立ではなく、両立支援制度による仕事の継続とキャリア開発・形成の同時実現が真の女性活躍の実現だという、説得的な主張がある。この立場によると、仕事と家庭（とくに育児等）の両立支援の方向転換が必要だという。育児期に普通に仕事をすることを免除する「仕事免除型」の両立支援から、育児をしながら普通に仕事をすることを支援する「仕事支援型」の両立支援への方向転換である。具体的には、①短時間勤務制度を充実する代わりに育児休業期間を短縮、②育児休業から早期に復帰した場合の支援の創設、③短時間勤務利用時にフルタイム勤務日を選択可能、④短時間勤務パターンの多様化と変更の柔軟化、⑤短時間勤務制度利用から通常勤務に戻る場合の支援、などの企業事例が挙げられている。<sup>24)</sup> 女性のキャリア開発・形成の観点からすると、「仕事免除型」から「仕事支援型」への転換は、検討に値する方向性である。

(4) 女性活躍推進のための人材マネジメントシステム（人事・処遇制度）

女性活躍推進に資する人材マネジメントシステム（人事・処遇制度）としては、これまで検討してきたことで明らかのように、人材マネジメントに関連する全ての制度・施策が直接、間接にかかわってくる。つまり、採用、配置・異動、教育研修・能力開発、評価制度、昇進・昇格制度、労働時間制度、賃金制度、福利厚生制度など人材マネジメント全般に及ぶ。

もう少し限定するなら、採用管理、昇進管理（管理職登用）、労働時間管理、評価制度、教育・研修制度などが調査結果を中心にみた重点制度・施策といえよう。なお、労働時間管理と大括りに表記したが、この中には残業管理、育児休業取得率、年次有給休暇取得率、それに柔軟な働き方としてのフレックスタイム、在宅勤務、テレワークなども含んでいる。

五 今後の方向性―むすびにかえて

先行研究によれば、企業における女性活躍推進は、均等法施行に始まり今日に至るまで、両立支援による女性従業員の定着から、両立支援と均等推進の連動へと変遷してきた。<sup>25</sup>別の研究では、女性の活躍は単なる労働力ではなく一人の個人として多様な活躍を推進することが必要であり、それには労働供給の質的な改善が必須であると述べるが、<sup>26</sup>その主張には納得できるものがある。具体的には、部門配置、職務の配分、能力開発、評価制度、昇進管理、賃金管理、モチベーション管理、正規雇用化など様々な部面で女性を差別せず、平等な機会を与えて、かつ公正な人事・処

遇を行うということであろう。

また、活躍推進策の対象になる女性層は、一部のエリート層、トップ層に限定してはならない。女性従業員の層的な厚みを形成して、意図的に能力育成と活躍を推し進めることが必要である。いわゆる総合職に限らず、エリア総合職や一般職も含む広範な女性従業員層を対象にし、とくに多数を占める女性中堅層、中間層の活躍推進に力を入れることが、企業全体の女性活躍推進につながる<sup>27</sup>。その際、女性限定の研修や個別育成計画の作成などで、前述したようにポジティブ・アクションを活用することが有効である<sup>28</sup>。

なお、ここまでは雇用労働つまり雇われて働くことを前提に論じてきたが、雇用でない就業、たとえば起業、それも小規模な起業を女性が職業生活において活躍する一つの手段・方法、選択肢として検討する価値がある。ICTを活用した「SOHO」（スモールオフィス／ホームオフィス）、NPO等の非営利組織、労働者自身が出資者であり経営者である「ワーカーズ・コレクティブ」<sup>29</sup>など、女性が雇用以外で様々な働く形態、働くことの多様性について模索することを最後に提案したい。

(1) たとえば、伊崎典子『女性労働政策の展開―「正義」「活用」「福祉」の視点から―』労働政策レポートVol.9（労働政策研究・研修機構、二〇一一年）参照。同書は、一九四五年から二〇一〇年まで、したがって女性活躍推進法の成立・施行前までの女性労働政策の展開に関して、行政と立法の視点から詳細に論じている。

(2) 本章で取り上げた法律の成立・改正動向に関しては、伊崎・同上書、厚生労働省「平成二七年版働く女性の实情」六九頁―七九頁、山田省三「四半世紀を迎えた男女雇用機会均等法」『日本労働研究雑誌』第六一五号、二〇一一年）四頁―一頁など参照。また、施行規則、指針、通達も含めた現状の各法律の解説に関しては、東京都産業労働局『二〇一七年版働く

女性と労働法』参照。

- (3) 武石恵美子『雇用システムと女性のキャリア』(勁草書房、二〇〇六年) 四六頁―七九頁。
- (4) 女性の就業率と雇用者に占める割合は、総務省統計局「労働力調査(基本集計)二〇一六年平均(速報)」による。
- (5) 厚生労働省「平成二八年度雇用均等基本調査」。
- (6) 厚生労働省「平成二八年賃金構造基本統計調査」。
- (7) 国立社会保障・人口問題研究所「第一五回出生動向基本調査(夫婦調査)」。また、労働政策研究・研修機構『育児・介護と職業キャリア―女性活躍と男性の家庭生活―』(労働政策研究報告書No.192、二〇一七年) 三五頁によると、「均等法施行以後も女性の労働市場への定着はあまり進まず、若いコーホートでも多くの女性は出産したら仕事を辞めている」という。
- (8) たとえば、大槻奈巳『職務格差 女性の活躍推進を拒む要因は何か』(勁草書房、二〇一五年)、岩田正美・大沢真知子『なぜ女性は仕事を辞めるのか 5155人の軌跡から読み解く』(青弓社、二〇一五年) 参照。
- (9) 武石・前掲書、四四頁―四五頁、一九〇頁―一九三頁。
- (10) 浅倉むつ子「女性活躍新法」とポジティブ・アクション」(『ジェンダー法研究』第二号、二〇一五年) 一九頁―三六頁 参照。
- (11) 調査の概要は「一 はじめに」で記したとおりである。そこに述べたとおり回答社数は一九二社であり、従業員規模別内訳は、一〇〇〇人以上一〇八社(56・3%)、三〇一人以上九九九人以下七三社(38・0%)、三〇〇人以下一社(5・7%)。三〇一人以上の企業を調査対象としたが、回答時点で三〇〇人以下の企業も一部存在する。集計は三〇〇人以下も含めた。産業別内訳は、製造業七八社(40・6%)、非製造業一一四社(59・4%)である。なお、本稿で紹介した調査結果は、「行動計画を策定し届け出た」一八二社と「策定したが届け出していない」一社、合計一八三社について集計した内容である。
- (12) 日本経営者団体連盟ダイバーシティ・ワーク・ルール研究会『原点回帰―ダイバーシティ・マネジメントの方向性―』(日本経営者団体連盟、二〇〇二年)、佐藤博樹・武石恵美子『ダイバーシティ経営と人材活用 多様な働き方を支援する企業の取組み』(東京大学出版会、二〇一七年) 一頁―一九頁。



- (13) 石田信平「就労支援立法の展開とその正当性」(『日本労働研究雑誌』第六七一号、二〇一六年)四頁以下。
- (14) 岩田・大沢・前掲書。
- (15) 同上書、七九頁―八一頁。
- (16) 大槻・前掲書、一九頁―二〇頁。
- (17) 谷田部光一『専門・プロ人材のマネジメント』(桜門書房、二〇一三年)二七頁―四七頁参照。
- (18) 同上書参照。
- (19) 佐藤博樹・武石恵美子『ワーク・バランス・支援の課題』(東京大学出版会、二〇一四年)三〇頁―三一頁、四四頁―四七頁、労働政策研究・研修機構・前掲報告書、七二頁―九八頁。
- (20) 川口章「昇進意欲の男女比較」(『日本労働研究雑誌』第六二〇号、二〇一二年)四二頁―五七頁、武石恵美子「女性の昇進意欲を高める職場の要因」(『日本労働研究雑誌』第六四八号、二〇一四年)三三頁―四七頁、佐藤・武石・同上書、二八頁―三〇頁、岩田喜美枝・菅原千枝『女性はもっと活躍できる!―女性活躍推進の課題とポイント―』(21世紀職業財団、二〇一五年)一七五頁。
- (21) 労働政策研究・研修機構・前掲報告書、三五頁、七八頁―八五頁、九四頁―九八頁、脇坂明「均等法後の企業における女性の雇用管理の変遷」(『日本労働研究雑誌』第六一五号、二〇一一年)四六頁―四七頁。
- (22) 武石・前掲書、一〇七頁―一〇九頁。
- (23) 佐藤・武石・前掲『ワーク・バランス・支援の課題』七四頁―七七頁。
- (24) 岩田・菅原・前掲書、一四頁、七〇頁―八〇頁。
- (25) 松浦民恵「企業における女性活躍推進の変遷―三つの時代の教訓を次につなげる」佐藤・武石・前掲『ダイバーシティ経営と人材活用』第四章、八三頁―一〇三頁。
- (26) 加藤久和・財務省財務総合政策研究所『女性が活躍する社会の実現 多様性を活かした日本へ』(中央経済社、二〇一六年)四五頁―四六頁。

(27) 坂巻美和子「女性中間層を活性化させる女性活躍推進プロジェクト」（『企業と人材』第一〇一―一〇二号、二〇一四年）一三頁―一九頁、前原はづき「中間層の女性を管理職候補層としていくには」（『企業と人材』第一〇一―一〇二号、二〇一四年）三八頁―四一頁。

(28) 岩田・菅原・前掲書、八八頁―八九頁。

(29) 谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』（晃洋書房、二〇一〇年）一五〇頁―一五二頁。

【付記】 本論文は、平成二八年度日本大学法学部研究費「学術研究費（共同研究費）」による「女性の活躍推進法の理論的・学際的研究」の一部を構成するものである。

# アダム・スミスの商業社会における消費の意義

山口 正 春

- 一 問題提起
- 二 衡示的消費の浸透
- 三 富と上流人士への称賛
- 四 富と徳性の問題
- 五 むすびにかえて

## 一 問題提起

ピューリタン革命が開始された一六四〇年頃の段階では、イギリスの輸入の大部分を手中に収めていたロンドン港

アダム・スミスの商業社会における消費の意義（山口）

七三（二〇三）

においても、輸入品のほとんどは、ヨーロッパ大陸の内部から輸入されていた。すでに設立四〇年ほどの歴史をもっていた東インド会社は、いまだ組織が脆弱で、オランダとの競争では太刀打ちできず、肝心の香料貿易にも手が出せなかったし、その上カリブ海の砂糖生産も本格化してはいなかったからである。

ところが、一六六〇年の王政復古後、インドを中心とするアジア地域と西インド諸島を軸にした新世界からの輸入は爆発的に増加し、ロンドン港の輸入の四分の一を占めるにいたる。この傾向はその後一世紀以上も続き、アメリカ独立戦争直前の一七七〇年代はじめには、旧来のヨーロッパ市場からの輸入は、統計のとり方によっては、全体の半額以下にさえなってしまう<sup>①</sup>。貿易史家デイビスによつて、イギリス経済史上、この現象に「商業革命」の名が与えられているのも決して不思議ではない。

「一七六〇年以降の一世紀の間における目覚ましい経済上の諸変革が、ほとんど産業革命との関連で生じたように、一六六〇年以降の一世紀あまりに起つた経済変化は、貿易と結びついていた。……それゆえ、王政復古からアメリカ独立戦争にいたるまでの期間に商業革命の名前を与えるとしても不当ではあるまい<sup>②</sup>。」

つまり一六六〇年頃から一七六〇年ほどの期間は、イギリスにとつて「商業革命」の時代であり、世界的な中継貿易の軸がオランダからイギリスに移つた時期なのである。そして「商業革命」を可能にした象徴的な出来事が、いうまでもなく一六一五年の航海条例の制定であつた。航海条例は、当時、ヨーロッパの貿易を独占していたオランダの商業活動に対抗するため、イギリスが採つた典型的な重商主義政策であつた。

商業革命によつて、輸入品目も新大陸・西インド諸島やアジア・アフリカ地域からの煙草、紅茶、砂糖、綿製品などの再輸出品目をふくむ目新しい商品にさまざま変わりをし、それと同時に、イギリス社会に消費生活の変革をもたらし、新しい消費習慣を中心とする生活様式の変革すなわち生活革命とよばれる現象を生みだした。商業革命を背景とする生活革命の時代は、「都市ルネサンス」の時代でもあり、ロンドンをはじめとし地方都市においても、「都市的な生活文化」といわれるものが誕生する<sup>(3)</sup>。こうして商業革命を背景としながらイギリスは、ヨーロッパ国家というよりは、植民地を基盤とする重商主義的世界帝国となつていったのである。

この時期は、海外植民地との交易に従事し、巨額の富を手にした貿易商人を中心に新興の富裕階級が台頭するとともに、中産階級（ブルジョアジー）が強い力をつけたころでもあった。新興の富裕階級は、ジェントルマンと称して貴族階級の仲間入りをしようとする。こうして「疑似ジェントルマン」<sup>(4)</sup>とよばれる者がぞくぞくと誕生したのである。彼らは奢侈品、贅沢品を身につけ、大陸のファッションを身にまとい、「貴族風」であることを誇示した。

新しい消費習慣による奢侈現象の真只中にあつて、人々の生活態度には当然のことながら、「虚栄」と「流行」という風潮が生じてくる<sup>(5)</sup>。当時のイギリス社会は新奇な商品、目新しい情報などが次々と生み出されており、人々はその後を夢中で追いかけているあり様であつた<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup>。イギリスの社会構造は、とりわけ密接な結びつきをその特徴とし、その結果、各階層は、すぐ上位の階層の行動様式や生活態度を模倣し、機会があればその仲間入りをしようとするチャンスを待ち受けていた<sup>(8)</sup>。

こうした現象は、上流・富裕の人士のみではない。中産階級、スミスという、いわゆる「中流並びに下層の者」<sup>(9)</sup> 中下層の者も虚栄のため、新奇な財貨を保有したり、奢侈品を見せびらかしたりと、生活態度は外面的な華やかさへ

と向いつつあった。彼らも分不相な消費を通じて社会的昇進をはかり、自分より上位の社会的地位にある人々の生活態度を模倣しようと努め、流行を追うのである。この時期、イギリス社会に出現していたのは、いみじくもマッケンドリックが「消費革命」と呼んでいるものにほかならない。すなわち需要の増加であり、消費の民主化であり、消費社会の到来であった。<sup>9)</sup>

これは前に見たように、商業革命による非ヨーロッパ世界からの新奇な商品の輸入によって生じたものであるが、他方、イギリス国内に目を向けると、重商主義の保護政策により毛織物、絹織物、綿織物をはじめとする繊維産業および金属工業、化学工業、醸造工業のほか各種のマニユファクチャの著しい進展が見られた。新しい製品が開発され、国内の各種の奢侈産業が発展した。こうした国内産業・奢侈産業の進展とともに、見落してはならないのは、ロンドンを中心とした「流通機構の制度的変化、具体的には小売業の組織的变化」<sup>10)</sup>である。このような流通機構の制度的変化による流通の促進と国内産奢侈品の消費は、外国産奢侈品の消費と相俟って衣食住にわたり人々の生活享樂品の消費を増大し、生活水準を向上せしめていたのである。

当時の消費社会の到来を目の当りにしたスミスにとって、新しい消費習慣による消費現象の問題を避けて通ることはできなかつた。さらに、当時の商工業の発展が人々におよぼす影響についても無関心ではいられなかつた。スミスは消費現象を、いかに捉えていたか。商工業の発展は、彼にとって何を意味したのか。小論では、以下、紙幅の許すかぎり、こうした点を中心に検討したいと思う。

(1) 川北稔『工業化の歴史的前提』岩波書店、一九八五年、一三一―九頁参照。喜安郎・川北稔『大都会の誕生』有斐閣、昭

和六一年、一一頁。

- (2) Ralph Davis, *A Commercial Revolution: English Overseas Trade in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, 1957, p.3.
- (3) 角山栄・川北稔編『路地裏の大英帝国―イギリス都市生活史―』平凡社、一九八二年、一一―三頁。
- (4) 川北稔、前掲書、Ⅲ章「帝国とジェントルマン」を見よ。
- (5) こうした社会風潮に危惧の念を抱いた支配階級は、奢侈逸楽の風潮を改め、質実剛健の気風を国民全体に拡めようとして「風俗改革協会」を一九九〇年より一七六〇年頃までに設立したのである。(Thomas A. Horne, *The Social Thought of Bernard Mandeville: Virtue and Commerce in Early Eighteenth-Century England*, 1978, chap.1. トーマスA・ホーン『バーナード・マンデヴィルの社会思想―一八世紀初期の英国における徳と商業―』(拙訳)、八千代出版、一九九〇年、第一章。
- (6) 上田辰之助『蜂の寓話』(上田辰之助著作集4)、みすず書房、一九八七年、四六頁。
- (7) 新大陸やアジア・アフリカ地域からロンドンに流入した新奇な商品は、時を同じくして雨後の筍のごとく叢生しはじめたコーヒー・ハウスを舞台として売り捌かれた。コーヒー・ハウスは、また情報交換の場でもあった。コーヒー・ハウスは一杯ペニーのコーヒーを囲んで、あらゆる階層の人々が、あらゆる種類の話題について論じあい、語りあつた自由な情報交換の場であり、暇つぶしの場のことであり、反政府陰謀の震源地であり、商品や株の取引所であり、はたまた新思想の醸成の場でもあった。(川北稔「コーヒー文化の誕生―生活様式の国際化―」角山栄・村岡健次・川北稔『産業革命と民衆』河出書房新社、一九九二年、所収)、九五―六頁。
- (8) パーキンによれば、一八世紀のイギリス社会は「二、三の階級からなる階級社会といったものからは程遠く、数十にもものぼる階層の積み重ねであった」という。(H. J. Perkin, 'The Social Causes of the British Industrial Revolution', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., Vol. 18, 1968, p.129.)
- (9) N. Mckendrick, J. Brewer, and J. H. Plumb, *The Birth of a Consumer Society: The Commercialization of Eighteenth-Century England*, 1982, chap.1.
- (10) 鈴木満「一八世紀イギリスにおける国内商業」(小林照夫編『イギリス近代史研究の諸問題―重商主義時代から産業革命

アダム・スミスの商業社会における消費の意義 (山口)

へ』丸善、昭和六〇年、所収）七九頁。

## 二 衡示的消費の浸透

「一八世紀のイギリスにおいては、独自の消費の爆発をみた。財貨の世界が劇的に拡大し、家具、陶器、銀器、鏡、フォークやナイフ類、庭園用品、ペット、布地を買う新しい機会を含むほどだった<sup>①</sup>」といわれるように、一八世紀のイギリス社会には消費社会が到来し、消費の民主化という現象が現れていたのであるが、国内産奢侈品と外国産奢侈品の区別を問わず、奢侈品にたいする需要が強く、新奇な商品の消費習慣は、とりわけ上流貴族や新興のジェントルマン層に著しく、さまざまな奢侈品を所有したり使用したりしながら、新たな生活様式や階級的シンボルを生みだしていった。消費革命は、けっして生活必需品の範囲が拡大したために生じたのではなく、身分や地位を表象するような新奇な諸財貨の登場によって生じたものである。

しかも重要なことは、奢侈品や新奇な商品が競って消費されたとき、そこには、社会的地位や身分をめぐる人々の名誉や面子をかけた競争があったということである。つまり財貨がステイタス・ゲームの印になり、速やかに消費されていった。宮廷や貴族という社会の上流階級において奢侈品や新奇な商品が流行すると、それはヨリ下層の人々に見せびらかされ、新興のジェントルマンを目指す人々、上位の階層を狙う人々が模倣する。上流階級における流行やブームは、あたかも雫が滴るように下位の層に普及していく。

階層的なイギリス社会では、たとえば「衣服のファッションが宮廷にはじまり、下位者の模倣と上位者の差異化と



いう二重のエンジンに容赦なく駆りたてられて、貴族、ジェントルマン層、中流クラス、下層クラスへと移行する。<sup>(2)</sup>消費の社会的競争は、ヴェブレンのいう「衡示的（見せびらかしのための）消費」<sup>(3)</sup>とジンメルという「トリクル・ダウン（滴下）効果」を両輪として進行していく。<sup>(4)</sup>これが消費革命を生み出したのである。ジンメルとヴェブレンをフォロワーしながら、マッケンドリックは社会的競争が、この革命の原動力だったと述べている。

「これらの特徴―緊密に階層化されたイギリス社会の性質、垂直の社会移動への努力、社会的対抗心によって培われた対抗支出、社会的競争によって生まれたファッションの強制力―が、広範囲に行きわたった支出能力と結びついて、前例のない消費癖をつくりだしたのである。<sup>(5)</sup>」

したがって一八世紀におけるイギリス社会の消費革命を生み出したものは、人々の「虚栄心」であり、また「利己心」だということもできる。社会的地位をめぐる競争である。これは生活必需品の争奪戦ではなく、名誉と虚栄をめぐる模倣と競争であった。

ところで、一八世紀の消費社会の現実をいち早く肯定的に捉えたのは、デビット・ヒュームであった。ヒュームは奢侈の消費や贅沢の消費は、まことに結構なことだと積極的に是認する。また、商工業の興隆を奨励する。それは、奢侈の消費によって人々が、いつそう洗練され、知識も旺盛になり、他方、商工業の樹立も同じく、人々を洗練し、マナーを向上させ、社会を文明化するからである。その上、人々の勤勉の精神、市民的徳性をも涵養されるからである。ヒュームの主張に、直接、耳を傾けよう。

「奢侈は、一般に五官の満足における高度の洗練を意味する」<sup>(6)</sup>とヒュームは述べ、満足を与えるどのような行為も、それだけで悪徳とはならないという。ヒュームにとって、たとえば、家族や友人の面倒をみる場合、「道楽は彼らを犠牲にして求められるような場合にだけ、悪徳」<sup>(7)</sup>なのであった。社会にあつて奢侈の追求が認められる時代、つまり「洗練された時代は、もつとも幸福であるとともに、もつとも有徳な時代でもある」<sup>(8)</sup>とヒュームは認識していることが一番重要であろう。生産や交易にとつて最新の改善された方法を見い出そうと、商工業に従事する人々の絶え間のない努力こそは、精神の機能と精神力を拡大する結果をもたらすのである。<sup>(9)</sup>

「産業活動と機械的技術」が、たえず進歩する社会は「通常、学芸上に何らかの洗練をつくりだす」<sup>(10)</sup>。「時代の精神は、すべての技術に影響をおよぼす。そして人々の精神がひとたび無気力からよびさまされ、振り動かされると、それは四方八方に向かい、あらゆる技術と学問とに改善をもたらす」<sup>(11)</sup>とヒュームは確信していた。農業と産業の改善が進むと、人々は多くの同胞と接触する機会をもち、「知識を得たり、交換したりできる都市に密集する」<sup>(12)</sup>。都市において彼らは、「自分たちの機知や教養を、また会話や暮らしか衣服や家具とかの好みを、見せびらかしたりするのを好む」<sup>(13)</sup>。技術が進歩するに従つて、人々はいつそう社交的になる。

「彼らは、お互いに交際するという風習自体によつて人間性の高まりを感じ、各人が他人の快樂と愉快とに寄与するに違いない。このようにして、産業活動と知識と人間性とは解きはなしがたい鎖でつながれ合はれているのであつて、それらがいつそう磨き上げられた、そして通常いつそう奢侈的な時代と呼ばれている時代に特有なものであることとは、理性によつてだけでなく経験によつても分かるのである」<sup>(14)</sup>。

商工業は人々を洗練し、社交的にし、マナーを向上させ、社会を文明化するというヒュームの説は、スミスによって継承される。スミスはヒュームの説を一步進めて、商工業の進展によって誕生したこの新しい商業社会においては、自由が行きわたり、人々が解放され、その結果、独立が達成されるとみる。スミス自身は『国富論』のなかで、つぎのように述べている。

「従来ほとんどつねに隣人とは戦闘状態にあり、領主にたいしては奴隸的従属状態におかれて暮らしていた農村住民の間に、商業と製造業は徐々に秩序と善政をもたらし、それとともに個人の自由と安全をも、もたらした。この点は、ほとんど注意されていないのだが、商工業がもたらした諸結果のなかで、もつとも重要なものである。私の知るかぎりでは、従来この点に着目した著述家はヒューム氏ただ一人である。<sup>(15)</sup>」

また彼は『国富論』において、商工業の発達以前には、ほかに使い途がなかったため、領民の維持に充てられていた大地主や富裕者たちの収入が、商工業の発達にもなつて、彼らの家族や虚栄心を満足させるための子供の玩具まがいの装身具や奢侈品、贅沢品と交換されるようになった結果、封建制が解体するにいたつた過程をつぎのように述べる。

「社会の幸福にとって至上の重要性をもつ一変革が、このようにして、社会に貢献するつもりなど少しももたない二つの階層の人々によって引き起こされた。大地主の唯一の動機は、まったく子供じみた虚栄心を満足させることで

あつた。また商人や職人たちは、たわいのなさという点で少しはましだったが、もっぱら自分の利益だけを念頭において、一ペニーでも儲けられるところでは儲けようという、彼ら独自の小商人根性を貫いて行動しただけのことである。だが、両者いずれも、前者の愚かさと後者の勤勉とが徐々にもたらしつつあつたあの大変革について、なんら知りもしなければ、それを予見もしていなかつたのである。<sup>(16)</sup>

スミスは中世の封建制を解体したのは、商工業の発達であり、商工業が発達して社会が文明化し、知識が普及すれば人々が洗練し、マナーも向上することをヒュームにならって洞察していたのである。社会において平和が確立し、商工業が発達すれば、社会は、おのずから民主化・自由化されていくのである。スミスは商工業の発達にともなう生活水準の昇が、個人の独立を保障することを見、封建社会の人間が従属的であるのにたいして、商工業は特定の個人への従属をなくす点を高く評価するのである。

スミスの偉大さは、こうした商工業の力の源泉が、商工業の発達にともなつて勤勉その他の市民的徳性が徐々に涵養され、その結果、生活様式も変わっていく点にあることを早くからはつきりと見抜いていた点にある。<sup>(17)</sup> 従者や召使いは、貴族の家で怠惰に過ごし、「解雇されたら強盗を働き略奪をする」<sup>(18)</sup>とスミスはいう。「従属ほど人間を腐敗させるものではなく、これに反して、独立は人々の正直をさらに増進する。商工業の樹立は、この独立をもたらすものであつて、犯罪を防止する最善の治政である」<sup>(19)</sup>という『法学講義』ノートにおける、よく知られた「治政論」の思想は、スミスが『国富論』以前からこうした思想をもっていたことを示しているといえる。

これまで見て来たように、ヒュームやスミスが商工業の活動を積極的に奨励したのは、商工業につきものの利己心

が国富を高めるからという理由だけではなく、商工業における経済活動が人々の身だしなみを洗練させ、社交性を高め、「自分の生活状態を改善しようとする自然的努力」<sup>20</sup>に向かわせ、結果的には、人々の独立を達成するからであった。社会的地位や身分を狙っての消費をめぐる限らない社会的競争は、スミスにあっては、とりもなおさず商工業につきものの私益追求のうちに社会全体の利益を促進していくという彼の、いわゆる「欺瞞」の現れなのである。「自然がこのようにしてわれわれを欺すのは、いいことである。人類の勤勉をかきたて、継続的に運動させておくのは、この欺瞞である」<sup>21</sup><sup>22</sup>。大多数の人々を勤勉たらしめるものは、欺瞞にほかならないというわけだが、スミスはさらに、人々がこのような倒錯に陥るのは、実は人々が虚栄によって動機づけられているからだというのである。スミスにあっては、欺瞞による目的と手段の転倒ゆえの勤勉こそが、人々に「生活のすべての必需品および便益品を供給する」<sup>23</sup>のであり、それが「諸国民の富」の源泉なのであった。

このように見てくると、重要なことはスミスにあっては、欺瞞による商工業の発達は、必ずしも「量」の拡大だけでなく、生活の洗練や社交の拡大という「質」の側面において評価されていたことである。ここには、個人の利益追求が、結果として社会全体の富を増進するという欺瞞のもう一つの側面が示されている。それは、奢侈品や新奇な商品の消費を通して、他者によく見られたいという人々の虚栄が、結果として社会の洗練や生活環境の向上をもたらしということ、つまり個人の虚栄心が社会の文明の程度を高めるということである。

確かに人は、ただ必要なものを飲食し生命を維持したり、生存のための必需品に取り囲まれて生活しているだけではない。常に社会のなかにあつて、他人の目を気にし、他者の評価を得て尊敬を受け、ヨリ上の地位を獲得し、他人に多少の差をつけたいと思つている。自尊心や嫉妬心が人を突き動かしている。そうだとすると、人間の欲望は、た

だ物質的なものの生理的満足ではなく、ヘーゲルが力説したように、他者からの「承認」を得、さらには「尊敬」を得るといふ「優越願望」を持つところこそである。<sup>(24)</sup> 人間は、ただ生きるだけでなく、社会のなかで絶えず行われる「富と権力と卓越」の追求による社会的評価をめぐって生存競争を繰り広げているといつてよい。したがって、消費も生理的欲求を満足するためにあるのではなく、自己を社会のなかで他者の前にさらし、承認や尊敬を得るためにこそある。つまり、人を消費へと突き動かしているものは人のもつ「虚栄」なのである。

消費をこのように考えたとき、消費はもはや量の問題ではなく質の問題に転化している。もし仮に、消費の量が問題だとしても、それは、その量が生理的な欠乏を充足させるからではなく、虚栄心がわれわれをして、他者よりも多量の奢侈品を持つよう突き動かすからなのである。こうして、スミスやヒュームにとって、消費のすべてではないにせよ、そのかなりの部分は、生存のための生活必需品ではなく、上流階級のシンボルである貴族的な生活を模倣する多少の奢侈品、贅沢品であり、洗練された趣味を表す財貨であり、上流のマナーを示す流行品であった。彼らにとって、虚栄心や優越願望がもたらす奢侈品、新奇な商品の消費や流行を追うことが、それなりに生活の洗練や心地よい社交をもたらすのである。商業社会では、欲望は生理的必要ではなく、社会における「模倣的競争」によって生じるのである。

- (1) Mckendrick, *op.cit.*, p.10.
- (2) G・マクラッケン『文化と消費とシンボルと』(小池和子訳)、勁草書房、一九九〇年、四二頁。
- (3) 吉見俊哉「消費社会論の系譜と現在」(『岩波講座現代社会学』二二卷、岩波書店、一九九六年、所収)を見よ。
- (4) 松原隆一郎『消費資本主義のゆくえ』ちくま新書、二〇〇三年、三四―五頁。

- (5) Mckendrick, *op.cit.*, p.11.
- (9) David Hume, *Political Discourses*, 1752: *The Philosophical Works of David Hume*, edited by T. H. Green and T. H. Grose, 1964, Vol. III, p.299. ヒューム『経済論集』(田中敏弘訳)、東京大学出版会、一九七〇年、二九頁。
- (7) *Ibid.*, p.299. 邦訳、三〇頁。
- (8) *Ibid.*, p.300. 邦訳、三一頁。
- (9) Thomas A. Horne, *op.cit.*, pp.94-5. 邦訳、一二五頁。
- (10) David Hume, *op.cit.*, p.301. 邦訳、三二頁。
- (11) *Ibid.*, p.301. 邦訳、三三頁。
- (12) *Ibid.*, p.302. 邦訳、三三頁。
- (13) *Ibid.*, p.302. 邦訳、三三頁。
- (14) *Ibid.*, p.302. 邦訳、三三―四頁。
- (15) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Glasgow edition, Oxford, 1972, Vol. I, p.412. (以下、WNと略記する) 大河内一男監訳『国富論』Ⅱ、中央公論社、一九七六年、五三頁。(以下、邦訳と略記する。)
- (16) WN., Vol. I., p.422. 邦訳、Ⅱ、六四―五頁。
- (17) 田中正司『アダム・スミスと現代』御茶の水書房、二〇〇〇年、六八頁。
- (18) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, edited by R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein, Glasgow edition, Oxford, 1978, p.486. 『法学講義』
- (A) Report of 1762-3 (以下、LJ (A) と略記する)
- (B) Report dated 1766 (以下、LJ (B) と略記する) 高島善哉・水田洋訳『アダム・スミス グラスゴウ大学 法学講義』日本評論社、復刻版、一九八九年、三二―四頁。(以下、邦訳と略記する。)

- (19) *LJ* (B), p.315. 邦訳、四八六―七頁。
- (20) *WN*, Vol. I, p.540. 邦訳、Ⅱ、二二六〇頁。
- (21) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, Glasgow edition, Oxford, 1976, pp.183-4. (以下、*TMS*と略記する。) 水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房、一九八一年、二二八〇頁。(以下、邦訳と略記する。)
- (22) この点に関して、水田洋はつぎのような含蓄に富む言葉を述べている。「自然が人間をだましていることを知ってしまった賢人アダム・スミスは、おそらく世間的活動に全力を尽すようなことはしないであろう」と。(水田洋「市民社会の道徳哲学」『季刊社会思想』二巻一号、一五五頁。)
- (23) *WN*, Vol. I, p.10 邦訳、Ⅰ、一頁。
- (24) 佐伯啓思『成長経済の終焉』ダイヤモンド社、二〇〇三年、二六六頁。

### 三 富と上流人士への称賛

貨幣、奢侈品、新奇な商品、目新しい情報、こうしたモノが次々に生みだされ、虚栄心に煽られた人々がその後を追いかけていたのが、この時代の姿であった。<sup>①</sup>この場合、虚栄とは目に見える形で、これらのモノの周囲に顕示されていたといつてよい。すなわち貨幣を保有すること、奢侈品を見せびらかすこと、目新しい情報やゴシップを入手すること、それが、この場合の虚栄である。人柄や家柄にたいする「尊敬」ではなく、「立派に見えること」にたいする虚栄が、ぬくぬくと育つていった。虚栄は外面的な豪華さ、華やかさへと向かい、これは模倣可能であった。ここに流行が生じ、流行に乗り続けることが虚栄の一部になっていく。



ところでスミスは、『道德感情論』のなかで虚栄あるいは名誉や評判について、興味深い見解を披露する。

「人類が、われわれの悲哀にたいしてよりも歡喜にたいして、全面的に同感する傾向をもっているために、われわれは自分の富裕を見せびらかし、貧乏を隠すのである。……主として人類の諸感情にたいするこの顧慮から、われわれは富裕を求め貧乏を避けるのである。<sup>(2)</sup>」

「何にも比べられぬほどにくやしいのは、われわれの困苦を公共の面前にさらさざるを得ないことである。<sup>(3)</sup>」

こうして社会の公衆から觀察されること、明確な是認によつて注目されることは、とりわけ特定の人士を公衆の面前へと押しだす。それは、いうまでもなく富裕な上流人士である。彼らは常に社会で公共的注目の的となる。そして「富裕な人々および勢力ある人々のすべての情念についていくという、人類のこの性向のうえに、諸身分の区別と社会の秩序とが築かれるのである。<sup>(4)</sup>」この上流人士への大衆のへつらいは、「彼らの境遇の有利さへの一般人の感嘆から生ずる。<sup>(5)</sup>」「自然はわれわれに、彼ら〔上流人士―引用者〕にたいして従順であるように、彼らの高い地位の前に、震えひれ伏すように、……教えるのである<sup>(6)</sup>」とまでスミスはいう。だが、スミスは『道德感情論』第六版のなかで、道德感情の腐敗を論じた章を追加して、つぎのようについて。

「富裕な人々、有力な人々に感嘆し、ほとんど崇拜し、そして貧乏で卑しい状態にある人々を、軽蔑し、少なくとも無視するという、この性向は、諸身分と社会の秩序を確立するのにも維持するのにも、ともに必要であるとはいえ、

同時にわれわれの諸道徳感情の腐敗の、大きな、そしてもつとも普遍的な原因である。<sup>(7)</sup>」

そして「人類の尊敬と感嘆」を獲得し、享受する道は、二つあるという。一つは「知恵の研究と徳性の実行」という道であり、二番目は「富と上流の地位の獲得」という道である。<sup>(8)</sup> 確かに「人類のうちの大群衆は、富と上流の地位の、感嘆者であり崇拜者<sup>(9)</sup>」である。しかし「知恵と徳性」は、「富と上流」とは違っているのだ。実際、「知恵と徳性」は、必ずしも「富と上流」に宿るとはかぎらない。むしろ逆であろう。そして本当に尊敬に値するのは、「知恵と徳性」のほうであろう。「富裕な人と上流の人」のもつ「高慢と虚栄」よりも尊敬に値する徳をそなえた人の「真実で確固とした値うち」のほうが、本当は「はるかに多く感嘆されるべきものなのである。<sup>(10)</sup>」「値うちと徳性から切り離された、たんなる富と上流の地位とが、われわれの尊敬に値するということは、善良な道徳にとって、……快適なことではない。<sup>(11)</sup>」

ところが、「世間」は、「注意が不十分な観察者」から成り立っており、しばしば誤った判断を下す。世間では「知恵と徳性の人士」ではなく、「富と上流の人士」が称賛される。そして、この世間に調子を合わせる人間の大部分は、富裕な人士や上流人士を模倣し、流行を追うことになる。これこそは「虚栄」の人なのである。

「虚栄的な人々は、しばしば、みずから流行にあつた不品行の様子をする。それを彼らは、心のなかでは是認してはいない。だが彼らは、彼ら自身としては称賛に値すると考えていない物事について、称賛されたいと希望するのである。<sup>(12)</sup>」

スミスにあつては、社会のなかで人々が虚栄にとらわれ、高価な奢侈品の消費や流行を追い、富と地位の獲得という社会的評価をめぐる競争しているのが、この社会の現実の姿なのである。消費も自己を社会のなかで他者の前にさらし、承認や尊敬を得る「優越願望」のためにこそある。

- (1) 上田辰之助、前掲書、六七―八四頁、川北稔、前掲論文、九四―一二七頁、佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』(上)、PHP新書、一九九九年、八九―九〇頁を見よ。
- (2) *TMS.*, p.50. 邦訳、七二頁。
- (3) *TMS.*, p.50. 邦訳、七二頁。
- (4) *TMS.*, p.52. 邦訳、七六頁。
- (5) *TMS.*, p.52. 邦訳、七六頁。
- (6) *TMS.*, p.53. 邦訳、七六頁。
- (7) *TMS.*, p.61. 邦訳、九五頁。
- (8) *TMS.*, p.62. 邦訳、九五頁。
- (9) *TMS.*, p.62. 邦訳、九六頁。
- (10) *TMS.*, p.62. 邦訳、九六頁。
- (11) *TMS.*, p.62. 邦訳、九六頁。
- (12) *TMS.*, p.64. 邦訳、九八頁。

#### 四 富と徳性の問題

虚栄にとらわれた人をスミス自身は、けっして幸福な人とは見なしていない。逆に、「真実の平静」と「ささやかな安全と満足」を犠牲にした憐れな人と見ている。スミスはつぎのようにいう。

「彼の全生涯にわたって、彼は自分がけっして到達しないかもしれない、ある人為的で優雅な憩いの観念を追求し、そのために彼は、いつでも彼の力のおよぶ範囲にある真実の平静を犠牲にするのであって、そしてその観念は、もし彼が老齡の極においてついにそれに到達するとしても、彼がその代りに放棄したあのささやかな安全と満足とに、いかなる点でもまさっていないことを知るであろう。<sup>(1)</sup>」

そしてスミスの以下の言葉は、賢人としての側面を如実に示している。

人間生活の真実の幸福をなす「肉体の安楽と精神の平和において、生活上のさまざまな身分は、すべては同じ水準にあり、そして公道の傍で日なたぼっこをしている乞食は、国王たちがそれを得るために戦っている安全性を所有しているのである。<sup>(2)</sup>」

ここから見てとれることは、スミスによれば、人間が本来求めているものは「真実の幸福」であり、それは「真実

の平静」と「ささやかな安全と満足」であり、あるいは「肉体の安楽と精神の平和」なのである。

ところが、社会のなかでは人々は、そういうものは、高い「地位と富」とによつてもたらされると錯覚する。別のいい方をするなら、上流人士こそ、そういう「安全で幸福」な状態にあると「誤つて」想像するのである。つまり人々を勤勉へ向けて駆りたてるのは、そういう「誤つて」想像された「抽象的観念」<sup>(3)</sup>にしかすぎない。人々は結局、「肉体の安楽と精神の平和」ではなくて、むしろ「肉体の疲労と精神の不安」を甘受することになる。これは、まさに目的と手段とを取り違えた欺瞞の姿なのである。スミスにあつては、前に見たように、この欺瞞による勤勉こそが、国富の源泉なのであり、人々に「生活必需品および便宜品を供給する」のであつた。

スミスの体系では、これまで見て来たように、「観察されること、明確な是認をもつて注目されること」、これこそが人間の生き甲斐を支えるものであり、社会のなかで人々をさまざまな行為におもむかせる根本動機なのである。さらに、「富と地位」が人々を惹きつけるという場合にも、そうなるのは結局は、「富や地位」が、それぞれ直接的な何らかの便宜をもたらすからではなく、むしろそれらが人々の「注意を惹きつける」からなのである。はっきり言えば、「安楽または快樂ではなくて、虚栄がわれわれの関心を惹くのである。」<sup>(4)</sup>

したがつて、本来人間にとつて真実の幸福という視点からみれば、本当は膨大な生活物資Ⅱ財貨を必要とするわけではない。真の幸福は、ささやかな量の生活物資があれば十分に達成されるのである。社会の大多数の人々は、幸福を享受しうる境遇にある。だから、スミスはつぎのように述べる。

「健康で、負債がなく、良心にやましいところのない人の幸福にたいして、何をつけ加えることができようか。こ

の境遇にある人にたいしては、財産のすべての追加は余計なものだ、というべきであろう。……この境遇は、人類の自然で通常の状態とよばれるが、きわめて当っているであろう<sup>⑤</sup>と。

この状態は、人類の自然で通常の状態であるから、「もつともつまらぬ労働者の賃金でさえ、それ〔自然の諸必要―引用者〕を満たすことができる。その賃金が彼に、食料と衣服と、住宅および家族という快適さとを提供するのを、われわれは見ている。もし、われわれが厳密に、彼の家計を調べるならば、彼が賃金のうちの大きな部分を、余計なもの<sup>⑥</sup>と見なされうる諸便宜などに、使っていることが分かるであろう」と。

要するに、人間にとっての真の幸福は、ささやかな量の生活物資があれば十分に達成されるのであり、この状態は社会の大半の人々の境遇でもあるから、大多数の人々は、幸福を享受できる。この境遇のもとで、彼らは健康で負債がなく、良心にやましいところのない、幸福な生活をおくることができる。この境遇にたいする富の増加は、余計なものである。こう、スマスは主張するのだ。したがってスマスにとって、社会の大多数の人々<sup>⑦</sup>中下層の人々は、それぞれ幸福を達成しうる立場にある。それは、つぎのよく知られた言葉に表われている。

「中流ならびに下流の、生活上の地位においては、徳性への道と、財産への道、少なくともそういう地位にある人が、獲得することを期待しても妥当であるような財産の道は、幸福なことに、大抵の場合、ほとんど同一である。すべての中流および下流の職業においては、真実で堅固な職業的能力が、慎慮、正義、不動、節制の行動と結合すれば、

成功しそこなうことは、めったにありえない。<sup>(7)</sup>」

「中流ならびに下流の階級」 中下層の生活状態にある人々についていえば、彼らの大多数にあつては「徳性への道」と「財産への道」とは、大抵の場合、ほとんど一致している。慎慮、正義、節制などの諸徳性に基づいて、彼らが有しているその職業的諸能力を、たゆまず鍛え、發揮していくことこそが、彼らにあつては成功へのもつとも確實な道である。こう、スミスはいうのである。

しかし、たとえそうだとしても、彼らの勤勉の目的それ自身が欺瞞であり、従つて勤勞の動機も、眞の徳性ではなく虚栄にあるとするなら、それは眞の人間の道徳性とは呼べないものになってしまうのではないか。やはり、ここには矛盾する人間像がそのまま描写されつぱなしになっているのではないか。スミスにおけるこの二つの人間像の矛盾、これをスミス自身がうまく解決したということではなく、いずれの人間像もスミスの思いのなかでは、それなりに意味あるものとして共存していたに違いないことなのである。そして、その共存した人間こそが、ある種の矛盾を孕んでいるように見えようとも、あるいは矛盾を孕んでいるがゆえに、スミスの目に映つた豊かな現実そのものではなかつたらうか。

スミスは人間の道徳性を備えつつも、一方において、虚栄に強く動かされざるを得ない人間の弱さや愚かさをも備えている、ごく普通の平凡な人間をありのままに肯定しようとする。こういう人間で社会は成り立つているのだ。そして欺瞞のなかでの虚栄を逆手にとつて、虚栄こそが社会の富裕と文明化を達成すると考える。このことは、スミスの社会像にも反映しているように思われる。それは、以下の小林昇の文章が参考にならう。「スミスのモラル・

フィロソフィーにあつては、人間の社会は近代的な階級社会としてではなく、健康で活力のある市民的勤労大衆がその上に彼らの社会的・経済的努力の目標である富貴な人々を載せている社会<sup>⑧</sup>として把握されている。つまり上流階級の存在によつて、欺瞞のなかで現在よりも上位の階級に仲間入りをしたいという虚栄が、中下層の人々の心を突き動かし、この虚栄が彼らの勤勉を促し、経済活動の動機となり、それによつて社会の富裕が可能になるのである。

そして、社会にあつて欺瞞のなかで人々が虚栄にとらわれ、奢侈の消費や流行を追つて、他者に優越しようと競争している姿、これがスミスの目に映つた豊かな現実そのものであつたらう。人々の勤勉の目的それ自身が欺瞞であり、従つて勤労の動機も徳性ではなく虚栄であつても、この虚栄こそが、生産力の上昇と社会の富裕を生みだすとともに、結果として社会の洗練や生活水準の向上をもたらすこと、つまり社会の文明の程度を高めること、このことをスミスは洞察していたのである。したがつて、ハーシュマンのつぎの指摘は核心をついているだらう。スミスは「経済行為の非経済的源泉」について、すなわち「野心、権力欲、および尊敬されたいという欲求」<sup>⑨</sup>こそが、経済行為の動機となり、勤労意欲を刺激することを見透かしていたのである。

- (1) *TMS*, p.181. 邦訳、二七七頁。
- (2) *TMS*, p.185. 邦訳、二八一頁。
- (3) *TMS*, pp.51-2. 邦訳、七五頁。
- (4) *TMS*, p.50. 邦訳、七三頁。
- (5) *TMS*, p.45. 邦訳、六五頁。
- (6) *TMS*, p.50. 邦訳、七二頁。



(7) TMS, p.63. 邦訳、九六一七頁。

(8) 小林昇『『国富論』における人間像について』（『季刊社会思想』第三卷第一号、所収）、五五頁。

(9) Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests — Political Arguments for Capitalism before Its Triumph—*, 1977, p.110. 佐々木毅・巨祐介共訳『情念の政治経済学』法政大学出版社、一九八五年、一一〇頁。

## 五 むすびにかえて

スミスの思想が誕生した一八世紀という時代において、中産階級つまり中下層の人々の生活態度を振り返ってみると、当時、彼らなりに一人の独立した人間として生きていこうとした姿が浮び上がる。ここにいう一人の独立した人間とは、いうまでもなく利己心をもった経済人であるが、その意味はすでに述べたように、自己の生活改善努力をする人のことであるが、これは当時の新興の商業社会ではまだ新しい人間の考え方であって、こういう本能はそれまでの封建社会では、人間活動のなかでも、もつとも価値の低い、下賤なものと思われていた。

利己心という言葉もタブーであった。利己心が作りだすと考えられる徳性は、「慎慮、用心、細心、節約、恒常性、不動性」<sup>①</sup>などであるが、これらの徳性は旧特権階級の社会では軽蔑すべき人間行動であった。それが今や中下層の人々の手によって、こうした徳性に基づく人間行為つまり利己心を起動力にして、「富裕への道」が「徳性への道」に通ずる人間努力が、積極的に商業社会における新しい徳性としての地位を与えられるに至った。

この時代はスミスが指摘したように、ある種の欺瞞を不可避的な毒素として含みながらも、経済人という新しい人間が活躍しようとした、進歩が未だ希望であった一つの若々しい時代だったといえるであろう。<sup>②</sup>この時代になつては

じめて人々が動機はともあれ、労働自体のなかに、あるいは自己の生活改善のなかに、大きな生き甲斐を見いだしたことが、重要であろう。そしてスミスにとって、そういう人々の姿は、他者の「注目」を得たり、他者の「承認」や「尊敬」を得たり、あるいは社会的地位や上流の身分を得たいがための欺瞞という毒素を含む勤勉であっても、人間として自然の姿であつたらう。

実際、自分の性に合った職業を選択する機会が与えられるとともに、どんな人間でも労働の成果が自己のものになるという経験は、当時の人々にとって新鮮かつ感動的なことであつたはずである。そういう事態が大衆的規模で実現したのが、まさに一八世紀のイギリス社会であつた。それはイギリスにおいてこそ、名譽革命によつて、理論的にはジョン・ロックによつて、根柢を与えられた自分の労働の成果が自己のものになるという市民社会を確立していたからである。

封建社会のもとで長期に亘つて搾取され続けてきた人々が、この市民社会の実現によつて、労働すること以一応賃金を得られることを知った時、ある人々は勤労で僅かばかりの金銭が得られるとそれを遊興に使つて喜びを見だし、<sup>(3)</sup>ある人々は自分の生活が改善されることのなかに喜びを見いだしたとしても不思議ではない。それゆえ、ウィリアム・ホガースの有名な「勤勉と怠惰」と名づけられた銅版画が、一種の教訓的絵画として流布したと考えられるわけである。<sup>(4)</sup>

しかしたとえ、ホガースの銅版画「ジン横丁」<sup>(5)</sup>のような事態が一方であつたとしても、当時のイギリス社会の全体がある種の経済的活況を呈して、消費社会が到来し、消費革命と呼ばれる現象が起つていたことが重要なのである。<sup>(6)</sup>問題は、そういう客観情勢に支えられたイギリス社会全体の活気であり、そして、この活気それ自身を生んでいった

人々の生活改善への「期待」なのである。人間は将来にたいする期待があつて、はじめて生きていくことができる。将来にたいして、何らかの意味で期待がもてるか否かに係つてゐる。期待がもてなければ、将来の社会への不信感が高まり、不透明感が蔓延し、消費を手控えることになるう。

一八世紀のイギリス社会は、社会全体がある種の期待に包まれた前途洋々たる時代であつた。それはもちろん革命への期待ではなく、もつと地道な、将来自分自身の生活が向上するかもしれないという期待である。それは、真面目に努力すれば、自分の生活が改善されるかもしれないという見込みであるとともに、一山当てれば大金を得られるかもしれないという期待でもあつた。南海泡沫事件は、そういう期待が膨れ上がつて、まさに泡と消えた象徴的な事件であつた。そしてこの辺の事情は、まさにスミスの経済的動機としての「虚栄」と「野心」の議論に如実に反映されているといつてよい。

しかし社会の中下層の人々、つまり大多数の人々は、もつと地道な道を選び、そして手ごたえを感じていたのである。それがまた着実に期待と活気をも生み出したのである。いづれにしても、この一八世紀の時代の動きは、人間としてあり得べき自然の姿としてスミスの目に映つたのであろう。あの活気のなかに見られる怠惰や勤勉<sup>①</sup>は、それぞれに人間としてあり得べき自然の姿だったのである。とりわけ、中下層に属する大多数の人々のあの勤勉は、たとえ欺瞞による目的と手段の転倒ゆえの勤勉だつたとしても、直接の動機である生活改善への意欲、あるいは利己心は、まことに人間としてもつともな心性であつた。

しかも、この利己心は、実際、他者の評判を得るために発動され、触発されたものであれば、この欲望の実現は、単なる勤勉のみならず、正義、慎慮という徳性を伴わずしてあり得ない。そうだとすれば、この新しい商業社会は、

こういった勤勉意欲をもたない家の奉公人を寄食させていた封建制に比ぶべくもない社会と考えられたのである。とりわけ、あの勤勉の背後に「富と地位」を得ようとする利己的動機を読みとり、さらにその背後に、人々の注目や是認を得たいという人間の根源的な願望を読みとったスミスは、おそらく、そういう人々を単に「欺瞞」として一挙に断罪してしまう事はできなかったのである。

一八世紀の消費社会の到来という現実を前にして、スミスにあつては、欺瞞のなかで虚栄が人々の心を突き動かす、別のいい方をすれば、奢侈の消費によって富貴な人士を模倣し、流行を追いたいという虚栄が彼らの勤勉を促し、経済活動の重要な動機となり、それによって商工業が発達し、社会の富裕が実現すると見たのである。と同時に、この結果として、社会の洗練と人々の社交性の向上、つまり社会の文明の程度を高めていくことになるのである。

- (1) *TMS*, p.304. 邦訳、三七九頁。
- (2) 井上和雄『資本主義と人間らしさ—アダム・スミスの場合—』日本経済評論社、一九八八年、三〇〇頁。
- (3) 当時の遊興については、ミッチェル&リーズ『ロンドン庶民生活史』(松村尠訳)、みすず書房、一九八二年、第六章第三節、第一章第二節など見よ。
- (4) ホガースの銅版画については、たとえば、つぎの文献が有益である。*Manners and Morals — Hogarth and British Painting 1700-1760*, The Tate Gallery, ed., 1987.
- (5) 「シン横丁」については、たとえば、つぎの文献を見よ。E. Royston Pike, *Human Documents of Adam Smith's Time*, 1974, pp.63-4.
- (6) 上田辰之助、前掲書、第一部第二章第二節を見よ。
- (7) 「勤勉」と「怠惰」との対比が、一八世紀において、激しい論議の中心になった話題であり、それは、怠惰な人間をどう

やって勤勉な人間に仕立て上げるかであった。そして怠惰と浪費、これが一八世紀を通じてのイギリス最大の問題であり、これにどう対処したらいいかが、実は「諸国民の富」の問題の裏側なのであり、ポリティカル・エコノミーの隠された課題だった。（大河内一男『アダム・スミス』講談社、昭和五四年、一五八―一九頁。）

消費によって富貴な者を模倣し、流行を追いたいという虚栄が、人々の勤勉を促し、経済活動の動機になり、さらに、工業の発達が社会を文明化することは事実である。だが経済が発展すれば生活が豊かになるけれども、人々は金儲けに夢中になり、人間を大切にする気持ちが失われていく。つまり、人々が陥る道徳的腐敗の問題をスミスが懸念したことは忘れてはならない。



# 連結精算表の作成手続に関する一考察

小 阪 敬 志

## I はじめに

わが国における連結財務諸表による企業集団に係る財務報告は、1977年4月以降、制度として運用されている。運用開始から40年が経過した今日に至るまで、連結財務報告に関する諸制度には度重なる改訂が実施されてきた。近年の連結財務諸表をめぐる会計基準の公表・改訂によって、連結財務諸表の作成および表示に関する規定、特に連結上の損益や資本の表示を巡る規定は大きく変化した。他方、連結財務諸表の作成は、制度化当初から連結精算表を用いて行うものと理解されており、例えば、日本公認会計士協会より1976年に公表された「連結財務諸表作成要領」（以下、作成要領）では、連結精算表の作成を通じた連結財務諸表の作成手引きが示されている。また、今日の連結決算手続きを解説するテキスト等においても連結精算表を用いた手続の説明がなされている<sup>(1)</sup>。連結精算表では、連結上の資本と利益の連繋関係が一表の中で示されるという特徴があり、連結会計を学ぶ初学者等にとっては、その連繋関係を理解することで各連結修正手続きがどのような目的をもって実施されているのかという点の理解にもつながる。その意味で、連結精算表による連結財務諸表の作成方法には、連結会計全般についての教育・学習上の効果も期待できるが、制度化当初に比べてその連繋関係に大幅な変化が生じている今日では、連結精算表を用いた連結手続にいくつかの論点が生じている。

周知のように日本商工会議所及び各地商工会議所主催簿記検定試験（いわゆる日商簿記検定試験）の2級では、2017年度より連結会計の基本的手続きが商業簿記の試験範囲に含まれるようになり、簿記・会計を学習する者が連結会計に触れる機会は飛躍的に増加したといえよう。しかしながら、このような現状にあって、連結精算表の作成手続に関する諸論点を検討する先行研究は見られない<sup>(2)</sup>。そこで本稿では、現行の日本基準に基づいた連結財務諸表の作成手続を、連結精算表を用いて検討することを通じて、連結会計に関する教育上・学習上の課題を明らかにすることとしたい。なお、連結財務諸表として作成開示される書類には、連結キャッシュ・フロー計算書も含まれるが、本稿での検討対象は主として連結上の資本と利益の関係であるため、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結包括利益計算書、そして連結株主資本等変動計算書（または連結剰余金計算書）の3表（作成方式によっては4表）を対象とする。

## II 連結精算表の作成方式

### 1. 水平様式と垂直様式

連結精算表の作成方法については、制度上の明文の規程が存在しているわけではない。「作成要領」においても、「この『作成要領』では連結財務諸表を作成するための一般的・標準的指針と考えられるものを示した」（まえがき、1）として、連結精算表の作成様式が強制されているわけではない。他方、Moonitz（1951）の訳書において、訳注の形ではあるが、白鳥（1964、訳書 pp.85-88）が当時の米国における連結精算表の作成様式として、水平様式（Horizontal form of work sheet）と垂直様式（Vertical form of work sheet）の2様式を紹介している。白鳥（1964）は、会計学のテキストでは水平様式がよく用いられているが、「この様式は、(1)連結に含まれる会社数が多い時は利用しえない、(2)修正記入の回数が多い場合には利用しえない、という2つの欠点をもっている」



【図表 1】 水平様式による連結精算表（貸借対照表部分のみ）

連結精算表（〇〇年度）

科目	個別財務諸表			消去・振替仕訳	連結財務諸表
	P社	S社	合計		
<b>貸借対照表</b>					
諸資産	×××	×××	×××		×××
子会社株式	×××	—	×××	(×××)	—
資産合計	×××	×××	×××	(×××)	×××
諸負債	(×××)	(×××)	(×××)		(×××)
資本金	(×××)	(×××)	(×××)	×××	(×××)
負債資本合計	(×××)	(×××)	(×××)	×××	(×××)

（出所：「作成要領」の連結精算表をもとに筆者作成。「×××」は金額を意味し、括弧付のものは貸方金額である。以下の連結精算表も同様とする）

【図表 2】 垂直様式による連結精算表（貸借対照表部分のみ）

連結精算表（〇〇年度）

会社名称	諸資産	子会社株式	諸負債	資本金	…
P社	×××	×××	(×××)	(×××)	
S社	×××	—	(×××)	(×××)	
合計	×××	×××	(×××)	(×××)	
消去・振替		(×××)		×××	
⋮					
連結財務諸表	×××	—	(×××)	(×××)	

（出所：白鳥（1964、訳書 p.87）の連結精算表をもとに筆者作成）

ため、垂直様式が考案されたとしている（訳書 p.86）。他方、白鳥（1977、p.100）によれば、わが国に連結財務諸表制度が導入された当時、「日本では、一般的に水平様式が採用されているようである」とされ、「作成要領」でも水平様式による連結精算表の作成例が示されている。

【図表 1】は水平様式によって作成される連結精算表の一部であり、【図表 2】は垂直方式による連結精算表の一部である。水平様式の連結精算表では、各連結会社の個別財務諸表上の各項目が縦に並べられ、「消去・振替仕訳」欄において連結修正が加えられた結果が、右端にある「連結財務諸表」欄において把握される。「作成要領」では、連結修

正事項が増加していくにつれて、「消去・振替仕訳」欄の列が増加していく形式で示されている。したがって、連結財務諸表に表示する項目数が増加していけば行が追加されていき、連結会社の数が増加したり、連結修正事項が増加すれば、列が追加されていくということになる。前述の白鳥（1964）の記述は、この点を指摘したものと思われる。他方、垂直方式による連結精算表では、個別財務諸表上の各項目が横に並べられ、各連結会社の計上額が縦に並べられていく。「消去・振替仕訳」欄は、個別財務諸表の合算後、次の行から開始される。したがって、連結財務諸表に表示する項目の増加は列数の増加を、連結会社や連結修正事項の増加は行数の増加を意味することとなる。以下では、白鳥（1977）の指摘に加え、「作成要領」でも示されている、水平様式による連結精算表の作成を前提に検討を進める。

## 2. 水平方式における2通りの作成手法

白鳥（1977、pp.100-102）では水平方式による連結精算表の作成を前提として、さらに「(1)連結仕訳を各財務表ごとに分離独立して行うタイプ」の作成方式と「(2)連結仕訳を各財務表にまたがって行うタイプ」の作成方式という、2通りの作成手法が紹介されている。本稿では、便宜的に前者を「財務表別修正方式」、後者を「財務表横断修正方式」と呼ぶこととする。財務表別修正方式では、連結損益計算書や連結貸借対照表といった、財務表ごとに修正仕訳を行う。このため1つの連結修正事項について複数の修正仕訳が必要となる場合が生じる。白鳥（1977）では、財務表別修正方式による連結精算表として、【図表3】が示されている<sup>(3)</sup>。

【図表3】の「連結仕訳」欄における連結修正仕訳を、番号ごとに示すと【図表4】のようになる。「P、A社間には株式所有、無利子の貸付、配当の授受を除いて他に取引関係はない」（白鳥、1977、p.99）との前提より、①が投資と資本の相殺消去仕訳、②が貸付金および借入金の相殺消去仕訳であり、③と⑤の修正仕訳は、A社からP社へと支払われ

【図表3】 財務表別修正方式による連結精算表

連結精算表（昭和50年末）

(損益計算書)	個 別		合算	連結仕訳	連結
	P社	A社			
諸 収 益	( 79,500)	( 35,000)	(114,500)	③ 300	(114,200)
諸 費 用	75,300	30,000	105,300		105,300
税 金	2,100	2,400	4,500		4,500
当期純利益	2,100	2,600	4,700	③ (300)	4,400
合 計	0	0	0	0	0
(剰余金計算書)					
未処分利益期首残高	( 6,100)	( 1,000)	( 7,100)	④ 1,000	( 6,100)
当期純利益	( 2,100)	( 2,600)	( 4,700)	⑤ 300	( 4,400)
配 当 金	3,000	300	3,300	⑤ (300)	3,000
利 益 準 備 金	300	30	330		330
役 員 賞 与	1,000	50	1,050		1,050
任 意 積 立 金	450	320	770		770
未処分利益期末残高	3,450	2,900	6,350	④ (1,000)	5,350
合 計	0	0	0	0	0
(貸借対照表)					
諸 資 産	73,600	45,650	119,250		119,250
A 社 投 資	4,800	—	4,800	① (4,800)	—
A 社 貸 付 金	25,000	—	25,000	② (25,000)	—
諸 負 債	( 78,500)	( 38,600)	(117,100)	② 25,000	( 92,100)
資 本 金	( 15,000)	( 3,000)	( 18,000)	① 3,000	( 15,000)
資 本 準 備 金	( 100)	( 50)	( 150)	① 50	( 100)
利 益 準 備 金	( 750)	( 130)	( 880)	① 100	( 780)
任 意 積 立 金	( 5,600)	( 970)	( 6,570)	① 650	( 5,920)
未 処 分 利 益	( 3,450)	( 2,900)	( 6,350)	① 1,000	( 5,350)
合 計	0	0	0	0	0

(出所：白鳥 (1977、p.100))

た利益配当を消去するための、損益計算書と剰余金計算書のそれぞれで行われる修正仕訳である。財務表ごとに修正仕訳が行われるという、財務表別修正方式の手続が端的にうかがえる仕訳といえよう。また、このケースでは「P社は、A社株式の全部を昭和45年12月15日に取得」（白鳥、1977、p.98）したとあり、子会社化から数年が経過している状況にある。剰余金計算書では未処分利益の期首残高が把握されていることから、④の仕訳によって投資と資本の相殺消去の影響が未処分利益の期首残高に反映されている。財務表別修正方式による連結修正は、「連結仕訳が各財務表ごとに分離独立しているので理解しやすいが、

【図表4】 【図表3】における連結修正仕訳

〔貸借対照表の連結修正仕訳〕

① (借) 資 本 金	3,000	(貸) A 社 投 資	4,800
資 本 準 備 金	50		
利 益 準 備 金	100		
任 意 積 立 金	650		
未 処 分 利 益	1,000		

② (借) 諸 負 債	25,000	(貸) A 社 貸 付 金	25,000
-------------	--------	---------------	--------

〔損益計算書の連結修正仕訳〕

③ (借) 諸 収 益	300	(貸) 当 期 純 利 益	300
-------------	-----	---------------	-----

〔剰余金計算書の連結修正仕訳〕

④ (借) 未処分利益期首残高	1,000	(貸) 未処分利益期末残高	1,000
-----------------	-------	---------------	-------

⑤ (借) 当 期 純 利 益	300	(貸) 配 当 金	300
-----------------	-----	-----------	-----

(出所：筆者作成)

連結精算表の作成手続に関する一考察(小阪)

数多くの連結仕訳を必要とする実務ではあまり能率的ではないといわれて」(白鳥、1977、p101) いたようである。

次に財務表横断修正方式による連結精算表として、白鳥(1977)では【図表5】が示されている<sup>(4)</sup>。財務表横断修正方式では、損益計算書項目に対して実施された連結修正がボトムラインである「当期純利益」欄に集計され、それが剰余金計算書の「当期純利益」欄へと転記される。さらに剰余金計算書項目に対して実施された連結修正の結果と合わせて、その最終的な修正結果が貸借対照表の「未処分利益」欄へと転記されていく(【図表5】中の矢印の流れ)。企業が一期間を通じて獲得した純利益は、利益剰余金の増加という形で貸借対照表上の資本<sup>(5)</sup>を増加させる。その様子が剰余金計算書においてフロー情報として表現されることになる。このような連結上の資本と利益の連繋関係を前提とした修正方法が、財務表横断修正方式といえよう。

財務表別修正方式と比べてみると、①投資と資本の相殺消去や③配当金の相殺のように、財務表をまたいだ修正仕訳を行うことで、連結

【図表 5】 財務表横断修正方式による連結精算表

連結精算表 (昭和 50 年末)

(損益計算書)	個 別			連結仕訳	連結
	P 社	A 社	合算		
諸 収 益	( 79,500)	( 35,000)	(114,500)	③ 300	(114,200)
諸 費 用	75,300	30,000	105,300		105,300
税 金	2,100	2,400	4,500		4,500
当期純利益	( 2,100)	( 2,600)	( 4,700)	300	( 4,400)
(剰余金計算書)					
未処分利益期首残高	( 6,100)	( 1,000)	( 7,100)	① 1,000	( 6,100)
当期純利益	( 2,100)	( 2,600)	( 4,700)	300	( 4,400)
配 当 金	3,000	300	3,300	③ (300)	3,000
利 益 準 備 金	300	30	330		330
役 員 賞 与	1,000	50	1,050		1,050
任 意 積 立 金	450	320	770		770
未処分利益期末残高	( 3,450)	( 2,900)	( 6,350)	1,000	( 5,350)
(貸借対照表)					
諸 資 産	73,600	45,650	119,250		119,250
A 社 投 資	4,800	—	4,800	① (4,800)	—
A 社 貸 付 金	25,000	—	25,000	② (25,000)	—
資 産 合 計	103,400	45,650	149,050	( 29,800)	119,250
諸 負 債	( 78,500)	( 38,600)	(117,100)	② 25,000	( 92,100)
資 本 金	( 15,000)	( 3,000)	( 18,000)	① 3,000	( 15,000)
資 本 準 備 金	( 100)	( 50)	( 150)	① 50	( 100)
利 益 準 備 金	( 750)	( 130)	( 880)	① 100	( 780)
任 意 積 立 金	( 5,600)	( 970)	( 6,570)	① 650	( 5,920)
未 処 分 利 益	( 3,450)	( 2,900)	( 6,350)	1,000	( 5,350)
負 債 資 本 合 計	(103,400)	( 45,650)	(149,050)	29,800	(119,250)

(出所：白鳥 (1977、p.102) を筆者修正)

修正仕訳の回数そのものが減少していることがわかる (【図表 6】の仕訳では、貸借対照表以外の財務表項目を修正している場合、項目名の下に括弧書きで財務表名を示している)。

このように、財務表横断修正方式は連結決算における実務的な負担を軽減することから、実務上広く採用されていたようである<sup>(6)</sup>。【図表 5】からも明らかなように、剰余金計算書は連結資本の一部である未処分利益 (利益剰余金の一部) の 1 期間における増減を表現する財務表であるが、過年度の未処分利益に対する修正は「未処分利益期首残高」に対する修正という形で実施され、当期の損益項目に対する修正は損

【図表6】 【図表5】 における連結修正仕訳

①	(借)	資 本 金	3,000	(貸)	A 社 投 資	4,800
		資 本 準 備 金	50			
		利 益 準 備 金	100			
		任 意 積 立 金	650			
		未処分利益期首残高 (剰余金計算書)	1,000			
②	(借)	諸 負 債	25,000	(貸)	A 社 貸 付 金	25,000
③	(借)	諸 収 益	300	(貸)	配 当 金	300
		(損益計算書)			(剰余金計算書)	

(出所：筆者作成)

益計算書における「当期純利益」欄に集計された上で剰余金計算書の「当期純利益」欄への修正として転記されてくる。そしてここで行われた修正の影響は最終的に「未処分利益期末残高」として集計され、貸借対照表の「未処分利益」に対する修正として転記される。財務表別修正方式による連結精算表とは異なり、財務表横断修正方式による連結精算表では「当期純利益」や「未処分利益期末残高」が損益計算書や剰余金計算書のボトムラインとして配置されることで、連結修正結果の集計から別の財務表への転記という作業を容易にしているといえる。

以上でみたように、わが国における連結財務諸表の作成開示が制度化された当時、連結精算表による連結財務諸表の作成方式としては水平方式が提案され、また連結精算表そのものの作成方法としては、財務表横断修正方式が一般的と考えられていたようである。実際、「作成要領」で示されている連結精算表は、一貫して財務表横断修正方式による連結精算表が示されている<sup>(7)</sup>。

そこで以降は、水平方式および財務表横断修正方式による連結精算表の作成方法を前提として検討を進めることとする。次章ではわが国の連結財務諸表の表示に関する会計基準等の改訂過程を整理する。

### Ⅲ 日本基準における連結財務諸表の表示規定の変遷

本章では、連結財務諸表の制度化以降、表示に関する会計基準上の諸規定が我が国においてどのような変遷をたどってきたかを概観する。議論を明瞭にする観点から、すべての基準規定の変遷を逐次追跡するのではなく、本稿における検討対象である連結上の資本と利益の連繋関係に影響する表示規定の大きな変化があったタイミングに分けて検討を進める。具体的には(1)制度化当初、(2)1997年における連結財務諸表原則の改訂、(3)2005年における純資産の部と株主資本等変動計算書の導入、(4)2010年における包括利益開示の導入、そして(5)2013年における企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、連結基準)の改訂による現行表示規定の採用という、5つの時期に区別して検討を進めていく。

#### 1. 制度化当初の表示形式

連結財務諸表原則(1975)によれば、制度化当初の連結財務諸表の表示は次のように規定されていた<sup>(8)</sup>。

まず、連結貸借対照表上、貸方は「負債の部」と「資本の部」に区分され、負債の部には「流動負債」および「固定負債」のほかに「少数株主持分<sup>(9)</sup>」が記載され、資本の部は「資本金」、「資本準備金」、「利益準備金」ならびに準備金以外の剰余金が「その他の剰余金」として表示されていた(第四、六、1)。ここでは、少数株主持分が負債の一項目とされている点が特徴的であり<sup>(10)</sup>、したがって資本の部は親会社の株主に帰属する部分のみからなる。また資本の部における準備金の独立表示から、「その他の剰余金」は未処分利益や任意積立金といった一部の利益剰余金を集約した項目であったといえる。

次に連結損益計算書では、純損益の計算過程において、「税金等調整前当期純利益」に「法人税額等」、「少数株主持分」、「連結調整勘定の当期償却額」および「持分法による投資損益」を加減して「当期純利

益」が表示されていた（第五、四、1）。制度化当初では、その後に経常損益計算上の一項目とされる連結調整勘定<sup>(11)</sup>の償却額や持分法による投資損益が、純損益計算上の一項目とされている点が特徴的である。また、少数株主に帰属する利益は、連結上の純利益の計算過程で控除されていることから、ここでの「当期純利益」は親会社の株主に帰属する部分のみであることがわかる。

そして連結剰余金計算書では、「その他の剰余金」の増減が示された（第六、一、1）。具体的には、「その他の剰余金期首残高」に、その減少高と「当期純利益」による増加額を加減した上で、「その他の剰余金期末残高」が表示され、また「その他の剰余金減少高」は、「利益準備金繰入額」、「配当金」および「役員賞与金<sup>(12)</sup>」に区分して記載するものとされた（第六、二、1）。このように連結剰余金計算書では利益準備金を除いた利益剰余金の増減が表示されていたといえる。なお、連結剰余金計算書は連結損益計算書と接続して記載することが認められており、その場合には「連結損益及び剰余金結合計算書」として開示することとされていた（第六、二、2）。

以上から、制度化当初の連結財務諸表を前提とした場合、親会社の株主に帰属する「当期純利益」が、「その他の剰余金」の増加額を通じて、「資本の部」の「その他の剰余金」へと振り替えられるという連繋関係がうかがえる。

## 2. 連結財務諸表原則改訂時の表示形式

連結財務諸表の制度化から20年余りが経過し、わが国の企業の多角化・国際化が急速に進展し、また連結情報に対する情報ニーズが一段と高まってきたといった当時の事情に鑑みて<sup>(13)</sup>、連結財務諸表原則（1975）に大幅な改訂を加えた連結財務諸表原則（1997）が公表された。連結財務諸表原則（1997）における表示規定はおおむね以下の通りであった。

まず、連結貸借対照表上、貸方は「負債の部」と「少数株主持分<sup>(14)</sup>」



と「資本の部」の3区分に分割された。「少数株主持分」は「負債の部」の次に区分して記載され、資本の部は「資本金」、「資本準備金」のほか、資本準備金以外の剰余金を「連結剰余金」として表示することとされた（第四、九、1）。ここでは、少数株主持分が独立区分として表示<sup>(15)</sup>されるように変更されたものの、資本の部が親会社の株主に帰属する部分のみからなるという点に変更されていない。また資本の部では資本金以外の剰余金のうち、資本準備金のみが独立表示され、従前のその他の剰余金に利益準備金を含める形で、「連結剰余金」として表示される。この点について、見直意見書では、連結財務諸表が配当可能利益の算定を直接の目的としているものではなく、利益準備金を区分表記する必要性が乏しいこと、表示科目を統合する観点からも「利益の留保額を連結剰余金として一括して表示することが適当と考えられる」としている（第二部、二、7、(2)）。

次に連結損益計算書では、純損益の計算過程において、「税金等調整前当期純利益」に「法人税額等」と「少数株主損益」が加減されて「当期純利益」を表示することとされた（第五、四、1）。改訂前にこの区分に含まれていた「連結調整勘定の当期償却額」および「持分法による投資損益」は、経常損益までを計算する過程で加減されることとなった（注解23、3）。見直意見書によれば、連結調整勘定の主要な部分がのれんと考えられること、持分法による投資損益が投資にかかる損益であると考えられることが、それぞれの取扱い変更の理由とされている（第二部、二、7、(1)）。また、少数株主に帰属する利益は、改訂前と同様に連結上の純利益の計算過程で控除されていることから、ここでの「当期純利益」は親会社の株主に帰属する部分のみということになる。

そして連結剰余金計算書では、「連結剰余金」の増減が示される（第六、二、1）。具体的には、「連結剰余金期首残高」に、「連結剰余金増加高」と「連結剰余金減少高」および「当期純利益」を加減した上で、「連結剰余金期末残高」が表示され、また「連結剰余金減少高」は、

「配当金」、「役員賞与金」および「資本金組入額」に区分して記載するものとされた（第六、二、1）。改訂によって利益準備金が連結剰余金に含まれるようになったため、従前の「利益準備金繰入額」が減少高の内訳から削除され、代わりに準備金の資本組入れによる減少額が、減少高の一要因として追加されている。改訂前と比べ、連結剰余金計算書では利益剰余金全体の増減が表示されるようになったといえよう。なお、「連結損益及び剰余金結合計算書」の作成開示は引き続き認められた（第六、二、2）。

以上から、連結財務諸表原則（1997）を前提とした場合、親会社の株主に帰属する「当期純利益」が、「連結剰余金」の増加額を通じて、「資本の部」の「連結剰余金」へと振り替えられるという連繋関係がうかがえる。

### 3. 純資産の部および株主資本等変動計算書導入時の表示形式

2005年における商法から会社法への改正を背景として、企業が作成する財務諸表の種類や表示形式も大幅に改訂された。企業集団の財務諸表である連結財務諸表も対象とされ、その表示形態が大きく変わった。これらの変化をもたらしたのが企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、純資産基準）と企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（以下、変動計算書基準）の2つの基準である。

純資産基準（2005）によれば、連結貸借対照表上、貸方は「負債の部」と「純資産の部」に区分され、「純資産の部」はさらに「株主資本」と株主資本以外の項目とに区分された（par.4）。従前の資本の部に対応する「株主資本」は、「資本金」、「資本剰余金<sup>(16)</sup>」および「利益剰余金」に区分され、各剰余金の内訳は表示されない（par.5）。他方、株主資本以外の項目は、「評価・換算差額等」、「新株予約権」および「少数株主持分」に区分された（par.7、(2)）。連結財務諸表原則（1997）と比べると、少数株主持分が表示されていた中間区分は廃止され、連

結剰余金という名称が用いられなくなっている。ただ、少数株主持分が純資産の部に含まれることとなっても、「親会社の株主に帰属するもののみを連結貸借対照表における株主資本に反映させる」という姿勢に変化はないとされた (par.32)。

次に連結損益計算書については、この時点では大きな表示上の改訂はなく、連結上の「当期純利益」は引き続き親会社の株主に帰属する部分のみからなる。

そして変動計算書基準 (2005) によって、連結株主資本等変動計算書において連結貸借対照表の純資産の部の各項目の増減状況を表示することとされた。具体的には、株主資本の各項目は「当期首残高」、「当期変動額」および「当期末残高」が表示され、特に「当期変動額」については変動事由ごとにその金額を表示することとされた (par.6)。すなわち、「連結損益計算書の当期純利益 (又は当期純損失) は、連結株主資本等変動計算書において利益剰余金の変動事由として表示する」こととなる (par.7)。このほか、純資産の部における株主資本以外の各項目についても、「当期首残高」、「当期変動額」および「当期末残高」を表示することとされたが、「当期変動額」の変動事由ごとの記載は、任意とされている (par.8)。従前の連結剰余金計算書に比べ、連結株主資本等変動計算書では純資産の部全体の増減状況が表示されることになったため、その情報量は格段に増加したとあってよい。その背景には、会社法への改正によって「株式会社は、株主総会又は取締役会の決議により、剰余金の配当をいつでも決定でき、また、株主資本の計数をいつでも変動させることができることとされたため、貸借対照表及び損益計算書だけでは、資本金、準備金及び剰余金の数値の連続性を把握することが困難となる」といった事由があった (par.18)。また、株主資本に限らず純資産全体の変動状況を表示することとしたのは、国際的な会計基準との調和を考慮したものとされた (par.21)。

純資産基準 (2005) と変動計算書基準 (2005) の導入が連結精算表の作成手続に及ぼした影響のうち最も注目すべき点は、少数株主持分が

純資産の部に含まれたうえで、純資産全体の変動状況が把握されるようになった点であろう。従前は連結剰余金（すなわち利益剰余金）のみの変動状況が表示対象であったため、ある連結修正事項が当期首残高に反映されるべきものなのか、あるいは当期変動額に反映されるべきものなのかの区別は、連結剰余金についてのみ理解できていれば連結財務諸表の作成自体は可能であった。しかし、連結株主資本等変動計算書では、利益剰余金だけでなく株主資本の他の項目や少数株主持分のような株主資本以外の項目についても当期首残高と当期変動額の区別が必要とされた。特に少数株主持分については、連結修正事項が及ぼす影響に対する一層の理解が求められることとなったといえよう。

#### 4. 包括利益開示導入時の表示形式

2010年に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、包括利益基準）が公表され、わが国でも包括利益の開示が行われることとなった。包括利益基準（2010）によれば、包括利益とは「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう」とされ、ここでいう持分所有者には当該企業の株主および新株予約権者のほか、「当該企業の子会社の少数株主も含まれる」とされた（par.4）。

包括利益は「少数株主損益調整前当期純利益」に「その他の包括利益」の内訳項目を加減して表示することとされた（par.6(2)）。その他の包括利益は「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分」と定義され、「連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分が含まれる」（par.5）。このように、連結上の当期純利益は親会社株主に帰属する部分のみから構成される一方で、包括利益は親会社株主と少数株主の双方に係る部分を含めた利益として位置付けられていることになる。ただし、包括利益のうち親会社株主に係る金額と少数株主に係る金額については、

## 【図表 7】 包括利益基準（2010）による 2 通りの表示方法

(2 計算書方式)	(1 計算書方式)
<u>連結損益計算書</u>	<u>連結損益及び包括利益計算書</u>
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益
法人税等	法人税等
少数株主損益調整前当期純利益	少数株主損益調整前当期純利益
少数株主利益	少数株主利益（控除）
当期純利益	当期純利益
<u>連結包括利益計算書</u>	少数株主利益（加算）
少数株主損益調整前当期純利益	少数株主損益調整前当期純利益
その他の包括利益	その他の包括利益
包括利益	包括利益
(内訳)	(内訳)
親会社株主に係る包括利益	親会社株主に係る包括利益
少数株主に係る包括利益	少数株主に係る包括利益

(出所：包括利益基準（2010、参考、2）を一部修正)

付記することとされている（par.11）。この包括利益の表示方法を巡っては、当期純利益を表示する損益計算書と包括利益を表示する包括利益計算書の 2 つの計算書を作成する 2 計算書方式と、両者をまとめて損益及び包括利益計算書において表示するという 1 計算書方式のいずれかによって行われることとされた（par.11）。包括利益基準（2010）において 2 つの作成方式が認められた背景には、当時の国際的な会計基準において 2 つの方式が認められていたことや、公開草案に対して 2 計算書方式を指示する意見が多く寄せられた一方で、1 計算書方式にも一覽性、明瞭性、理解可能性等の点で利点があるといった理由があった（pars.33-37）。なお、包括利益基準（2010）によれば、それぞれの作成方式によった場合、連結損益計算書および連結包括利益計算書（あるいは連結損益及び包括利益計算書）の税金等調整前当期純利益以下の表示内容は、【図表 7】 のようになる（その他の包括利益の項目別表記は省略している。【図表 8】 も同様とする）。

包括利益基準（2010）によって、連結貸借対照表の純資産の部や、その変動状況を表示する連結株主資本等変動計算書では、従前の「評価・換算差額等」が「その他の包括利益累計額」に読み替えられるようになった（par.16）。したがって、ある期に生じた「その他の包括利益」は連結株主資本等変動計算書の「その他の包括利益累計額」の「当期変動額」を通じて「当期末残高」に含められ、連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」へと含められることとなった。しかし、当期純利益の計算に包括利益の計算が加わったことで、連結上の資本と利益の連繋関係は、従前に比べて極めて複雑化した。すなわち、親会社の株主に帰属する部分を軸とした「株主資本」と「当期純利益」という以前からの連繋関係のほかに、「その他の包括利益累計額」と「親会社の株主に係る包括利益」、「少数株主持分」と「少数株主に係る包括利益」という新たな連繋関係が生じることとなったのである<sup>(17)</sup>。

## 5. 現行表示規程による表示形式

連結基準（2008）は、それまでの連結財務諸表原則（1997）に置き換えられる形で公表された。当初は包括利益の開示も必要とされなかったため、作成開示が必要な書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書とされていた。2010年以降は連結損益計算書のほか連結包括利益計算書を別途作成するか（2計算書方式）、連結損益及び包括利益計算書を作成することが必要となった（1計算書方式）。さらに連結基準（2013）への改訂によって、従前の少数株主持分が「非支配株主持分<sup>(18)</sup>」へと変更され、これに伴う非支配株主持分の取扱いに変更が加えられた<sup>(19)</sup>。

まず、連結貸借対照表では、貸方を「負債の部」と「純資産の部」の2区分とすることは維持した上で、純資産の部の表示については、純資産基準（2013）の規程に従うこととされた（連結基準（2013）、par.32）。純資産基準（2013）では、従来の少数株主持分を「非支配株主持分」と表示することとされた（par.7）。ただ、このような名称変更が

あっても「親会社株主に帰属する当期純利益と株主資本との連繋にも配慮し、純資産の部において株主資本とは区分して記載する」という姿勢に変化はない（連結基準（2013）、par.55）。

しかしその一方で、連結損益計算書および連結包括利益計算書（あるいは連結損益及び包括利益計算書）では、「税金等調整前当期純利益」に「法人税額等」を加減して「当期純利益」を表示した上で、2計算書方式の場合には「当期純利益」から「非支配株主に帰属する当期純利益」を控除して、「親会社株主に帰属する当期純利益」が表示され、1計算書方式の場合には「当期純利益」の直後に「親会社株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に帰属する当期純利益」が付記されることとなった（par.39、(3)）。連結上の「当期純利益」が親会社の株主のみならず子会社の非支配株主に帰属する部分も含む利益として位置付けられるようになったため、当期純利益をめぐっては、「株主資本」と「親会社株主に帰属する当期純利益」という連携関係と、「非支配株主持分」と「非支配株主に帰属する当期純利益」という連繋関係とに分割されていると見ることもできよう。無論、非支配株主持分については、以前から「少数株主持分」と「少数株主利益」との間で連携関係があったと考えることもできる。ただ、「当期純利益」の計算上、控除項目として位置付けられていた「少数株主利益」が、その構成要素の1つとして位置付けられるようになったという点で、連結基準（2013）による取扱いの変更の影響は大きく、特に包括利益の表示については大幅な変化が生じた。包括利益基準（2013）に従った連結損益計算書および連結包括利益計算書（あるいは連結損益及び包括利益計算書）の税金等調整前当期純利益以下の表示内容は、【図表8】の通りである。2計算書方式では、「非支配株主に帰属する当期純利益」が「当期純利益」から控除される形で、「親会社株主に帰属する当期純利益」が表示されるが、1計算書方式ではそのような控除は行われず、両者に帰属する金額が付記されているに過ぎない。したがって、従前のような控除後の加算調整（【図表7】の1計算書方式を参照）も不要とされた。その結果、「非

【図表 8】 包括利益基準（2013）による 2 通りの表示方法

(2 計算書方式)	(1 計算書方式)
<u>連結損益計算書</u>	<u>連結損益及び包括利益計算書</u>
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益
法人税等	法人税等
当期純利益	当期純利益
非支配株主に帰属する当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	(内訳)
	親会社株主に帰属する当期純利益
	非支配株主に帰属する当期純利益
<u>連結包括利益計算書</u>	
当期純利益	
その他の包括利益	その他の包括利益
包括利益	包括利益
(内訳)	(内訳)
親会社株主に係る包括利益	親会社株主に係る包括利益
非支配株主に係る包括利益	非支配株主に係る包括利益

(出所：包括利益基準（2013、参考、2）を一部修正)

「支配株主に帰属する当期純利益」については、いずれの作成方式を採用するかによって、表示上の控除項目として扱うのか否かという違いが生じるようになった。

そして連結株主資本等変動計算書については、連結基準（2013、par.41）において変動計算書基準（2013）に従って作成することとされており、従前の「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」と読み替えられて「利益剰余金」の「当期変動額」における変動事由の1つとされた（変動計算書基準（2013）、par.7）。また、包括利益の内訳として付記される「親会社株主に係る包括利益」の金額は、「その他の包括利益累計額」の「当期変動額」として記載されることになる。他方、「非支配株主持分」については、株主資本以外の項目としてその変動状況が表示されるが、原則として変動事由ごとの変動額の記載は必



要とされない (par.8)。このため、「非支配株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に係る包括利益」とがまとめて「当期変動額」に記載されることとなる。

以上のように、現行の表示規程では連結上の利益について「当期純利益」と「包括利益」という2種類の利益を開示した上で、それらを親会社株主部分と非支配株主部分とに分割するという表示形式をとっている。しかし、親会社株主部分については当期純利益を株主資本と連繋させつつも、包括利益については株主資本とは区別してその他の包括利益累計額へと含めることとしている一方で、非支配株主部分については、当期純利益と包括利益の双方が非支配株主持分へと含められることとなる。このような取扱いの変更が、連結精算表の作成手続上の論点を生ぜしめた。

なお、本章における検討内容を【図表9】に要約している。

【図表9】 わが国における連結財務諸表の表示規定の変遷

	連結財務諸表制度の導入 (1975)	連結財務諸表原則の改訂 (1997)	純資産の部等の導入 (2005)	包括利益開示の導入 (2010)	現行表示規定への改訂 (2013)
連結貸借対照表の貸方	負債の部と資本の部の2区分	負債の部、少数株主持分および資本の部	負債の部と純資産の部の2区分	負債の部と純資産の部の2区分 (「評価・換算差額等」が「その他の包括利益累計額」に)	負債の部と純資産の部の2区分 (「少数株主持分」が「非支配株主持分」に)
少数株主 (非支配株主) 持分の表示	負債の部の内訳項目	独立項目として負債の部の次に表示	純資産の部の株主資本以外の項目	純資産の部の株主資本以外の項目	純資産の部の株主資本以外の項目
連結上の資本の範囲	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ
連結上の純利益の範囲	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分のみ	親会社株主に帰属する部分と非支配株主に帰属する部分からなる 2 計算方式と 1 計算方式で表示方法が相違
包括利益の表示	N/A	N/A	N/A	親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分からなる 2 計算方式と 1 計算方式で表示方法が相違	親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分からなる 2 計算方式と 1 計算方式で表示方法が相違

連結剰余金等の計算書類と対象	連結剰余金計算書において、一部を除いた利益剰余金の増減を表示	連結剰余金計算書において、利益剰余金全体の増減を表示	連結株主資本等変動計算書において、純資産の部全体の増減を表示	連結株主資本等変動計算書において、純資産の部全体の増減を表示（「評価・換算差額等」が「その他の包括利益累計額」に）	連結株主資本等変動計算書において、純資産の部全体の増減を表示（「少数株主持分」が「非支配株主持分」に）
連結上の資本と利益の連繋関係 または 資本以外の純資産項目とその他の包括利益の連繋関係	親会社株主に帰属する当期純利益が、資本の部のその他の剰余金に含められる	親会社株主に帰属する当期純利益が、資本の部の連結剰余金に含められる	親会社株主に帰属する当期純利益が、純資産の部の株主資本における利益剰余金に含められる	親会社株主に帰属する当期純利益が、純資産の部の株主資本における利益剰余金に含められる 親会社株主に係る包括利益はその他の包括利益累計額に含められる 少数株主に係る包括利益は少数株主持分に含められる	親会社株主に帰属する当期純利益が、純資産の部の株主資本における利益剰余金に含められる 非支配株主に帰属する当期純利益が、純資産の部の非支配株主持分に含められる 親会社株主に係る包括利益はその他の包括利益累計額に含められる 非支配株主に係る包括利益は非支配株主持分に含められる

(出所：筆者作成)

#### IV 現行表示規程に基づく連結精算表作成上の論点

わが国の現行会計基準における連結財務諸表の表示は、制度化当初に比べて相当に複雑化している。その影響は連結精算表による連結財務諸表の作成手続にも及んでいる。第Ⅱ章において整理した、水平方式および財務表横断修正方式によって、現行の表示規程に従った連結精算表を示すと【図表 10】のようになる。なお、連結精算表における各項目の金額的なつながりをより明確に示すため、【図表 5】で示したような個別欄や連結仕訳欄は省略して「金額」欄として一括表記し、代わりに連結包括利益の表示について、2 計算書方式と 1 計算書方式のそれぞれに従った場合の連結精算表を並べて記載している。また、各財務表の配置については【図表 5】と同様としたうえで、連結株主資本等変動計算書については、利益との連繋に関連する「利益剰余金」、「その他の包括利益累計額」および「非支配株主持分」の 3 項目に限定して表記し、株主資本に含まれる「利益剰余金」のみ変動事由別の増減額を示している。

連結損益計算書や連結包括利益計算書において付記される項目については、これらを連結精算表の内訳項目としなければ、連結財務諸表上必要となる情報を作成することができない。他方、1 計算書方式による場合には、「親会社株主に帰属する当期純利益」まで計算した後、包括利益の計算をどのように進めるべきかが問題となる。実際の表示形式に合わせれば、「当期純利益」に「その他の包括利益」を加減して「包括利益」を計算することとなる。他方、従前の 1 計算書方式の構造と同じように、「親会社株主に帰属する当期純利益」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加算調整することで「当期純利益」を再計算し、そこから包括利益の計算へと移行するという方法も考えられるが、その場合には 1 計算書方式による実際の表示形式とは大きく異なる項目の配置になってしまう。しかし、連結精算表を連結財務諸表の作成により役立てる観点からすれば、2 計算書方式と 1 計算書方式のいずれ

【図表 10】 現行表示規程による連結精算表

<2 計算書方式> (連結損益計算書)		金額	<1 計算書方式> (連結損益及び包括利益計算書)		金額
諸 収 益	(×××)		諸 収 益	(×××)	
諸 費 用	×××		諸 費 用	×××	
税金等調整前当期純利益	(×××)		税金等調整前当期純利益	(×××)	
法 人 税 等	×××		法 人 税 等	×××	
当 期 純 利 益	(×××)	◆	当 期 純 利 益	(×××)	◆
非支配株主に帰属する当期純利益	×××	◆	非支配株主に帰属する当期純利益	×××	◆
親会社株主に帰属する当期純利益	(×××)	◆	親会社株主に帰属する当期純利益	(×××)	◆
(連結包括利益計算書)			当 期 純 利 益	(×××)	▼
当 期 純 利 益	(×××)	▼	そ の 他 の 包 括 利 益	(×××)	
そ の 他 の 包 括 利 益	(×××)		包 括 利 益	(×××)	
包 括 利 益	(×××)		非支配株主に係る包括利益	×××	
非支配株主に係る包括利益	×××	◆	親会社株主に係る包括利益	(×××)	
親会社株主に係る包括利益	(×××)	◆			
(連結株主資本等変動計算書)					
利益剰余金					
当 期 首 残 高	(×××)				
親会社株主に帰属する当期純利益	(×××)				
配 当 金	×××				
当 期 末 残 高	(×××)	◆			
その他の包括利益累計額					
当 期 首 残 高	(×××)				
当 期 変 動 額 ( 純 額 )	(×××)	▼			
当 期 末 残 高	(×××)	◆			
非支配株主持分					
当 期 首 残 高	(×××)				
当 期 変 動 額 ( 純 額 )	(×××)	▼			
当 期 末 残 高	(×××)	◆			
(連結貸借対照表)					
諸 資 産	×××				
資 産 合 計	×××				
諸 負 債	(×××)				
資 本 金	(×××)				
資 本 剰 余 金	(×××)				
利 益 剰 余 金	(×××)				
その他の包括利益累計額	(×××)	▼			
非 支 配 株 主 持 分	(×××)	▼			
負 債 純 資 産 合 計	(×××)				

それぞれの矢印は、以下に示した通り、各金額の関係を示している（1 計算書方式では、連携関係の表示は省略）。

- ◆————→ 株主資本と親会社株主に帰属する当期純利益の連携関係を示す金額の流れ
- ◆-----→ 非支配株主持分と非支配株主に帰属する当期純利益および非支配株主に係る包括利益の連携関係を示す金額の流れ
- ◆-----→ その他の包括利益累計額と親会社株主に係る包括利益の連携関係を示す金額の流れ
- ◆-----→ 当期純利益の転記の流れ

(出所：筆者作成)

の場合にも対応可能な形式にする方が望ましいともいえる。このような理由から、【図表 10】の 1 計算書方式では、実質的には 2 計算書方式における連結精算表と同様に、当期純利益から包括利益の計算を開始

する内容となっている。

次に、親会社株主に係る包括利益は、親会社と子会社の包括利益合計から、子会社の非支配株主に係る包括利益を控除することで計算されることから、連結精算表上は、「非支配株主に係る包括利益」を「親会社株主に係る包括利益」の上に配置している（実際の表示は【図表8】に示した通りである）。

【図表10】にも示した通り、現行の表示規程の下では株主資本、その他の包括利益累計額および非支配株主持分と当期純利益および包括利益との間に複数の連繋関係が生じている様子が連結精算表からもうかがえる。また、株主資本と非支配株主持分とでは、連繋の仕方が異なっている点も明らかにされている。

## V むすび

以上、本稿ではわが国の現行の会計基準における表示規程に沿って、連結精算表による連結財務諸表の作成上の論点を検討してきた。制度化当初に比べて連結財務諸表の表示は複雑化しており、連結精算表において示される資本と利益の連繋関係も（連結上の資本とは位置付けられない項目の連繋関係も含めて）一層複雑化している。冒頭でも指摘したとおり、簿記・会計を学習する者が連結会計に触れる機会が飛躍的に増加している現状において、連結財務諸表における複雑化した連繋関係を連結精算表において一覧形式で表示することは、教育・学習双方の面から効果を有するものと考えられる。他方で、①非支配株主に帰属する当期純利益と②非支配株主に係る包括利益は、まとめて非支配株主持分に含められ、親会社株主に関するそれらの取扱いとは異なっている。連結精算表でも①と②だけが合算して連結株主資本等変動計算書の非支配株主持分の当期変動額（純額）へと転記されるという取扱いをすることとなるため（【図表10】）、手続的な一貫性を欠き、それが連結会計を学習しようとする者の理解を妨げる要因にもなりかねない。

初学者等の理解可能性という観点からは、例えば連結株主資本等変動計算書における非支配株主持分の「当期変動額」において「非支配株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に係る包括利益」をそれ以外の変動事由とは区別する形で表記すれば、手続的な一貫性は確保できる。合わせて、その他の包括利益累計額の「当期変動額」にも、「親会社の株主に係る包括利益」欄を設ければ、連結損益計算書や連結包括利益計算書との連繋関係は一層明瞭になるだろう。

無論、変動計算書基準（2013）にもあるように、「株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なる」（par.21）という点は無視できないが、上記のような変動事由ごとの表記自体は認められており（par.8）、むしろ学習の初期段階においてこのように詳細な表記を示しておくことで、株主資本とそれ以外の項目との「情報の有用性」の相違に起因する非対称な取扱いについても理解しやすくなるものと考えられるのである。

以上

- (1) 簿記検定などの資格試験受験用テキストなども含めれば、連結精算表を用いた連結手続の解説がなされているケースは極めて多い。近年出版されたテキストにおける一例として、原（2013、p.24）では「連結財務諸表は、連結基準が規定する手続に従い、連結精算表を用いて作成される」と解説されている。なお、池田（2017、pp.29-30）では日本だけでなく海外の会計学テキストにおいても、（古くは20世紀初頭から今日に至るまで）連結精算表を用いた連結財務諸表の作成手続が示されてきたことが指摘されている。
- (2) 連結精算表ではなく、連結帳簿の構造の検討やその必要性を指摘した先行研究としては、池田（2016）や前掲の池田（2017）が挙げられる。
- (3) 財務表等の種類も含め白鳥（1977）で示されているものを引用しているため、【図表1】の水平様式による連結精算表とは若干用語等が異なっている。
- (4) 白鳥（1977、p.102）では「昭和51年」のものが示されているが、財務表別修正方式との違いをより明確にする観点から、計算条件等は【図表3】と同じ昭和50年のものを用いている。
- (5) 貸借対照表の貸方の区分の問題と関連して、資本や純資産といった用

語が使い分けられることがある。わが国における貸借対照表の表示においても資本の部から純資産の部へと区分の変更が行われている。日本基準の改正に伴う連結財務諸表の表示の変遷については、次章で検討する。

- (6) 白鳥 (1977、p.101) でも同様の指摘がみられる。
- (7) ただし、「作成要領」における連結精算表は、上から順に貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書という順で配置されており、【図表 5】における財務表の配置とは異なっている。そのような配置となっている理由は明らかにされていないが、結果として【図表 5】のように連結修正の結果が上から下へと流れてくるのではなく、最下段の剰余金計算書の修正結果が、最上段の貸借対照表へと遡って反映される形式になっている。
- (8) 本稿冒頭でも触れているが、連結財務諸表原則 (1975) の設定前文にあたる「連結財務諸表の制度化に関する意見書」(一、3) にもある通り、実際に制度としての運用が開始されたのは、当該原則の公表から 2 年後の 1977 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からである。
- (9) 連結財務諸表原則 (1975) においては、「子会社の資本勘定のうち親会社の持分に属しない額」として定義されている (第四、三、1)。
- (10) 本稿は、あくまで会計基準の規定に準拠した連結精算表の作成手続きについての検討を目的としたものであり、紙幅の関係もあることから、例えば少数株主持分 (あるいは非支配株主持分) の連結上の性質 (連結上の資本に含めるべきか否か) といった論点には言及していない。
- (11) 連結財務諸表原則 (1975) では、投資と資本の相殺消去の結果として生じた差額のうち、容易に原因分析ができなかった部分が連結調整勘定として処理されていた (第四、一、2)。
- (12) 役員賞与については、2003 年に公表された実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」において、費用処理すべきという考え方が示されつつも、それまでの実務慣行も考慮して、費用処理せずに未処分利益 (連結上は利益剰余金) の減少として処理することも認められていた (I、1 および 2)。その後会社法への改正に伴い、役員報酬と役員賞与との支給手続きに差異がなくなったことから、2005 年に公表された企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」では、役員賞与を一律費用として処理することとしている (pars.3, 9, 12)。なお、企業会計基準第 4 号 (par.4) によって、実務対応報告第 13 号は廃止されている。
- (13) 連結財務諸表制度の改訂に関する背景については、連結財務諸表原則 (1997) の設定前文である「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(以下、見直意見書) を参照されたい。
- (14) 連結財務諸表原則 (1997) では、「子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分」として定義されている (第四、四、1)。
- (15) 見直意見書によれば、「少数株主持分は返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮して、負債の部と資本の部の中間に独立



- の項目として表示することと」された（第二部、二、2）。
- (16) 会社法への改正が行われる以前の商法改正によって、資本準備金以外の資本剰余金が生じるようになったが、その過程については省略する。
- (17) その他の包括利益とその累計額との金額的つながりを、「連繋関係」と称すべきかについては議論の余地がある。本稿では、「利益」と称される項目が貸借対照表の純資産項目へと含められるという関係を、広く「連繋関係」と位置付けている。
- (18) 連結基準（2013）では、「子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分」として定義されている（par.26）。定義自体は連結財務諸表原則（1997）のものと同じだが、「他の企業の議決権の過半数を所有していない株主であっても他の会社を支配し親会社となることがあり得るため、より正確な表現とするため」、非支配株主持分へと改称された（連結基準（2013）、par.55-2）。
- (19) 連結基準をはじめ、純資産基準や変動計算書基準といったいくつかの会計基準において字句等の誤りがあったため、2014年に修正が加えられている。ただ、係る修正は基準規程の内容に関するものではないことから、本稿ではそれらの基準そのものの改訂年次に合わせて2013年と表記することとし、字句等は修正後のものを用いている。

#### 【参考文献】

- Moonitz.M (1951) *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, 片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注（1964）『ムーニッツ 連結財務諸表論』同文館。
- 池田幸典（2016）「連結帳簿の構造に関する研究」『会計理論学会年報』第30号、pp.91-103。
- 池田幸典（2017）「連結帳簿の必要性と可能性」『愛知経営論集』第174・175号、pp.25-50。
- 企業会計基準委員会（2003）実務対応報告第13号『役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2005a）企業会計基準第4号『役員賞与に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2005b）企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2005c）企業会計基準第6号『株主資本等変動計算書に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2010）企業会計基準第25号『包括利益の表示に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2013）企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。

企業会計審議会（1975a）『連結財務諸表の制度化に関する意見書』企業会計審議会。

企業会計審議会（1975b）『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。

企業会計審議会（1997a）『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』企業会計審議会。

企業会計審議会（1997b）『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。

白鳥庄之助（1977）「第3部連結財務諸表の演習 第1章連結手続きの概要」  
番場嘉一郎・會田義雄・白鳥庄之助著『連結財務諸表—理論・実務・演習—』東洋経済新報社。

日本公認会計士協会（1976）『連結財務諸表作成要領』日本公認会計士協会。

原俊雄（2013）「第I部 ④ 連結財務諸表の作成手続の概要（一巡）」齋藤真哉編『ニューベーシック連結会計』中央経済社、pp.23-30。

# アジア太平洋地域における戦時情報局 (OWI) プロパガンダ・ラジオ

—朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析—

小林 聡 明

はじめに

1920年代、世界は新たなメディアの広がりを目の当たりにした。20世紀初頭に技術が確立され、短期間のうちに急速に普及したラジオのことである。新たなメディア・テクノロジーとしてのラジオの出現は、人間の空間的知覚や時間的感覚に変化を与え、社会の存在様式を規定し直すほどのインパクトを有していた。それは、この時代に世界中で戦火があがっていた戦争の有り様にも大きな変更を迫った。

20世紀の戦争では、メディアが広範に用いられた。総力戦として戦われた第一次世界大戦では、あらゆる資源が戦争遂行のために動員され、主としてポスターなどの印刷メディアは、そうした資源の重要な一部を構成していた。続く第二次世界大戦では、動員される資源が、印刷メディアから視聴覚メディアへと拡大した。ここでは、音声メディアとしてのラジオや映像メディアとしての映画が、敵国民の厭戦気分を高め、彼らの士気を打ち砕きながら、一方で、自国民から戦争への協力と同意を取り付ける手段として活用された。それは、第二次世界大戦が、心理戦の性格を帯びていることを強く浮き彫りにした。同時に、メディアをいかに巧みに使いこなせるかが、戦争勝利の要諦

となったことが示された。なかでもラジオは、聴取者の識字率に左右されず、遠隔地に容易かつ広範にメッセージを届けることができる効果的な心理戦の武器となっていた。第二次世界大戦では、連合国、枢軸国のいずれもがラジオを積極的に活用した。第二次世界大戦では、プロパガンダの応酬が繰り広げられ、いわば電波戦争の様相を呈していた。

いったいアメリカは、第二次世界大戦において、どのようにラジオを用いてプロパガンダを実施し、電波戦争としての心理戦を戦ったのだろうか。これが本稿の底流にある、素朴ではあるが、もっとも根源的な問題意識である。本稿は、米戦時情報局（Office of War Information: OWI）が実施したラジオ放送（以下、OWIラジオ）に着目する。第二次世界大戦期、OWIラジオは、アジア太平洋地域で、どのように行われたのかについて分析することが、本稿の目的である。そこには、これまで十分に明らかにされてこなかったOWIラジオ朝鮮語放送に関する基礎的な分析という意味も含まれる。

OWIは、1942年6月にアメリカ国内外で、プロパガンダや諜報活動、敵国に関する調査研究などを行う米政府の情報プロパガンダ機関の一つとして発足した。OWIは、国内部門と海外部門から構成された。OWI設立と、その後の展開については、第1章で述べるため、ここではOWIに関する先行研究の状況について触れておきたい。

OWI研究は、主として国内部門と海外部門のいずれかを対象にしたものに二分される。本稿は、OWI海外部門に焦点をあてた研究蓄積の流れに位置づけられる。OWI海外部門を対象とした研究は、すでに第二次世界大戦中から見られた。OWI海外部門で大西洋戦域での活動に副責任者として従事していたバーンズは、同戦域での活動を紹介する論文を執筆していた<sup>(1)</sup>。戦後直後、エール大学のドゥーブは、OWI海外部門が、どのように社会学者を活用し、心理戦を遂行したのかに関する研究を発表した<sup>(2)</sup>。1958年には、それまでアメリカが経験・実践した心理戦の事例をまとめた大著『心理戦ケースブック』が出版さ

れ、OWIに言及した論文も数編収録された<sup>(3)</sup>。それらは、司法省で日本分析を行ったドゥハーティーや司法省および戦略諜報局（Office of Strategic Service:OSS）で調査分析を担当していたデイヴィソンなど実務家による研究であった。これら多くの研究は、米政府機関で心理戦に携わっていた「当事者」が、自らの経験をもとに個別的な事例を断片的に記すという水準に留まっており、OWIの活動を包括的に解明するにはいたっていなかった。

1978年に出版された『プロパガンダの政治学：OWI, 1942-1945』は、米国内外でOWIが行ったプロパガンダ活動の実態について、はじめて本格的に解明しようとしたものであった。背景には、情報公開制度にもとづいて機密解除が進められていたOWI文書の存在があった。アメリカでは、作成から30年経過した公文書は、原則として公開に処せられる。エール大学歴史学部助教授であった筆者のウインクラーは、公開されたばかりのOWI文書を利用し、OWIについて初めて包括的に研究した<sup>(4)</sup>。ウインクラーの研究は、公文書を活用した第二次世界大戦期のアメリカによるプロパガンダ研究に先鞭をつけた。欧州でのプロパガンダが注目されるあまり、アジア太平洋地域には、ほとんど目が向けられなかった。

1990年代以降、アメリカの公文書を活用したOWIやOSSによる心理戦に関する研究が、急速に進展した<sup>(5)</sup>。これらの研究には、二つの不在が見られた。一つは、OWIによるアジア太平洋地域への関心の不在であり、もう一つが、プロパガンダのために用いられたラジオへの関心の不在であった。OWIラジオに関する研究は、主として対日放送あるいは欧州での状況に焦点があてられていたため、アジア太平洋地域に向けた多言語放送としてのOWIラジオの実態は解明されていない。中国戦域における心理戦やプロパガンダ活動に関心をむけた研究も見られるが、中国向けOWIラジオは考察の対象になっていない。

次にOWI朝鮮語放送に関する先行研究について見ておきたい。OWI朝鮮語放送の実態は、日米において十分な考察の対象にされず、未解

明な点を数多く残している。だが、韓国において若干の研究蓄積を看取できる。韓国での研究には、OWI 朝鮮語放送を、アメリカのプロパガンダや心理戦ではなく、植民地解放と独立運動の文脈から行われてきたという特徴が見られる。背景には、短波放送聴取事件という歴史の記憶が存在している。

朝鮮総督府は、朝鮮での海外短波放送の聴取を禁じ、取締りを強化していた。1942年12月、京城放送局の朝鮮人職員6人がサンフランシスコや重慶からの放送を密かに聴取し、それに連累した放送関係者約150名と民間人150人から300人が検挙された。これは短波放送聴取事件と呼ばれ、この時、密かに聴取していた放送こそが、OWI ラジオ朝鮮語放送（韓国では、しばしばVOA【アメリカの声：Voice of America】韓国語放送とよばれる）であった。

植民地解放と独立運動に問題関心をおきつつ、放送研究の立場から行われたOWI 朝鮮語放送に関する先駆的な研究として、朴キソンの「太平洋戦時下の海外独立運動放送体制—VOA 韓国語放送、重慶臨時政府放送および国内受信実態を中心に<sup>(6)</sup>」がある。1994年に発表された朴の研究は、公開されたばかりのOWI 文書を用いている点で、先述した日米の研究動向と連動する動きのなかで立ち現れたものであった。同研究は、韓国において、初めて一次史料を用いて、OWI ラジオ朝鮮語放送の実態解明に迫ったものであり、それ以後も本格的な研究がみられない、いわば唯一の研究という点で大きな意義を有している。だが、朴の研究では、OWI 文書が数点しか使用されておらず、所蔵も明確に記されていない。このことは、OWI ラジオ朝鮮語放送の限られた一面が提示されたにすぎず、同放送の実態を包括的、多角的に解明するうえで、大きな限界を浮き彫りにしている。

本研究では、次の3つの課題の解明を通じて、先行研究が持つ問題点を克服しようとする。第一に、OWI の組織体制について、アジア太平洋地域でのプロパガンダ活動に着目して明らかにすることである。OWI の組織体制に関する研究は比較的進展しており、成果が見られる

ものの、OWIが、アジア太平洋地域で、どのような組織体制のもとで、いかなる任務を遂行していたのかについては、いまだ不明な点が多い。本稿では、OWIの組織体制が、いかに変遷していったのかについて、各部署の役割を検討することで、こうした不明な点を解明しようとする。それが第一の課題となる。第二に、OWIラジオは、アジア太平洋地域において、どのように行われたのかについて分析することである。OWIが、各言語別の放送に向けた関心の濃淡に着目し、敵国や同盟国、そして植民地に向けたプロパガンダの方針や政策、戦略の差異を浮かび上がらせようとする。第三に、OWI朝鮮語放送が、いつ、どのように開始され、いかに行われていったのかを辿りながら、その特徴的な姿の一端を示そうとすることである。それは、今後進められるOWI朝鮮語放送の包括的な実態解明に向けた基礎作業の一環をなすものである。以下、第一の課題の解明から行っていきたい。

## 1. OWIのプロパガンダ活動

### (1) OWIの設立とOSSとの対立

1940年8月16日、米州業務調整室（Office of the Coordinator of Inter-American Affairs: CIAA）が発足し、翌年7月11日には情報調整局（Office of the Coordinator of Information: COI）が設立された。いずれも外国の聴取者に向けたプロパガンダを実施する緊急事態機関であり、前者はラテン・アメリカを、後者はそれ以外の地域を管轄した。トルーマン大統領は、COIの責任者にドノヴァン（William Donovan）を指名した。COIは、国内外での情報活動を担うこととなり、①情報収集の調整と分析、②ラテン・アメリカ以外の地域に向けた情報発信としての機能が与えられた<sup>(7)</sup>。

1941年夏、外国情報局（Foreign Information Office: FIS）が、COIの傘下機関として、ニューヨークに設置された。ドノヴァンは、FIS局長にシャーウッド（Robert Sherwood）を指名した。当時、銃後の国民に伝

えられる戦争情報が錯綜しており、そうした状況の抑制を狙いとして、FISが設立された<sup>(8)</sup>。この頃、すでに国務省や陸軍省、海軍省による独自のプロパガンダ活動が開始されていたため、これらの機関は、COIによるプロパガンダ活動の一元化の動きに反発していた<sup>(9)</sup>。

1941年12月8日（現地時間7日）、日本軍は真珠湾攻撃を行い、太平洋戦争が勃発した。直後の9日、COIは、対日プロパガンダのためのラジオ放送を開始した。そこには、戦争の進捗を日本人に知らせ、彼ら・彼女らの心のなかに、疑いや恐怖を引き起こそうとする狙いがあった。COIによるプロパガンダ・ラジオは、降伏が、戦闘継続よりも望ましいとの考えを正当化させる対敵心理戦の一環として開始された<sup>(10)</sup>。

ラジオ放送は、COI傘下の情報精査局（Office of Facts and Figures: OFF）が所管していた。さらに対日放送以外のプロパガンダ・ラジオも開始された。1942年2月、ナチスのプロパガンダに対抗し、正確で偏りのないニュースや情報の伝達を目的とするVOAが開始された<sup>(11)</sup>。

1942年3月7日、予算局長は、ルーズベルト大統領に覚書を送り、戦争情報に関する業務の再編を勧奨した<sup>(12)</sup>。これを受け、同年6月13日、ルーズベルトは、大統領令9182号を發布し、COIをOWIとOSSに分割する決定を下した。COIのドノヴァン長官が、OSS長官にスライドし、ニューヨーク・タイムズ紙やCBS放送で活躍したデイヴィス（Elmer Davis）がOWI長官に就任した。分割の際、COI傘下の諸部門のうち、FISとOFF、政府報告局（Office of Government Reports: OGR）などが、OWIに統合された。FISは、OWI海外部（Overseas Branch）として、COI時代の海外情報活動を継続した。OWI発足にともない、すでに放送が始まっていたVOAは、OWI傘下のラジオ放送として継続された<sup>(13)</sup>。OWI発足後、VOAはOWIによるラジオ放送となったため、本稿では放送主体を明確にするという観点から、VOAではなく、OWIラジオと総称する。

設立1年目のOWIは、主としてアメリカ国内での情報活動を担っていた。FISを前身とする海外部は、事実上、OWIから独立したユニッ



トとして扱われていた。一方、OSSは、ドノヴァンの強力なリーダーシップのもとで、心理戦活動の準備を積極的に推進していた。COIの分割を命じた大統領令 9182 号は、OSS と OWI の心理戦に関する責務を明確に区別しなかった。そのため、両者は、海外情報活動をめぐって、するどく対立した。

1942 年 12 月、統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff: JCS) は、OWI と OSS の対立を解消すべく、新たな命令を下した。それは、OSS が、心理戦における軍事プログラムの計画・発展と、調整・実施に関する完全な権限を保有していることを明確にした。その後も、OSS と OWI が有する責務の明確化が進められた<sup>(14)</sup>。

1943 年 3 月 9 日、大統領令 9312 号が発令され、OWI の海外活動に関する責務が明確にされた。OWI が外国情報や海外でのプロパガンダ作戦を実施する機関であり、実際の、あるいは計画されている軍事作戦地域で、これらの活動を行う場合、軍事作戦と調整し、JCS と戦域司令官の承認の必要性が規定された。だが、同大統領令は、OWI や OSS による破壊活動や隠密プロパガンダ作戦の権限を明確にせず、海外情報活動に関する他機関との調整という困難な問題を解決させるものにはならなかった<sup>(15)</sup>。

OWI と OSS の責務を明確化する試みは、なおも続けられた。両者間で、責務の調整案が、ディヴスとドノヴァンの名前で繰り返し交換された。だが、それは、OWI と OSS のいずれのレーゾン・デートルに関わるものであったがゆえに、終戦まで責務の明確化という目的は達成が困難なものになっていた<sup>(16)</sup>。

OWI と OSS の組織的な対立は継続していたが、ラジオ放送自体は、比較的明確に役割分担がなされていた。それは、ホワイト・プロパガンダとブラック・プロパガンダという観点から看取できる。

ホワイト・プロパガンダとは、オーディエンスが、情報の出所を確認でき、情報の正確性と真実性が比較的高いものである。一方、ブラック・プロパガンダは、非公然の出所から創出された作り事であり、

偽の情報を敵国のオーディエンスに伝達する謀略的な試みである<sup>(17)</sup>。この分類を援用するならば、VOAを傘下におさめて継続されたOWIによるラジオ放送は、ホワイト・ラジオであった。OSSは、ブラック・ラジオを担当した。実際、アジア地域では、中国戦線でのラジオ放送や、サイパンから日本に向けたブラック・ラジオが行われていた<sup>(18)</sup>。OWIとOSSのあいだで、心理戦の責務をめぐる対立が続いていたものの、プロパガンダ・ラジオについては、前者がホワイト、後者がブラックという責務の区別が図られていた。

## (2) OWIの組織体制とプロパガンダ指針

OWIの組織体制は、曖昧な点が多く、いまだ未解明な部分が多く残されている。ここでは、まず、たびたび改訂されたOWIの組織図を手がかりにして、組織体制について見ておきたい。

OWI発足から約2ヵ月後の1942年8月15日時点の組織図をみると、OWIは国内作戦部(Domestic Operations Branch)と海外作戦部(Overseas Operations Branch)から構成されていたことがわかる。海外作戦部の傘下には、管理室、計画委員会、警備室が置かれ、さらに、次の5局が設置された<sup>(19)</sup>。

- ・ 国際出版・ラジオ局：海外ニュース部、番組部、海外軍部、放送管理部
- ・ 現地局：支局業務部、支局運用部、連絡部
- ・ 海外出版局：編集部、映画部、写真部、グラフィック部、特別任務部、業務部
- ・ 通信施設局：銅線部、計画部、施設部、太平洋ネットワーク部
- ・ 西海岸局：放送管理部、ラジオ番組部

ラジオ放送は、国際出版・ラジオ局と西海岸局が所管していた<sup>(20)</sup>。別のOWI組織図には、これら二局は記載されておらず、それにかわっ

て東部出版・ラジオ局 (Eastern Press and Radio Bureau) と西部ラジオ局 (Western Radio Bureau) の名称が見られる。同組織図の作成時期は、かならずしも明らかではないが、周辺史料から考えて、1942年8月から1943年7月までのあいだに作成されたと推測できる。

サンフランシスコで責任者を務めたラティモア (Owen Lattimore) は、自らの回顧録のなかで、1942年12月に「サンフランシスコ局の長」に就任したと記しており、しばしばサンフランシスコ局の名称を使用している<sup>(21)</sup>。このことから考えて、1942年8月から12月の間に、西部ラジオ局が、サンフランシスコ局と名称変更された可能性がある。だが、後述するように、1944年10月の組織図になって、ようやくサンフランシスコ局の名称が明確に見られることから、通称としてサンフランシスコ局の名称が使用されていたと考えられる。

1943年7月の組織図は、OWI 海外作戦部が、さらに組織的拡大を遂げていたことを示している。同部の傘下組織は、ワシントン DC とニューヨーク、サンフランシスコのほか、ハワイ、そして海外 20 ヶ国に広がっていた<sup>(22)</sup>。ワシントン DC には、作戦計画委員会 (Overseas Planning Board)、地域部 (大英帝国、西部・地中海・北アフリカ、中央ヨーロッパ、スカンジナビア、バルカン、中東、極東)、現地業務局、調査・分析局、通信施設局が置かれた。ニューヨークには大西洋作戦 (Atlantic Operations) が、サンフランシスコには太平洋作戦 (Pacific Operations) が設置された<sup>(23)</sup>。組織図では太平洋作戦の責任者としてラティモアの名前が記されていた。サンフランシスコ局は、太平洋作戦とも呼ばれていたと考えられる。ニューヨークとサンフランシスコは、OWI による海外情報活動のための前哨拠点となっていた。

ニューヨークは欧州戦域でのプロパガンダを実施し、サンフランシスコはアジア太平洋地域に向けたプロパガンダを管轄していた。こうしたプロパガンダ活動そのものは、OWI 本部からの政策指令 (Policy Directive) によって規定された。

政策指令は、OWI 本部によって作成され、中央指令 (Central

Directive)、週刊指令 (Weekly Directive)、特別指針 (Special Guidance) などの形式をとっていた。中央指令は、陸海軍と国務省の代表者で構成された OWI 本部計画委員会で作成された。ラティモアの回顧録によれば、3、4 週間に 1 回、ワシントンで政策会議が開催され、ラティモアのほか、ニューヨーク局の責任者、国務省の代表者や陸海軍の諜報部員たちが出席し、大筋の方針を議論していたという。文民と軍人との間で、しばしば意見の対立があったが、最終的には OWI 長官のデイヴィスが方針を決定していた<sup>(24)</sup>。政策指令は、陸・海軍省と国務省の承認を経たのち、ニューヨークとサンフランシスコに発出され、大西洋や太平洋におけるプロパガンダ活動に〈かたち〉を与えた。ワシントン DC から発せられた政策指令は、OWI ラジオの内容や運用も規定した。

プロパガンダ活動をめぐる指示と実行の関係は、OWI 本部と前哨拠点であるニューヨークやサンフランシスコとの間で、どのように機能していたのだろうか。ここでは、サンフランシスコの太平洋作戦傘下で、対日プロパガンダを担った日本部 (Japan Section) に着目し、ワシントン DC の OWI 本部とサンフランシスコの関係を見ていきたい。

1942 年夏以降、日本部は、OWI 本部から発せられる中央指令を受け、毎週、活動の手引きである地域指針 (Regional Guidance) を作成していた。中央指令は、政策指令全体を貫くものであったが、ほとんどが欧州戦線のプロパガンダを扱うものであり、太平洋地域のプロパガンダへの言及は不十分であった。そのため、1943 年春から、サンフランシスコ・オフィスが、太平洋指令 (Pacific Directive) を発出した。太平洋指令は、日本と、その他の地域に関する二種類の指令で構成された。前者は、のちに日本部に対する地域指令 (Regional Directive) となった。地域指令は、当該地域で実施される心理戦に指示を与えるものであり、日本以外の地域に向けても発せられた。1944 年春、太平洋指令が廃止された。OWI 本部は、日本部に活動指針となる日本地域 (Japan Regional) を与え、それに基づき、日本部が、OWI 本部にかわって地域

指令を準備した。この体制は、1944年中葉に日本地域が停止し、スポット指針（Spot Guidance）が発出されるまで続いた<sup>(25)</sup>。

1944年に入ると、欧州・アジアのいずれの戦線でも戦闘が激化した。それにあわせてOWI海外作戦部の規模も、いっそう拡大した。1944年10月には、海外作戦部傘下に、次の部局が設置された。

情報連絡部／支局業務局／通信管理室／通信施設局／プロパガンダ政策連携／海外諜報局／副長官 地域Ⅰ／副長官 地域Ⅱ／副長官 地域Ⅲ／サンフランシスコ局／ニューヨーク局

ここでは、太平洋作戦が、サンフランシスコ局と改称されていたことを確認できる。サンフランシスコ局には、警備室、情報連携、編集一課、通信施設、通信管理、作戦局、番組局、ニュース諜報局、ロサンゼルス・オフィスが設置された。ラジオ放送は、作戦局による指揮のもとで行われていた<sup>(26)</sup>。この体制は、OWI解散まで続いた。当初、軍と調整しながらプロパガンダ活動を展開してきたOWIは、何度かの組織改編を通じて、軍事作戦を支援するプロパガンダ活動へと、組織存在の意味を変容させた<sup>(27)</sup>。

1945年8月31日、トルーマンはOWIが第二次世界大戦の勝利に、たぐいまれな貢献を行ったとして功績を称えたうえで、大統領令によるOWI廃止を命令した。9月15日、OWIは正式に解散した。重要なことは、OWIが蓄積したプロパガンダや心理戦のノウハウや資源が、戦後にも引き継がれていたことである。OWIの機能と役割は、国務省に吸収され、1953年に、独立機関として誕生した米広報文化交流庁（USIA）に継承された。

OWIは、日本占領とも密接な関係を有していた。連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）傘下に設置された民間情報教育局（CIE）には、戦時中の対日心理戦に参加した人々が含まれていた。OWIからは、ホノルルの支局責任者であったスミス（Bradford Smith）や宣伝ビラに

携わったブラウン (Don Brown) などが CIE に加わり、占領期日本で、マス・メディアや教育・宗教に関する改革を推進していった<sup>(28)</sup>。

本章では、プロパガンダ活動の側面から、OWI の成立と組織体制の変容を描き出すことで、心理戦における OWI の役割と機能を明らかにした。それでは、OWI が、プロパガンダ活動の一環として行ったラジオ放送は、どのように行われたのか。次章では、アジア太平洋地域で行われた OWI ラジオの歴史的展開について見ていきたい。

## 2. アジア太平洋地域における OWI ラジオ

### (1) 前史としての COI ラジオと朝鮮への関心の不在：1942 年 3 月

前章で見てきたように、OWI ラジオは、OWI 発足を契機に開始されたものではなかった。ここでは、まず OWI 発足前の 1942 年 3 月、アメリカはアジア太平洋地域で、どのようにプロパガンダ・ラジオを展開しようとしていたのか、その意図と狙いを検討することで、OWI ラジオの前史を述べておきたい。

1942 年 3 月 16 日、陸軍省は、「極東向けプロパガンダ実施計画概要」(Synopsis of Working Plans for Far Eastern Propaganda) (以下、計画概要) を作成した。計画概要では、中国、日本、フィリピン、オランダ領インドネシア、オーストラリア、ビルマ、インドが極東地域として扱われていた。そこには、同地域に向けたプロパガンダ・ラジオを、どのように行うべきかについて、次の 7 つの提案が記されていた。

- ① 中国向け・中国内のニュースや特集放送の継続と拡大
- ② 日本・日本軍向け長波ラジオ放送の実施
- ③ フィリピン向けラジオ放送の継続と拡大
- ④ FIS が一義的にはフィリピン向けの番組として制作したが、極東に対しても適合的であるため、それらを放送すべく、バタビアあるいはビントンのラジオ局で放送時間枠を確保すること

- ⑤オーストラリア向けニュースと特集放送の開始
- ⑥主としてフィリピン向けであるが、一般的な流布にも適している番組を放送するために、ラングーン放送局の時間枠を確保すること
- ⑦アメリカで準備され、インドで整えられた資料を放送するために、インドの放送局の時間枠を確保すること

これらの提案は、1942年3月時点で、アメリカが、すでに中国、日本、フィリピンに向けたプロパガンダ・ラジオを実施していたことを示していた。さらに、オランダ領インドネシア、オーストラリア、ビルマ、インドに向けて放送が開始されようとしていたことも見てとれる。それでは、植民地朝鮮あるいは朝鮮人について、どのように言及されていたのか。

計画概要では、日本や朝鮮、満洲、中国で中国人ゲリラや朝鮮人に宣伝ビラを配布し、日本の戦線の背後にそれらを撒布させる提案がなされていた。それ以外には朝鮮に関する言及は、一切見られなかった。実際、OWI ラジオ朝鮮語放送は、後述するように1942年8月から開始されたため、ラジオに関する言及もなされず、その実施計画も記されていなかった。1942年3月時点で、COI や FIS、陸軍省などの米政府機関のなかに、朝鮮に対する心理戦やプロパガンダ上の関心は、きわめて低いものであったと言えよう。

## (2) 草創期の OWI ラジオ：1942年6月～1943年9月

1942年6月、OWI は、VOA を吸収し、太平洋地域および欧州地域に向けた多言語によるラジオ放送を開始した。同年8月、米軍はソロモン諸島に上陸し、ガダルカナル島をめぐる日本軍と激しい戦いを繰り広げた。ガダルカナルの戦いは、連合国による本格的な対日反攻だけでなく、アジア太平洋地域において、OWI ラジオによるプロパガンダ強化の重要な契機となった<sup>(29)</sup>。

ガダルカナルの戦い以降、OWIは、どのようにプロパガンダ・ラジオを実施したのだろうか。この問いに答えるために、ここではOWI文書「太平洋局の活動」(Operations of the Pacific Bureau)を分析する。同文書は、太平洋局によるOWIラジオの状況について詳細に記した分析価値の高い史料である<sup>(30)</sup>。だが、作成日が明記されていない。とはいえ、作成時期の推測は可能である。同文書7頁には、雑誌『キング』が、「昨年12月」に「日本軍のスポークスマンであるヤハギ少将」の長文記事を掲載したと記されている。実際、1942年12月号の『キング』には、大本営陸軍報道部長・陸軍大佐の谷萩那華雄による「必勝の道我にあり」が収録されていた。ヤハギとは、谷萩那華雄のことであった。谷萩は、1942年3月に大本営陸軍報道部長に就任し、翌年3月に少将に昇進した。同年10月に北スマトラでの作戦に従事するまで、報道部長の地位にあった。OWI文書「太平洋局の活動」が、少将であり、「日本軍スポークスマン」と記していたことから、同文書が、谷萩の少将昇進後の1943年3月から、北スマトラに転戦する同年9月までの期間に作成されたものと推察される。以下、同文書をもとに、1943年前半期のアジア太平洋地域におけるOWIラジオの状況について見ていきたい。

太平洋局によるOWIラジオの目的は、サンフランシスコ以西の太平洋地域の人々に、①戦況を伝え、②戦争を行っていることの意味を意識させ続け、③勝利するであろうアメリカの重要性を強く意識させることであった。これらの目的達成には、真実を伝えることがもっとも重要であり、ニュースと論評に注力した放送の実施が、方針として示された。背景には、OWIによる二つの認識があった。一つは、日本が太平洋地域の人々に歪曲された話を伝えているために、OWIラジオが真実を報じれば、歪曲の実態が白日の下にさらされ、日本に打撃を与えることになるとの認識であった。もう一つが、アメリカの国家と国民は、太平洋地域の人々に信頼されており、好感を持たれている偉大で強力な国家であるという自負であった。アメリカの方が、日本より



も信頼されているという自己認識が、真実を重視する OWI ラジオの放送方針へと結びついていた。

アジア太平洋地域での OWI ラジオは、対象別に4つのジャンルに区別されていた。第一に、同盟国の人々に向けた放送である。それは、中華民国、豪州、ニュージーランドのほか、ニューカレドニアのようなフランスの海外領土に暮らす人々に対して、連合国の結束と目的を強調し、連合国間に見られる意見の相違も正直に説明するものとされた。

第二に、日本が占領する地域の住民に向けた放送である。ここで言う占領地域とは、中国やフィリピン、インドシナ、タイ、オランダ領東インド、マラヤ、ビルマのほか、植民地朝鮮も含まれていた。そこに暮らす人々に対して、日本のプロパガンダ・ラジオは、ここから追い出された連合国が、もはや戻ってくることはないと報じていた。OWI ラジオは、こうした日本の主張に対抗する内容を放送した。OWI ラジオは、占領地の人々のなかに連合国が戻ってくるとの信念を打ち立て、アメリカとの友好や共感を抱かせる目的を有していた。

第三に、日本向けの放送である。OWI の対日放送では、日本人のなかに、ある種の恐怖心を蘇らせようとしていた。それは、アメリカが世界最強の国家であるという、日本人が古くから有している恐怖心であり、日本の国民も為政者も真珠湾やマニラ、シンガポールで勝利した最初の感激によって忘れられているものであった。OWI の対日放送は、こうした恐怖心をかき立てること目的とした。

第四に、アメリカ国外に駐留する米軍人向けの放送である。それは、彼ら・彼女らにニュースを伝えるほか、陸軍省特別作戦部 (Special Service Division) と協力した娯楽の提供も目的とした。OWI ラジオは、娯楽のためのメディアという側面も有していた。

OWI ラジオは、とりわけホワイト・カラーをターゲットとしていた。太平洋局は、聴取者としてのホワイト・カラーについて次のように位置づけていた。中国のホワイト・カラーとは、日本の占領下でない地域では、戦後、国家運営を担うであろう次世代の人々であり、占領地

域では日本に抵抗する知識人や政治指導者であった。植民地では、政府や行政機関で補助的な業務に従事する人々のほか、銀行家や商人、企業家といった専門職従事者がホワイト・カラーとしてみなされた。実際、太平洋局は、OWI ラジオがホワイト・カラーに聴取されていると分析していた。その理由として、聴取行為に政治的制限が課せられており、聴取できる人はホワイト・カラーに限られていること。そして、ラジオ放送受信機材が高価であるため、その所有は、必然的にホワイト・カラーに限定されるという二つの理由が挙げられていた。アジア太平洋地域における OWI は、ホワイト・カラーを対象にラジオ放送を実施し、実際に彼ら・彼女らによって聴取されていると認識していた<sup>(31)</sup>。

太平洋局は、アジア太平洋地域において、23 言語で放送を行い、東アジアから東南アジアにいたる広範な地域をカバーした。放送時間から判断すると、もっとも重視されていたのは、太平洋戦域で「第一の敵」となっていた日本に向けた放送であった。次に放送時間が割かれていたのが、中国とフィリピン向けであった。なお、日本のアジア向けラジオ放送では、中国が最重要対象であり、次にフィリピンとなっていた。中国大陸やフィリピンは、日米双方によるラジオを通じた激しいプロパガンダの応酬の場となっていた。それは、同地域が、軍事力などのハード・パワーだけでなく、情報の力を背景としたソフト・パワーを戦わせる重層的な戦場になっていたことを示唆している。

草創期以後のアジア太平洋地域における OWI ラジオは、どのような姿を見せていたのだろうか。以下、サイパン陥落直後の 1944 年 7 月の時期に注目して、検討してみたい。

### (3) サイパン陥落後の OWI ラジオ：1944 年 7 月

1944 年 7 月 9 日、サイパンが陥落した。アメリカは、日本本土を直接、爆撃できる拠点を確保したことで、対日戦において圧倒的に優位な立場に立った。アメリカがサイパンを得たことは、OWI にも重要な

意味をもたらした。日本列島に、より近い地域から中波にてラジオ電波の送出が可能になったことである。それまで OWI は、サンフランシスコや中継地のホノルルから、アジアに向けて短波によるラジオ放送電波を発射していた。サイパンを手に入れたことで、録音された番組をサンフランシスコからホノルルに中継し、さらにサイパンに電送することが可能になった。1945年1月10日から中波による対日放送が開始された<sup>(32)</sup>。サイパン陥落は、OWIによるラジオ・プロパガンダをさらに強化する重要な契機となった。そして、アジア太平洋地域における OWI ラジオの目的や方針が、OWI 内であらためて明確にされた。ここでは1944年7月13日に作成された OWI 文書をもとに、アジア太平洋地域における OWI ラジオの計画や方向性、方針について見ていきたい<sup>(33)</sup>。

短波による OWI ラジオは、主としてサンフランシスコから電波送出行を行い、①日本、②被占領国（朝鮮、インドシナ、タイ、ビルマ、フィリピン、インドネシア）、③非占領地域の中国をカバーした。これらの地域に向けて放送された番組の目的は、敵の戦意を低下させ、連合国に好意を抱かせ、戦場で連合国と協力することで軍事作戦に寄与したいという気持ちをかき立てることであった。こうした全体的な目的を踏まえ、OWI ラジオの番組には、次のような地域別の具体的な内容方針が定められた。

### ① 日本

対日放送番組は、次の二つの基本的な目的を有していた。第一に、日本の敗北は避けられず、抵抗はいっそう無駄になっていることを明確に示すこと。第二に、権力の座にある軍国主義者の破滅的な政策とその結果を示すことで、銃後の国民に不和を引き起こすことであった。これらの目的を達成するために、番組では、次の内容が繰り返し強調された。

- a. 太平洋戦争での調和した戦略の優越性
- b. 太平洋戦争でのアメリカの陸海軍力の膨大な資源と戦闘技術
- c. アメリカの生産と技術的優越性
- d. 欧州での戦争は終結に近づいており、世界のすべての力が、日本に集中される見込みであること
- e. 日本が太平洋での初期の成功を得ることに失敗し、大東亜共栄圏を押し付けていること
- f. 日本の軍国主義者と官僚、軍国主義者と資本家の間やなかで、不和と災難、混乱と無能力を作り出すこと
- g. 日本の国際的地位が奪われることへの軍国主義者の責任
- h. 極東の人々に、占領された国家の残虐の扱いを示すことで、日本の信用を失墜させること

対日放送は、日本の為政者を軍国主義者と位置づけ、彼らが、いかに無策、無能であるかを強調した。同時に、アメリカの偉大さを示すことで、日本の一般国民にアメリカへの畏怖の念をかき立てようとしていた。

② 被占領国（朝鮮、インドシナ、タイ、ビルマ、フィリピン、インドネシア）

被占領国向けの放送は、被占領地域の住民が日本人に反旗を翻し、彼ら・彼女らがアメリカ側につくようになることを基本的な目的とした。それは、次の5つのテーマを掲げることで達成するものとされた。

- a. 日本よりも優越的な戦略を持ち、より多くの資源や太平洋戦争における大きな戦闘技術の保有を示す
- b. 最終的な目的である東京での作戦と調和する戦略計画の一部として、欧州における行動の、極東への妥当性を示すこと
- c. 日本の隠された動機の一つとその他との間をクロス・リファ

- レンスで示し、占領された国家の搾取された技術を示すこと
- d. 連合国の狙いと戦争遂行の両方が、連合国間で結束していることを示すこと
- e. 極東における抵抗のようなもののモデルや先例として、占領された国家での欧州の抵抗の技術を示すこと

こうしたテーマでは、被占領国は、いかに虐げられているのかが強調され、アメリカや欧州は、被占領国の住民たちを見捨てておらず、勇気と希望を喚起させようとしていたという共通性が見られた。

### ③ 非占領地域の中国

日本の非占領地域となっている中国に向けた放送は、中国人に①日本への抵抗の意思を継続させ、②連合国の意思と力への信頼を高め、③中国人を救おうとしているアメリカへの好感を強化することを基本的な目的としていた。

3地域に向けた放送すべては、ニュースやニュース分析、論評、特集で構成されていた。そこでは、主として聴取者によく知られているニュースが、強調された。OWIにとって、ニュースは、プロパガンダであった。OWIは、どのようなニュースを選択し、何を強調し、いかなるニュースと並べて示すかによって、ストレート・ニュースが、プロパガンダの目的を果たしうると認識していた。論評も、どの出来事を選択し、解釈するかということを通じて、プロパガンダの目的を達成できると考えられた。すなわち論評は、現在の状況を選択したり、解釈することで、プロパガンダの目的をはたすものと位置づけられた。

OWIは、アジア太平洋地域に向けて行ったラジオ放送が、プロパガンダのためのメディアであることを明確に認識していた。それは、日本の為政者を批判し、彼らから一般国民を離反させ、厭戦気分をかき

立てるものとなっていた。同時に、被占領国や非占領地域の中国の住民に、勇気と希望を与え続けることで、日本を敗北に追い込もうとするものであった。注目すべきは、朝鮮が被占領国として東南アジアと同一に並べられており、植民地について何らかの形で特別に扱われた形跡が見られなかったことである。このことは、OWIのなかで、植民地朝鮮に向けたラジオ放送が、とりたてて重要なものとはみなされていなかった可能性を想起させる。

たしかに OWI ラジオ朝鮮語放送は、OWI のなかでは重要視されていなかったかもしれない。だが、植民地朝鮮に暮らす人々にとっては、短波放送聴取事件を挙げるまでもなく、朝鮮独立への情熱をかき立て、民族の抵抗の源泉となっていたことは明らかであった。それでは、こうしたラジオ放送は、どのように行われていたのか。次章では、OWI ラジオ朝鮮語放送の実態について、見ていきたい。

### 3. 朝鮮語放送の動態

#### (1) 朝鮮課／朝鮮部の構成

1942年8月29日、OWIは朝鮮語放送を開始した<sup>(34)</sup>。日本語放送から1年近く遅く、真珠湾攻撃からも半年以上が経っていた。OWIラジオ朝鮮語放送は、日本部傘下の朝鮮班 (Korean Unit) が担当した。海外太平洋作戦 (Overseas Pacific Operation) は、中国語、インドネシア語、日本語、朝鮮語、タガログ語、フランス語、タイ語の放送を実施しており、それぞれを担当する言語別部門を有していた。朝鮮語以外の放送は、すべて部レベルで管掌されていたが、OWIラジオ朝鮮語放送は、日本部傘下の朝鮮班が担当する、一段低い部署での扱いになっていた。その後、朝鮮班は、朝鮮課 (Korean Section) に改編されたものの、日本部傘下のままとっていた。1945年2月、朝鮮課は日本部から独立し、朝鮮部となった。

朝鮮課長となったのは、長老派のアメリカ人宣教師クーンズ (Edwin

Wade Koons) であった。クーンズは、アイオワ州シーダー・ラピッズにあるコー大学 (Coe College) を卒業し、ニューヨーク州のオーバーン神学校 (Auburn Theological Seminary) で学んだ。卒業後、男子高の校長や文学作品の生産・流通・宣伝などにも携わった。1903 年からは朝鮮で宣教活動を行った。英語のほか、フランス語、ドイツ語、朝鮮語、日本語にも精通していたという。クーンズの朝鮮での活動は、真珠湾攻撃によって一変した。攻撃直後、クーンズは拘留され、1942 年 5 月初旬になると警察にてスパイ容疑で聴取された。6 月 1 日にクーンズは、グリップスホルム号で横浜からアメリカに送還され、同年 8 月 25 日、ニューヨークに到着した。クーンズは、1942 年末までに OWI に加わり、朝鮮課長となった。

1943 年 10 月当時、日本部には 30 人のスタッフが在籍しており、うち 5 人が同部傘下の朝鮮課所属となっていた。朝鮮課所属のスタッフにはアメリカで教育を受けたファン・ソンス (Whang Sungsoo) ら朝鮮人も含まれており、彼らは日本部で制作された放送番組台本を朝鮮語に翻訳していた<sup>(35)</sup>。

1944 年 12 月 31 日、朝鮮課のスタッフは、増員され、11 人体制となった。このうち、氏名から判断して、朝鮮半島にルーツを持つと推測できるスタッフは少なくとも 5 人いた。1945 年 1 月には、日本部のスタッフが、72 人まで増員され、朝鮮課は作家 3 人と翻訳者 3 人を含む 9 人のスタッフを擁するようになった。同年 2 月に朝鮮課が朝鮮部に改編されたことを受け、朝鮮課長のクーンズは、そのまま朝鮮部長に就任した。

課長 (Chief)	クーンズ (Koons, Edwin W.)
脚本家 (Script Writer)	ワード (Warde, Shirley)
言語編集者 (Language Editor)	リー (Lee, Jin Mook)
言語専門家 (Language Technician)	ミラー (Miller, Edward)
言語専門家 (Language Technician)	チェ (Choy, Young Soon)

言語専門家 (Language Technician)	キム (Kim, Ha Tai)
言語専門家 (Language Technician)	キム (Kim, Tuksoon M.)
言語専門家 (Language Technician)	ファン (Whang, Sa Yong)
脚本家 (翻訳) (Script Writer, Trn)	コーヘン (Cohen, Toby)
翻訳者 (Translator)	ヘンダーソン (Henderson, Harold)
速記者 (Clerk Stenographer)	エマン (Eman, Mary)

OWI ラジオ朝鮮語放送には、クーンズのほかにもアメリカ人宣教師がかかっていた。言語専門家のミラーも長老派宣教師であった。1900年代から朝鮮で宣教活動に従事していたが、クーンズと同様、真珠湾攻撃後、1942年6月まで警察に留置され尋問された。水攻めや殴打が行われたという。ミラーもグリップスホルム号でアメリカに送還された<sup>(36)</sup>。さらに朝鮮人聖職者も OWI ラジオ朝鮮語放送を担っていた。1944年8月中旬から9月中旬にかけて、ファン (Rev. K.S. Whang) が朝鮮課にアナウンスと翻訳を担当するスタッフとして加わった。ファンの加入は、朝鮮語課に「朝鮮の香り」(Korean flavor) をもたらし、さらに朝鮮民衆のなかで、OWI ラジオ朝鮮語放送の番組の魅力をかき立てた<sup>(37)</sup>。

## (2) 番組内容

OWI ラジオ朝鮮語放送では、OWI 内で、英語—朝鮮語の翻訳者が十分に得られなかったため、番組不足に陥っていた。朝鮮課は、こうした状況を打開するために、非常運営 (Emergency Operation) として朝鮮古典音楽や「朝鮮国歌」(Korean National Anthem) などの音楽を流すことで、放送時間を埋めていた。OWI 報告書によれば、番組不足を理由として実施された音楽番組の放送が、やむにやまれずの措置であったにもかかわらず、朝鮮人聴取者から好意的な反応を引き出すことができ、むしろ好都合であったと指摘されている<sup>(38)</sup>。OWI ラジオ朝鮮語放送では、音楽番組以外に、どのような番組が放送されていたのだろうか。



1944年4月時点のOWIラジオ朝鮮語放送の番組は、①毎日：「世界のニュース」(World News)と「自由の声」(Voice of Freedom)、②日曜日以外毎日：「ニュースの背景」(What Is Behind The News)、③日曜日：「鍾路の鐘」(The Chongno Bell)で構成されていた<sup>(39)</sup>。「世界のニュース」は文字通り、国際情勢をストレート・ニュースで伝える番組であった。本節では、「世界のニュース」以外の3つの番組(「自由の声」「ニュースの背景」「鍾路の鐘」)が、どのような目的で、いかなる内容を有していたのかについて見ていきたい。

#### ① 「自由の声」(Voice of Freedom)

「自由の声」は、毎週日曜日に放送され、1週間に起きたニュースの概要説明や解説を行っていた。著名人によるスピーチを含む論評番組も放送された。そこには、明らかなプロパガンダと解される内容は、ほとんど含まれていなかった。

「自由の声」の編成内容を示すサンプルとして、1944年4月後半の2週間に放送された番組タイトルについて、以下、示してみたい。(○印は15分番組、無印は10分番組。前者では、英語で6分間、朝鮮語で9分間放送。)

- ・クリミア戦争
- 太平洋におけるアメリカの海軍政策
  - ・欧州の愛国者は、占領された国家で、いかにヒトラーと闘うのか
  - ・日本とドイツは、すでに通信の戦いで負けている
- すべての人々の良き暮らしのために奉仕する組織であるILO
  - ・週刊ニュース
  - ・西部沿岸部隊指揮官は語る
  - ・太平洋での空と海での戦争小史
- グローバルな戦争へのキング提督の広い視角
  - ・日本は、いかにして朝鮮、中国、フィリピンで失敗したのか
  - ・さらに新しい地下ニュース

- スペイン人は日本の状況についての真実を聞いている
- ・東京から 1000 マイル

「自由の声」は、ロサンゼルス在住の指導的立場にあった朝鮮人の提言を受け、1943年春頃から開始された。OWIは、同番組が、日本によるねつ造をうけず、信頼性の高いニュースや情報について英語を解する者や朝鮮人聴取者らに伝えるものになると考えていた。

## ② 「ニュースの背景」(What Is Behind The News)

「ニュースの背景」は、ニュース解説番組であった。番組では、追加の情報や事実が提供されたほか、特集や権威者のコメントを放送することで、ニュース・ヴァリューを完全に伝えるための解説が行われていた。「ニュースの背景」は、聴取者が結論を得るための手助けをし、聴取者が聞いて楽しいと思う情報の提供を目的としていた。

番組台本は、短期間であったが、朝鮮で布教活動していた宣教師のアダムズ (Edward Adams) が執筆していた。彼は、1944年4月後半にOWI朝鮮課に加わり、同番組のほか、日曜日に「自由の声」のなかで放送される「週刊ニュース要約」(Weekly News Summary)の台本を執筆していた。翻訳チェック業務の大部分も担っていた<sup>(40)</sup>。

具体的な番組内容は、次のようなものであった。以下、OWI報告書が、番組内容の一例として記した1944年4月放送分の一部を示しておく。

4月1日：

- ・パラオ諸島へのアメリカの攻撃に関するニューヨーク・タイムズ紙のコメント
- ・ドイツによるハンガリー占領の結果

4月3日：

- ・西部戦線の背後にあるドイツが直面した困難
- ・ブダペストへの最初の爆撃が意味するもの

- 4月4日：
- ・ウクライナにおける母の戦いの結果
  - ・スイスに対するアメリカの遺憾表明
  - ・ブーゲンビルについて日本人が語ったこと
- 4月5日：
- ・南洋諸島における日本人の状況
  - ・ユーゴスラビアの戦いの方法
- 4月6日：
- ・ドイツの経済的疲弊
  - ・対独戦争の背後にある事実
- 4月7日：
- ・クリル列島における日本守備隊の状況
  - ・基地航空機は、どのようにチューク諸島を攻撃しているのか
- 4月28日：
- ・発表されたアリューシャン列島のもう一つの基地
- 4月29日：
- ・今年のロシアにおける5月1日の祝賀
  - ・インドから伝えられる事実

上記の例から見られるように、OWI ラジオ朝鮮語放送は、太平洋戦線だけでなく、欧州戦線の状況や背景などを説明していた。それは、朝鮮の人々に世界情勢を伝えるという目的と、欧州戦線向けの番組が朝鮮語に翻訳され、放送されるという番組制作の二つの要因によるものであった。

### ③ 「鍾路の鐘」 (Chongno Bell)

「鍾路の鐘」は、1944年4月時点で、15話まで続いていた連続ラジオ・ドラマであった。同番組は、アメリカで教育を受け、独立運動を

行っている朝鮮の人々を助けるために 1943 年夏に朝鮮に戻った朝鮮の少女を主人公としていた。少女は、アメリカに旅立つまで、アメリカの戦争について朝鮮の人々を啓蒙し、日本のニュースを正す活動を行った。同番組では、少女は、宋美齡やチャーチルのような人物として描かれた。

「鍾路の鐘」は、一義的には朝鮮の女性や少女を対象にしたものであった。OWI は、同番組を「日本のプロパガンダを否定する目的」から放送しており、あからさまなプロパガンダであると自認していた<sup>(41)</sup>。「鍾路の鐘」は、日本のプロパガンダに対抗するアメリカのプロパガンダ番組となっていた。

番組名の「鍾路の鐘」とは、ソウルを中心街、鍾路の普信閣にある銅鐘のことである。1919 年の 3・1 独立運動の際、朝鮮の愛国者らは、日本の警察が止めるまで、朝鮮の自由を象徴するベルとして、「鍾路の鐘」を鳴らした。OWI は、こうした背景を踏まえ、植民地支配から解放され、自由を回復した朝鮮で、ふたたび「鍾路の鐘」が鳴らされる時まで、同番組を放送するとの考えを有していた<sup>(42)</sup>。

OWI 報告書には、次のような「鍾路の鐘」のタイトルの一部が掲載されていた<sup>(43)</sup>。

- (1)ミギョンが家に帰ってくる
- (3)ミギョンと兄弟・姉妹 (教師は、どのように彼ら・彼女らを欺いたのか)
- (5)ある朝鮮家庭の夜
- (7)朝鮮人は、どのように中国で戦っているのか
- (10)朴氏は歴史を学ぶ一娘から
- (12)カイロからの偉大なニュース—カイロ宣言
- (14)軍隊のなかの朝鮮人—アメリカにおいて
- (15)ウィンストン・チャーチルのミギョンの記憶

番組は、どのような方針に基づいて制作されていたのだろうか。

1944年10月11日付「地域指令—朝鮮課：1944年10月10～17日付中央指令に依拠」は、番組制作の方針として、①日本の状況とドイツ敗北、②日本で発生している人材不足、③抵抗の試みの準備、④中国での防衛作戦を強調することを示していた<sup>(44)</sup>。

さらなる史料収集を実施したうえで、番組内容が、どのように決定され、いかに制作されたのかを明らかにする作業は、別項での課題としておきたい。

### (3) 放送時間と番組構成比率

OWI ラジオ朝鮮語放送では、主として4種類の番組が放送されていた。朝鮮語放送のなかで、これらの番組は、どのくらいの時間配分で放送され、番組構成比率は、いかなるものだったのだろうか。だが、史料的な限界のため、OWI ラジオ朝鮮語放送が放送されていた全期間を通じて、以上の問いを明らかにすることは難しい。したがって、史料がもっとも充実している1944年4月から1945年8月までの状況に限定し、番組の時間配分や構成比率について見ていきたい。あわせて、朝鮮語放送に対する読者の反応の一端を示してみたい。

1944年4月時点で、「世界のニュース」は5分版(#1とする)と10分版(#2とする)の二種類が放送されていた。その他の番組の放送時間は、「自由の声」が10分、「ニュースの背景」が5分、「鍾路の鐘」が15分となっていた。1944年4月15日から5月14日までの間、「世界のニュース」(#1)と「自由の声」は、前日午後9時45分にサンフランシスコにあるOWI施設で受信・録音されたのち、翌日午前5時45分から放送された。「世界のニュース」(#2)と「ニュースの背景」、「鍾路の鐘」は、午前12時30分に受信・録音され、午後4時45分から放送された<sup>(45)</sup>。

1944年5月15日から6月14日にかけて、朝鮮課内で「番組A」(Program A)と「番組B」(Program B)を30分ずつ放送する案が提起された。「番組A」は、「世界のニュース」(#1)と「自由の声」から構

成され、それぞれ15分ずつ放送するものとされた。「番組B」も「世界のニュース」(#2)と「ニュースの背景」(日曜日以外)、「鍾路の鐘」(日曜日のみ)を各15分放送する30分の放送枠とされた。「番組A」は午後9時45分から10時45分まで、「番組B」は午後11時45分から午前0時15分までの放送が計画された<sup>(46)</sup>。1944年7月1日、朝鮮課は30分番組を1日2回にわたって放送する計画を実行に移した<sup>(47)</sup>。

1944年11月、OWIは少なくとも1日3回にわたって朝鮮語ラジオを放送した。1回目は、月曜日から土曜日まで午前5時45分から同6時15分まで放送した。それは、二通りのパターンで構成された。一つは、ニュースA－論評(「朝鮮自由の鐘」)－News Bで各10分ずつ放送された。もう一つは、ニュースA－論評「ニュースの背景」－ニュースBとなっており、いずれも10分ずつ放送された。

2回目は、火曜日から土曜日まで午前8時50分から9時15分まで放送された。11月22日には、この放送時間帯に先立つ午前8時45分から5分間、生放送で朝鮮語ニュースが開始された。同番組の台本は、OWI英語ニュース・デスクで準備され、朝鮮課に提供された。

3回目は、午後9時45分から午後10時15分までで、これは聴取者にとって人気の時間帯となっていた。朝鮮課は、さらなる聴取者の拡大を目指しており、とりわけ主婦に聞いてもらうことを意図して、午後4時から30分間の放送も計画した<sup>(48)</sup>。

次に番組構成比率について見ていきたい。OWI月刊報告書によれば、1945年3月1日から31日までの期間に放送された朝鮮語番組では、72%がニュースで、29%が論評となっていた。全体のニュースの37%が生放送であった。続く4月1日から30日までの期間では、朝鮮語放送番組のうち、73%がニュースで、13%がニュースをもとにした論評、11%が自由なテーマによる論評、残りの3%が特集番組となっていた。ニュースが7割程度占めるという番組構成比率は、1945年7月頃まで続いていた。

太平洋戦争終結直前、OWIは、新番組として「自由のための戦い」

と「自由の歌」の制作・放送を計画した。前者は、中国の軍隊や、在中朝鮮人部隊の軍人、シベリアに暮らす朝鮮人を対象とする5分間の論評番組であった。後者も5分番組として計画され、OWIはこれを紛れもないプロパガンダ番組であると位置づけた<sup>(49)</sup>。

朝鮮語放送の番組に対して、聴取者の反応は、いかなるものであったのだろうか。OWIに届いていた聴取者からの手紙は、その一端を垣間見せてくれる。1945年3月28日、朝鮮系アメリカ人で、中国で米空軍大尉として任務についているチョン(W.S. Chung)の手紙が、OWIに届いた。そこには、「偶然にも短波放送局にチューニングしたところ、驚いたことに、なじみのある言葉で、なじみの声ははっきりとラジオから聞こえてきました。それは金ハテ(Kim Ha Tai)でした」と記されていた。続けて、次のような聴取者の反応も綴られていた。ある朝鮮人の友人が、ポートランドからモンタナに朝鮮人の知人に会いにいったところ、朝鮮の農民の多くが、短波放送受信機を購入し、OWIラジオ朝鮮語放送を聴取しており、「鍾路の鐘」が人気であると記されていた。また、年配の朝鮮人は、英語になじみがないため、朝鮮語番組のドラマは、孤立感や寂しさをとても紛らわしてくれていると綴っていた<sup>(50)</sup>。聴取者の手紙は、朝鮮での受信や聴取状況のほか、彼ら・彼女らの反応を、OWIに伝えていた。

1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾した。15日には、日本列島だけでなく、朝鮮半島や台湾島の住民にもラジオを通じて日本の敗北が伝えられた。このとき、OWIラジオ朝鮮語放送は、7本の特別番組を放送した。すでに8月中には、OWIラジオ朝鮮語放送の継続も決定しており、米第24軍が朝鮮半島南部に上陸する1945年9月9日から週40時間にわたって放送することが予定された<sup>(51)</sup>。日本敗戦は、OWIラジオ朝鮮語放送の終了を意味しなかった。

## おわりに

本稿は、アジア太平洋地域において、OWIが、どのようにプロパガンダを目的とする多言語のラジオ放送を実施していたのかについて考察し、なかでも、これまで未解明であった朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析を行った。ここで明らかになったことについて、次の3点からふり返っておきたい。

第一に、OWIラジオは、OWI設立によって新たに開始されたプロパガンダの試みではなく、いくつかの機関がすでに実施していたラジオ放送の延長線上に存在し、ホワイト・プロパガンダの一環として位置づけられていたことである。OWIが設立された1942年6月以前から、欧州戦線ではナチスに対抗するためのプロパガンダ・ラジオとしてVOAが開始されており、アジア太平洋地域では、日本の真珠湾攻撃を受けた対日放送としてCOIラジオが始まっていた。OWIは、こうした個別に実施されていたラジオ放送を統合し、1942年6月以降、新たにOWIラジオとして開始させた。統合の過程で、米政府機関内では、心理戦の役割分担をめぐって対立が広がっていた。対立を解消するためにプロパガンダをホワイトとブラックに区別し、前者をOWIが、後者をOSSが担うことになった。

第二に、アジア太平洋地域でのOWIラジオに見られる、OWI自身の関心の濃淡である。同地域において、OWIにとっての最大の関心は、言うまでもなく交戦国の日本であった。当初は日本のみへの関心であったが、次第に関心への広がりが見られるようになっていった。中国が、OWIにとって日本に次ぐ関心の対象となった。中国における抗日活動を支援するためのプロパガンダという位置づけであった。一方で、植民地朝鮮に関する関心は、おしなべて低いものであった。OWIは、敵国や同盟国中国、そして日本が占領した地域に対するプロパガンダ・ラジオの重要性を認識しつつも、植民地に対して十分な関心を有していたとは言えなかった。



第三に、OWI ラジオ朝鮮語放送が有する幾つかの特徴についてである。一つ目は、アジアの、どの言語の放送よりも、朝鮮語放送が、総じて低く扱われていたことである。そのことは、朝鮮語放送を所管する朝鮮課が日本部傘下であり続け、1945年2月になって、ようやく朝鮮部へと拡大改組されたことから明らかである。二つ目は、朝鮮語放送が、朝鮮での布教活動の経験を有する人物を中心に、在米朝鮮人の協力も得ながら運営されていたことである。三つ目は、朝鮮語放送では、ニュースとその解説、論評番組が重視され、編成が組まれていたことである。ラジオ・ドラマや音楽も放送され、人気を博していたものの、送り手としての OWI が力点を置いていたのは、こうした時事番組であり、その背景には聴取者として知識人に狙いを定める OWI ラジオの戦略があった。

言うまでもなく、本稿は、いくつもの限界を有している。最後に今後の課題として、次の三点について述べておきたい。

第一に、アジア太平洋地域で行われた OWI ラジオの実態について、さらに解明を進めていくことである。具体的には、ラジオ番組制作のプロセスや制作方針、目的のほか、聴取者の反応などが、明らかにされねばならない。

第二に、OWI ラジオが、戦後東アジアにおけるアメリカのプロパガンダと、どのような関係性を取り結んでいたのかを明らかにすることである。OWI ラジオは、かたちを変えながら 1945年8月の日本敗戦以後も続いていた。OWI ラジオは、どのように国務省、そして USIA に引き継がれ、冷戦期東アジアの広報文化外交に資するメディアとして転化していったのだろうか。このことを明らかにすることが第二の課題となる。

第三に、さらに朝鮮語ラジオの実態解明を進めることである。アメリカ国立公文書館などでさらなる史料収集を行うことで、番組の具体的な内容や番組制作プロセスなどの分析をすすめることが、第三の課題となる。

以上の課題の解明を通じて、アジア太平洋地域における OWI ラジオの全貌を解明し、ラジオというメディアで形づくられた戦争の、これまで光があてられなかった姿を提示しようとする。そして、その姿が、どのように冷戦期へと引き継がれたのか、あるいは引き継がれなかったのかに着目することで、冷戦が有する新たな側面を浮き彫りにして、冷戦と呼ばれた時代を描き直そうとする。ここに、本研究が設定する到達点があることを示したうえで、本稿を閉じることとしたい。

- (1) Joseph Barnes, *Fighting with Information: OWI Overseas*, The Public Opinion Quarterly, Vol. 7, No. 1 (Spring, 1943).
- (2) Leonard W. Doob, *The Utilization of Social Scientists in the Overseas Branch of the Office of War Information*, The American Political Science Review, Vol. 41, No. 4 (Aug., 1947)
- (3) *A Psychological Warfare Casebook*, William E. Daugherty, Published for Operations Research Office, Johns Hopkins University by Johns Hopkins Press, 1958 所収の W.E.D., *US Psychological Warfare Organizations in World War II* や W. Phillips Davison, *Policy Coordination in OWI* などがある。
- (4) Allan M. Winkler, *The Politics of Propaganda: The Office of War Information, 1942-1945*, Yale University Press, 1978.
- (5) OWI 研究として、アメリカ国内向けの OWI ラジオの分析を行ったホートンの研究 (Gerd Horten, *Radio Goes to War: The Cultural Politics of Propaganda during World War II*, University of California Press, 1992) や宣伝ビラに関心を定めた大田昌秀 (『沖縄戦下の米日心理作戦』岩波書店、2004 年) や土屋礼子の研究 (『対日宣伝ビラが語る太平洋戦争』吉川弘文館、2011 年) などがある。このほか、論文には、Matthew D. Johnson, *Propaganda and Sovereignty in Wartime China: Morale Operations and Psychological Warfare under the Office of War Information*, Modern Asian Studies, Vol. 45, No. 2, March 2011, Cambridge University Press などがある。OSS 研究には、OSS による中国での活動を解明したユの研究 (Maochun Yu, *OSS in China: Prelude to Cold War*, Yale University Press, 1992) や、山本武利の OSS ブラック・ラジオ研究 (『ブラック・ラジオ：謀略のラジオ』岩波書店、2002 年) などがある。
- (6) “태평양 전시하의 해외 독립운동 방송체제 - VOA 한국어 방송, 중경 임시정부 방송 및 국내수신 실태를 중심으로”, 박기성, 한국방송

- 학보, (5), 1994.12, 한국방송학회
- (7) *A Psychological Warfare Casebook*, William E. Daugherty, Published for Operations Research Office, Johns Hopkins University by Johns Hopkins Press, 1958, 127p.
- (8) *Overseas Information of the United States Government*, Charles A. H. Thomson, The Brookings Institution, 1948, 4p.
- (9) 山本、前掲書、20頁
- (10) *Outline History of Japan Division, Japanese*, Box3007, Entry498, RG208, Office of War Information, NARA.
- (11) <http://www.insidevoa.com/p/5829.html> (2017年5月26日アクセス)
- (12) *A Psychological Warfare Casebook*, op.cit., 128p.
- (13) <http://cdn.knightlab.com/libs/timeline/latest/embed/index.html?source=0AnotewlWz8pldHVQQ3dKb2pLR1lCU1VXbmFXaHpNUGc&font=Bevan-PotanoSans&maptype=toner&lang=en&height=650> (2017年5月26日アクセス)
- (14) *A Psychological Warfare Casebook*, op.cit., 128p.
- (15) *A Psychological Warfare Casebook*, op.cit., 128p.
- (16) 山本、前掲書、26-27頁
- (17) 山本、前掲書、23-24頁
- (18) 山本、前掲書、151-223頁
- (19) *No Title, August 15, 1942*, OWI - Organization Charts, Box5, Records of the Historical Subject File, 1941-1945, Entry 6E, RG208, NARA.
- (20) *No Title*, OWI - Organization Charts, op.cit.
- (21) Owen Lattimore, *China Memoirs: Chiang Kai-shek and the War Against Japan*, University of Tokyo Press, 1990. (『ラティモア 中国と私』磯野富士子編・訳、みすず書房、1992年、195頁)
- (22) 支局が設置された国家は、アルジェリア、イラク、レバノン、スイス、フランス、赤道アフリカ、エジプト、中国、アイルランド、ハワイ、トルコ、南アフリカ、英国、スペイン、カナダ、インド、アイスランド、スウェーデン、オーストラリア、イランであった。
- (23) *No Title, July 1943*, OWI - Organization Charts, op.cit.
- (24) ラティモア、前掲書、199頁
- (25) *Outline History of Japan Division*, op.cit.
- (26) 土屋礼子(前掲書、163頁)によれば、1944年3月にOWI中央太平洋作戦本部(OWI Central Pacific Operations)が、ホノルルに開設された。だが、1944年10月の組織図では、同作戦本部の存在が確認できない。中央太平洋作戦本部は、ホノルル支局を発展改組したものであったのか。あるいはまったく別の組織であったのか。こうした疑問点については今後のさらなる研究が必要になる。

- (27) Winkler, op.cit., 148p
- (28) 土屋、前掲書、230-231 頁
- (29) *Outline History of Japan Division*, op.cit.
- (30) *No Title*, (Brass Bound) Operations of Pacific Bureau, Box3007, Entry497, RG208, NARA.
- (31) *No Title*, (Brass Bound) Operations of Pacific Bureau, op.cit. Operations of the Pacific Bureau, op.cit.
- (32) *Outline History of Japan Division*, op.cit.
- (33) *No Title*, from Charles A. Siempan, Chief Program Bureau to All Division and Section Chiefs - Program Bureau Intelligence Bureau, July 15, 1944, Siempan, Charles, Box3018, Entry521, RG208, NARA.
- (34) <http://cdn.knightlab.com/libs/timeline/latest/embed/index.html?source=0AnotewlWz8pldHVQQ3dKb2pLR1lCU1VXbmFXaHpNUGc&font=Bevan-PotanoSans&maptype=toner&lang=en&height=650> (2017 年 5 月 26 日 アクセス)
- (35) *Outline History of Japan Division*, op.cit.
- (36) *Report*, June 15<sup>th</sup> - July 14, 1944, Outpost News, Box 3128, Entry 498, RG208, NARA.
- (37) *Monthly Report, August 15 - September 14, 1944*, Monthly Report 1944, Box3015, Entry519-520, RG208, NARA.
- (38) *Report*, June 15<sup>th</sup> - July 14, 1944, op.cit.
- (39) *Korean Unit*, Home Service Items to WA, Box3015, Entry519-520, RG208, NARA.
- (40) *Monthly Report, April 15 - May 14, 1944*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (41) *Monthly Report, February 15 - March 14, 1944*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (42) *Korean Unit*, op.cit.
- (43) *Korean Unit*, op.cit.
- (44) *Regional Suggestions - Korea Section*, October 11, 1944, Monthly Report 1944, op.cit.
- (45) *Monthly Report, April 15 - May 14, 1944*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (46) *Operational Plan - Korean Section - Set-up for July*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (47) *Monthly Report, June 15 - July 14, 1944*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (48) *Monthly Report, November 1 - 30, 1944*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (49) *Monthly Report, July 1 - July 31, 1945*, Monthly Report 1944, op.cit.
- (50) *Monthly Report, April 1 - April 30, 1945*, Monthly Report 1944, op.cit.

- (51) *Monthly Report, August 1 – August 31, 1945*, Monthly Report 1944,  
op.cit.











- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) [kenjimu.law@nihon-u.ac.jp](mailto:kenjimu.law@nihon-u.ac.jp)

執筆者紹介

掲載順

信夫 隆司 日本大学教授  
 谷田部 光一 日本大学特任教授  
 山口 正春 元日本大学教授  
 小阪 敬志 日本大学専任講師  
 小林 聡明 日本大学准教授

機関誌編集委員会

委員長	渡邊 容一郎
副委員長	柳瀬 容一郎
委員	大岡 泰
	江島 拓也
	大久保 聡子
	賀来 健也
	河合 修
	楠谷 清
	栗原 千
	清水 恵
	西原 史
	友岡 雄
	水戸 克
	渡辺 典
	岩井 義
	岡山 敬
	小野 美
	中野 義
	野村 未
	白方 和
	芳賀 千
	豊晴 彦

政経研究 第五十四卷第二号

平成二十九年九月二十二日 印刷  
 平成二十九年九月二十九日 発行  
 非売品

編集責任者 池村正道  
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所  
 電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル  
 印刷所 株式会社メデイオ  
 電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū  
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 54 No. 2 September 2017

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

*ARTICLES*

Takashi Shinobu, *Bringing in of Nuclear Weapons to the Bonin Islands after their Reversion to Japan*

Koichi Yatabe, *The Effect of The Act on Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace on Human Resource Management in Japanese Companies*

Masaharu Yamaguchi, *Significance of Consumption in Adam Smith's Commercial Society*

Takashi Kosaka, *A Procedure for Consolidating Worksheet Under the Japanese GAAPs*

Somei Kobayashi, *The Propaganda Radio of the Office of War Information in the Asia-Pacific Region: Preliminary Analysis on Korean Broadcasts*